

本市の政策展開から①

産業交流、下水の高度処理、土地開発公社経営健全化計画など、川崎市が着実に進めてきた施策の紹介を行います。

また、市民活動実現に向けた「多摩川エコミュージアム」、幸市民館を中心に行われている小地域でのボランティア活動などを紹介します。

ドイツ・ノルトライン・ヴェストファーレン州との産業交流事業

経済局産業政策部国際経済担当主管

秋田達也

はじめに

「二世紀は環境の世紀」と言われ、二〇一〇年には、三七兆円の市場規模を有すると見込まれる環境関連産業は、成長性の高い産業分野の一つであり、本市においても、この創出・育成を重要な産業施策に掲げています。

また、経済のグローバル化に伴い、企業は地域・国を越えて活動をしており、企業の発展、地域経済の活性化を図るには、外資系企業の誘致をはじめ、海外との産業交流を進めることも、欠かすことのできない産業施策の一つになっています。

DUGの本市開設

このような折、九七年六月、ドイツのノルトライン・ヴェストファーレン（NRW）州政府は、本市の首都に隣接した好立地と産業集積の厚さに着目し、日本で事業展開を目指す州内環境関連企業の支援策として、かながわサイエンスパーク内に、これら企業の共同活動拠点を設けました。（ドイツ地球環境テクノロジードイツ企業グループ日本事務所、略称を「DUG」と言います）

NRW州は、ドイツ最西部に位置し、面積三四、〇〇〇平方キロ、人口一、八〇〇万人。ルール工業地帯を擁し、重工業を中心に発展を遂げ、六〇～七〇年代には構造不況に見舞われました。現在では、全ドイツGDPの四分の一を生み出し、ドイツはもとより、EU経済の中核を担っています。

環境保護と経済発展の調和を重要施策に掲げているNRW州には、約一、七〇〇の環

境関連企業が立地し、二〇万人以上が従事しています。

「ドイツ環境関連企業との交流セミナー」の開催

NRW州のDUG設置目的と、環境関連産業の創出・育成という本市産業政策の一致により、九七年一月、標記セミナーの開催に至りました。ドイツの環境法規制とそれに対応した環境技術の紹介、並びにDUG参加のドイツ企業五社のプレゼンテーション及び日本企業とのビジネスマッチング（企業同士の個別面談）を内容とするこのセミナーには、市内企業はもとより、遠く関西、九州地区からの参加者もあり、NRW州との産業交流に高い関心が寄せられました。

ローカル・トゥ・ローカル事業の取り組み

海外との産業交流を進めるには、言語の問題をはじめ、相手地域の産業構造の理解、交流ニーズの把握、ビジネス慣行の違いなど、さまざまな問題があります。そこで、海外との産業交流に多数のノウハウと、世界的なネットワークを有するジェトロ（日本貿易振興会）では、より明確な交流目的と意欲ある地域を支援する「ローカル・トゥ・ローカル（LL）事業」を九六年度から行っています。本市とNRW州との環境関連産業を中心とした案件は、上記セミナーの取り組みなどが評価され、九八年度のLL事業に採択され、以後三カ年間、ジェトロの支援を得て、事業推進することとなりました。

(1) 交流事業の経過

初年度は、川崎市、NRW州双方において、交流ニーズについて調査を行い、さらにNRW州から一四企業を本市に招聘し、二日間にわたり、本市を中心とする企業と、技術情報の交換や、企業提携を目的として、延べ一九件のビジネスマッチングを行いました。二年度目の九九年九月には、一七名のミッションを、NRW州の州都デュッセルドルフ市に派遣し、「日独環境技術会議」〔注〕に参加するとともに、ドイツ企業と、延べ一〇八件のビジネスマッチングを行いました。また、二〇〇〇年二月には、産業振興会館において、「プラスチック廃棄物リサイクル」「環境と共生する建築等」「土壌・地下水汚染調



ドイツ企業とのビジネスマッチング (2000年9月、デュッセルドルフ市)

「査と対策技術」の三テーマについて、日本とドイツの専門家によって、「両国の技術・事業の紹介、今後の企業提携の可能性についての議論を行う」、「日独環境関連産業技術交流セミナー」を開催しました。

三年度目の二〇〇〇年九月には、NRW州政府の要請に基づき、二回目のミッションをデュッセルドルフ市に派遣しました。

このミッションには、八社一名の参加を得、「ドイツにおける日本年」(注2)のプログラムの一つである「日独経済会議」に出席するとともに、ドイツ企業とのビジネスマッチングを行いました。

また、二一世紀に企業が生き残るためには、「環境に配慮したものづくり」や「環境経営」への取り組みが必要となっている

ことから、この二テーマで、二〇〇一年二月、産業振興会館においてセミナーを開催し、循環型社会形成に向けての日独の法枠組み(注3)の概要、企業の環境配慮の取り組み、製品・生産活動に統合した環境保全の概念とその手法について、日独の専門家に紹介していただきました。環境に配慮することは、ビジネスチャンス拡大につながることに、企業の規模を問わず、消費者ニーズに適した製品をつくり、法規制をクリアしようとすれば、必然的に、環境配慮をせざるを得ない時代になってきたことなどが論じられました。

(2) これまでの成果

LL事業は、本市が本格的に取り組んだ海外との産業交流事業でしたが、ジェトロを始めとする関連機関及びNRW州側との密接な連携のもとに行なった各事業には、関心の高い参加者を得て、日本とドイツ企業間で、技術・販売等の企業提携、恒常的な情報交換等の交流、また、環境分野への新規参入、ミッション参加企業間での提携などの成果を上げることができました。

情報通信技術が飛躍的に発展した現在、遠隔の地にあっても、情報は容易に入手できますが、海外との交流において、信頼関係を構築し、成果を上げるためには、フェイス・トゥ・フェイスの交流がいかに重要であるかということを認識しました。

今後の取り組み

DUGの本市進出から四年、LL事業として三年間、NRW州と、環境関連分野を中心に交流を進めてきましたが、本市に関

心を寄せるドイツ企業は着実に増えていきます。今後も、これらの企業と市内企業の交流が円滑に進むよう、支援していくことが、本市経済の活性化につながると考えられます。

NRW州は、世界の企業が集積し、EU経済をリードしているばかりでなく、旧産業施設の再開発による地域活性化、環境技術や医療・福祉関連技術の研究開発を通じて産業構造の転換を実現するなどの経験を持っています。(注4)このNRW州の経験は、本市産業政策上の諸課題を解決する上で、大いに参考になると考えられるため、引き続き幅広い分野の交流を、フェイス・トゥ・フェイスで続けて行く必要があります。

注1 日独環境技術会議。九九年七月七日、本市が組織した「日独環境関連産業ビジネスミッション」を受け入れたため、デュッセルドルフ商工会議所等が主催した会議。ミッション参加日本企業に対して、「企業の環境マネジメント」(ヨーロッパにおける最近の環境基準の動向)等について、ドイツ人による講演が行われ、会議参加ドイツ企業向けには、DUGの角田所長が、日本市場における最近の環境規制、環境市場規模、日本市場進出へのチャンス等の講演を行った。

注2 ドイツにおける日本年。九九年から一年間、日本とドイツの相互理解、友好関係の強化を目的として、日本を紹介する各種イベントがドイツ各地で開催された。「日独経済会議」は経済分野の最終イベントで、ドイツ政財界代表者約五〇〇名が参加し、ドイツ・日本における産業拠点問題、将来的課題などが討議された。日本からは、外務次官、経団連副会長の政財界代表者及び川崎市、長崎県、熊本市からのミッション団が会議に参加した。

注3 循環型社会形成に向けての法的枠組み。昨年の第一四七通常国会で、「循環型社会形成推進基本法」をはじめとする六本の廃棄物・リサイクル関連法律が成立し、循環型社会への転換を進めるための基本的な枠組みができた。ドイツでは、九六年、「循環経済・廃棄物法」を施行し、リサイクルはもとより、環境適正の処分も視野に入れたマテリアル循環の理念を打ち出している。

注4 NRW州政府は、都市の活性化や、産業構造の転換を図るため、廃鉱や工場跡地を開き取り、観光・文化施設として甦らせ、市民に開放している。また、州内には、大学五三、テクノロジーセンター六六、公立研究所二が立地しており、州政府はこれらを積極的に支援し、環境分野では、約八五〇社がテクノロジーセンターと関わりを持ち、医療・福祉関係では、七つのテクノロジーセンターがグループを形成し、グループ化による効率的な技術開発と産業界への技術移転を行っている。

麻生水処理センターにおける 高度処理の導入

建設局下水道建設部技術開発・雨水貯留管理担当

窪田雅一

はじめに

東京湾の富栄養化防止を目的として、排水中の窒素・りん除去を行う高度処理施設が、平成一二年一二月より麻生区にある麻生水処理センターにおいて本格稼働しました。採用された処理方式は「担体利用・嫌気・無酸素・好気法」で、平成四年度から麻生水処理センター内に実験プラントを設置し実用化に向けての技術開発を行ってきたもので、これを実施設で実用化するのは全国で初めての試みとなります。

高度処理導入の背景

昭和六年川崎駅周辺の浸水対策事業から始まった本市の下水道事業は、昭和三六年には県下で初めて標準活性汚泥法による処理を入江崎水処理センターにおいて開始し、トイレの水洗化、生活環境の改善などを目的に整備を進めてきました。その後、昭和四五年に下水道法の一部が改正され、下水道の目的の一つに公共用水域の水質保

全が加わり、水質環境改善に貢献するためにも下水道の普及が急務であると認識されるようになりました。本市の下水道事業もその後急速に進展し、平成一一年度末には普及率は九七・三％に達し、市内四箇所の下水処理場で一日約五五万m³を処理し、処理水は直接あるいは河川を経由して東京湾に放流されています。

下水道は、市民生活になくてはならないライフラインの一つとして生活環境の改善に貢献すると共に、市内河川の水質改善にも大きく貢献して来しました。図1の様に、下水道の普及と共に、市内河川の水質も改善されてきています。しかし、閉鎖性水域である東京湾の水質状況は横ばいか、若干の改善の様子が見られる程度であり、図2に示すように、赤潮の発生件数については改善の様子が見られません。

この主な原因は東京湾へ流入する排水中に含まれる窒素やりんですが、東京湾流域での下水道の普及に伴い、下水道から排出される負荷量の割合も増大することになります。このため、下水道から排出される窒素・りんの削減が重要な課題となってきました。

おり、今までの有機物除去を主体とした処理方式から、窒素・りん除去も可能な処理方式に改めていく必要があります。

このような中で、平成九年三月に「東京湾流域別下水道整備総合計画」が国および本市を含む東京湾流域の七都県市において合意され、COD、窒素、りんの除去を目標として、積極的に高度処理の導入を図って行くこととされています。この合意に基づいて、川崎市では、全窒素一〇mg/l、全りん〇・五mg/l以下を目標処理水質として、高度処理計画を進めています。

高度処理方式

従来、多くの処理場で採用されてきた標準活性汚泥法は、図3に示すように反応タンクに空気を吹き込み、流入してきた汚濁有機物を微生物が酸化分解し、後段の最終沈殿池で活性汚泥と上澄水に分離するものです。活性汚泥の一部は反応タンクに返送し、残りは余剰汚泥として汚泥処理施設に送り、上澄水は消毒した後、放流されます。処理時間は六〜八時間ほどで、有機物



麻生水処理センター

除去が主体の処理法です。この方式でも窒素とりんは除去されませんが、除去率は三〇％程度と低く、閉鎖性水域の水質改善を目標とするには不十分です。

一方、今回本市で開発した処理法は、放流先が湖沼などの閉鎖性水域に立地している処理場などで採用されてきた嫌気・無酸素・好気法を参考としています。嫌気・無酸素・好気法は、従来の生物反応タンクを嫌気・無酸素、好気の三つに分割し、活性汚泥中の様々な微生物作用を利用して有機物、窒素、りんの同時除去を行うものです。しかし、この処理法は処理時間が一四

一六時間かかるため反応タンクが標準活性汚泥法に比べ約二倍の大きさとなり、川崎市のように、人口が密集する都市部の処理場では、新たな用地確保が難しいことから、このままでの採用は困難でした。

そこで本市では、この方式の中で一番処理に時間がかかる好気タンクに、微生物（主に硝化細菌）を附着させる担体（ポリエチレングリコールを主成分とした球形の粒で、粒径四・二mm）を一六％投入、保持し、担体付着微生物と活性汚泥の処理機能を複合利用することにより、処理時間の短縮を図りました（担体利用・嫌気―無酸素―好気法）。この方式を採用すると、標準活性汚泥法と同程度である八時間程度の処理時間で有機物を除去すると同時に、窒素とりんを七〇〜八〇％程度まで除去することができ、また、処理時間が短縮され、処理施設がコンパクトになったため、既存の処理場用地内で窒素とりんを除去する高度処理が可能となり、建設コストの縮減にもなっています。

今回高度処理施設を導入した麻生水処理センターは、表1のように平成元年に供用開始した施設で、既に計画処理能力一〇三、〇〇〇m³/日の半分の五一、五〇〇m³/日が標準活性汚泥法の施設として稼働していました。今回、流入水量の増加に合わせて増設する処理能力一七、二〇〇m³/日の施設に、担体利用・嫌気―無酸素―好気法を導入し高度処理を開始しました。

おわりに

担体利用・嫌気―無酸素―好気法は、従来の処理方式に比べ、短時間で窒素・りん

の同時除去ができるため、本市のように市街地に立地し、拡張用地取得が困難な多くの都市部の処理場でも、本方式を導入することで、窒素、りん除去が可能となります。一方、下水道の普及拡大に伴い流量が減少している市内河川や枯渇した水路に高度処理水を供給し、心に安らぎと潤いを与える水辺環境を創造することも下水道に求められる重要な役割の一つとなっています。今後、本方式により高度処理の導入が促進され、閉鎖性水域の水質改善や、処理水再利用の拡大がなされ、良好な水環境の創造に大きく貢献できるものと期待しています。

表1 麻生水処理センターの概要

敷地面積	68,230m ²
供用開始日	平成元年3月
計画処理面積	1,920ha
計画処理能力	103,000m ³ /日
現有処理能力	[既存施設] 51,500m ³ /日 [今回増設] 17,200m ³ /日 (高度処理) 計 68,700m ³ /日
放流先	麻生川 (一級河川)
水処理方式	[従来] 標準活性汚泥法 [高度処理] 担体利用・嫌気―無酸素―好気法

図1 下水道の普及状況と市内河川の水質

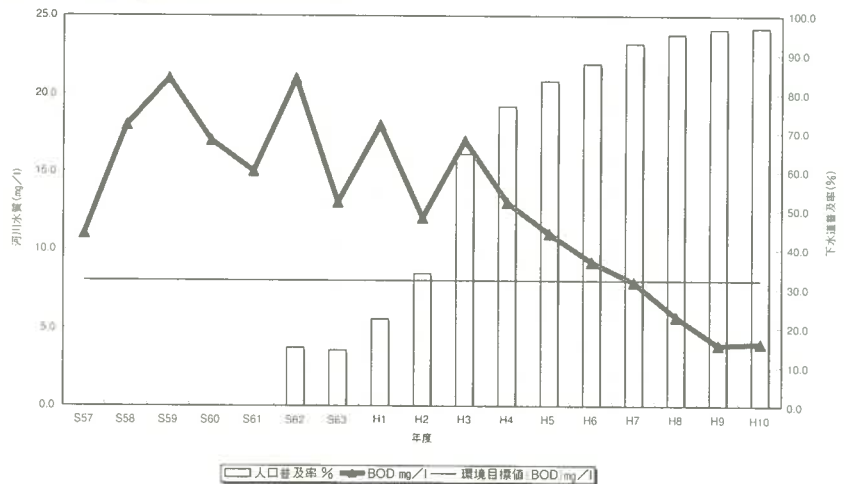
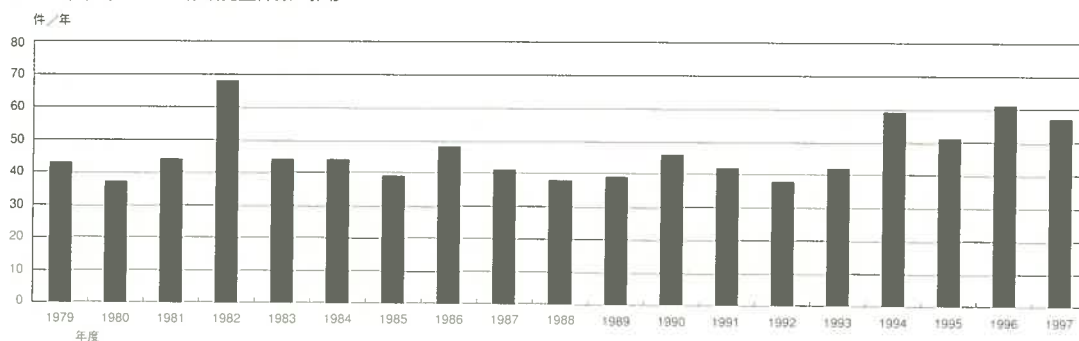
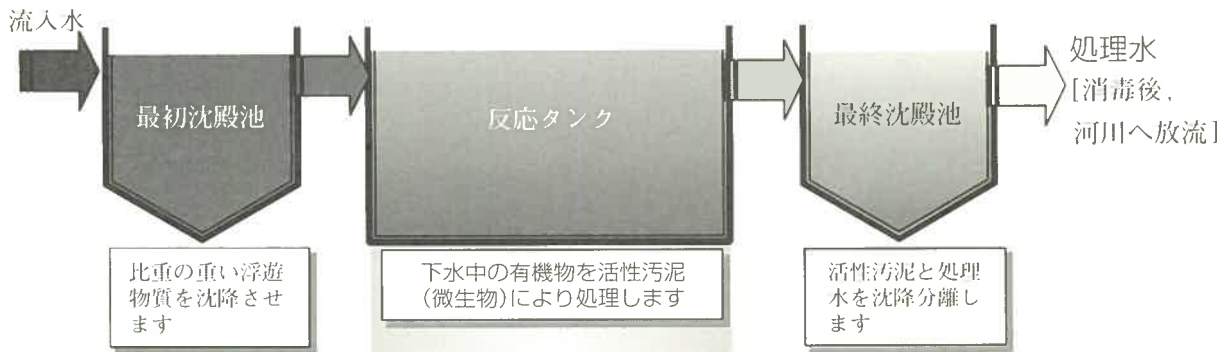


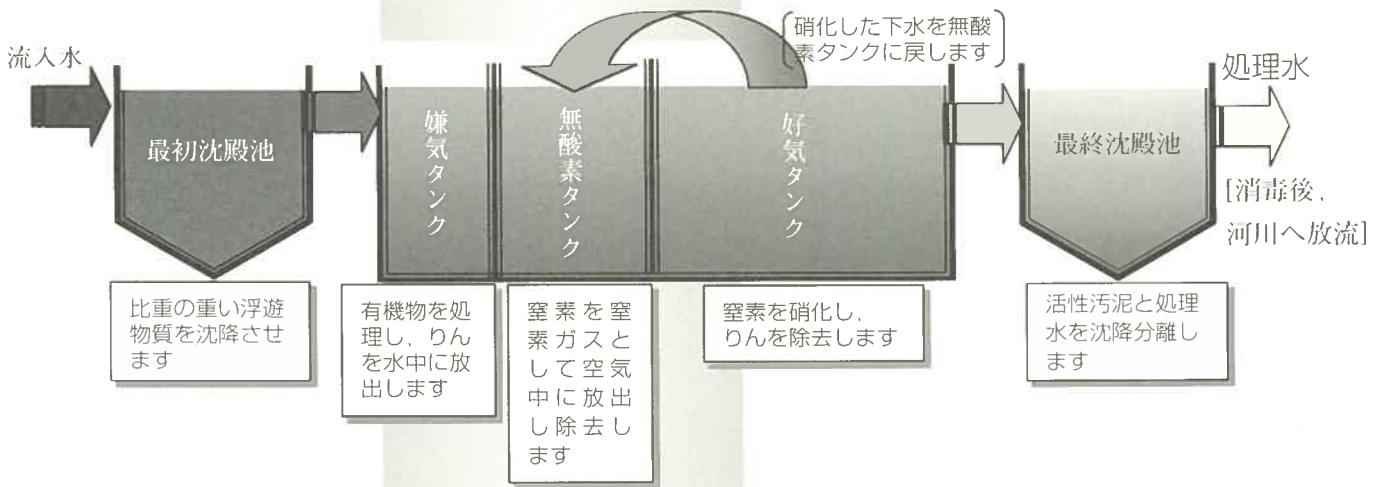
図2 東京湾における赤潮発生件数の推移



◎従来の処理方式（標準活性汚泥法）



◎現在までに実用化されている高度処理方式（嫌気-無酸素-好気法）



◎今回、全国で初めて採用した高度処理方式（担体利用・嫌気-無酸素-好気法）

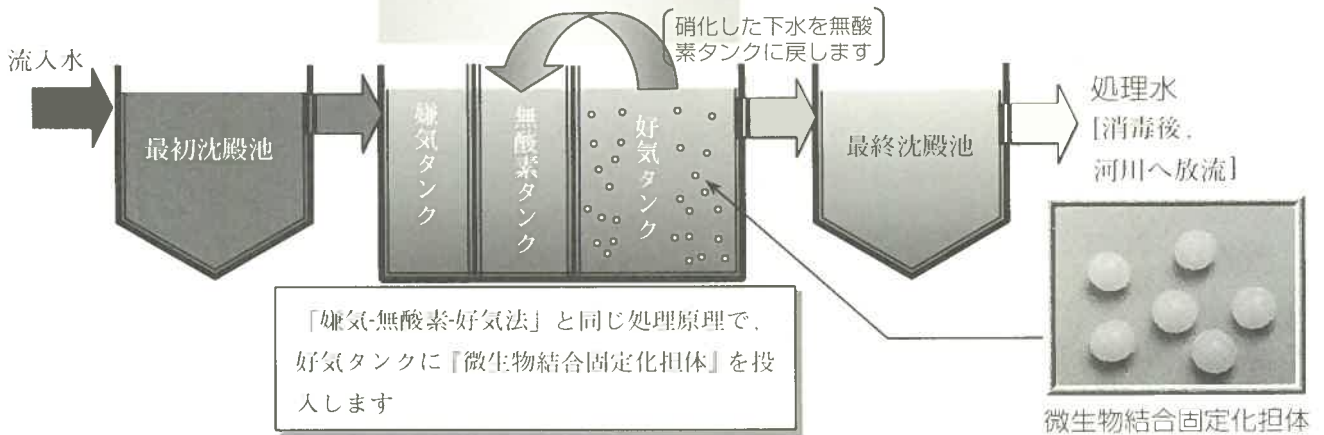


図3 処理方式

土地開発公社経営健全化計画

財政局管財部土地審査課副主幹

間山 博

はじめに

長期にわたる景気の停滞を背景として、国・地方を通じて財政状況が悪化しているなか、川崎市土地開発公社においては、保有期間の長期にわたる土地の累積、金利負担増による簿価の上昇、さらには供用済み土地などの大きな課題があり解決が急がれていた。

こうしたなか、平成一二年七月、本市等の要望に沿った「土地開発公社経営健全化対策」が国から示され、公社保有土地の再取得等を促進するための財政支援策が打ち出された。

本市では、「土地開発公社の経営の健全化に関する計画」を策定し、平成一二年一月自治大臣から公社経営健全化団体として全国初の指定を受けた。

以下、その内容についてお示ししたい。

川崎市土地開発公社の経営の健全化に関する計画

(1) 健全化計画の策定

本市では、今般の国における通知を受け、ただちに、関係部課長で構成する「土地開発公社経営健全化対策検討会議」（以下「検討会議」という）を設置した。検討会議においては、日々、金利が加算されている現状からも、公社の健全化を早期に実現するとの決意のもと、冒頭、計画開始年度を平成一二年度から取り組むことを決定し、検討を進めた。

(2) 健全化計画の内容

検討会議において検討した健全化計画の基本的考え方及び目標をまとめると次のとおりである。

(一) 基本的な考え方

《公社保有地の取得・処分・保有計画》

① 経営健全化の期間

一・二年度から一七年度

② 整備目標

平成一七年度標準財政規模に對する保有土地の簿価総額の比率を現行の一〇二程度に引き下げる。

③ 取得計画額

約三〇億円

④ 処分計画額

約七六七億円

⑤ 保有残高見込高

平成一七年度末保有高 一、三二一億円
平成一七年度末保有見込高 六八六億円

(二) 経営健全化に向けた目標

① 保有土地の簿価総額の縮減

② 五年以上保有土地の簿価総額の縮減

今後、三方年で約一、四〇〇億円の収支不足が見込まれる財政状況下において、新たな財政負担の発生は極めて厳しいものがある。そのため、平成一三年度予算に向けて、総合的な土地対策の推進を予算編成方針の基本的考え方の一つとして決定し、健全化計画との整合性を図りつつ、計画設定年度における必要な一般財源、可能な特定財源、起債発行額、償還計画等について総合的な検討を進めた。

また、取得目的別に分類されている一九二件の公社保有地について、川崎新時代二〇一〇プラン新・中期計画を基本に、必要性、有効性、実行性、優先性などから利用計画の見直しを進めた。

③ 供用済土地の解消

供用済の土地の買戻しに地方債の導入

(七〇%) が認められたことから、これを最大限活用し、出来る限り健全化計画においても、前倒しで解消を図るべき検討を進めた。

供用済土地(約三五九億円)については、平成一五年度までに解消する。

④ 新規取得の抑制

先行取得については、土地開発基金や公共用地等先行取得債の活用を図り、公社による先行取得は必要度等を厳格に判断し、できるだけ抑制する方向で検討を進め、新規取得については抑制を基調とし毎年度五億円を予定し、総額三〇億円とする。

⑤ 用途不明確土地の解消

用途が明確でない公社保有土地(三五億円)については、中期計画のローリングを進めるなかで処分方針を決定し平成一三年度までに解消する。

⑥ 無利子貸付

このたびの対策では、公社へ無利子貸付を実施する場合、その財源として一般単独債の発行が認められ、その金利の一部として特別交付税による措置が講じられた。公社への無利子貸付については総額約一一〇億円を実施する。

⑦ 民間売却の実施

処分予定地のほとんどの土地が、取得後、すでに一〇年以上経過しているため時価と簿価には乖離が生じており、その損失処理を公社が実施した場合、経営に大きな影響がある。そのため、公社における損失上の損失を出来る限り平準化すること、また、今後の公社の経営を考慮したうえでの準備金(内部留保資金)の活用、支援策等について検討を進めた。代替地五件、道路残地二件及びその他見直しにより不用と

なった公共用地等については、公社による直接処分をすることに決定した。なお、処分の状況によっては、計画を推進する上でさらに直接処分を実施する。

⑧ 総合的土地対策の実施

本市としては、公社保有地と連動して、本市が直接保有している土地についても見直しを進め、総合的な土地対策を推進するなかで、本計画を重点課題として取り組む。

以上が、本計画の内容である。

おわりに

今後においても、都市の健全な発展を促進する上で、公共用地の確保は必要ではあるが、時代の要請に適った執行体制がもたられている。

今回の土地開発公社の経営の健全化に係る計画は、社会経済環境の変化の下で生じた土地問題の解決を確実なものとするために策定されたものである。

今日、厳しい財政環境下にあるが、この計画を着実に実行するとともに、公共用地の取得にかかる環境変化も踏まえ、土地開発公社の経営健全化に向け努力していきたい。

自治省の「経営健全化対策」初指定

財源の多くは起債

市財政の圧迫必至

川崎市は二十日、自治省が自治体の土地開発公社の経営支援のために打ち出した「土地開発公社経営健全化対策」の指定を全国の自治体としては初めて受けた。現状のままでは、二〇〇五年度には簿価総額千五百六億円まで膨れ上がる見られていた公社保有地を、市が買い入れるなどして同年度までに現在の簿価総額の約半分に減らす。しかし、財源として、百一十億円の一般財源負担、五百三十億円の市債発行が必要になり、市財政は厳しく増える見込み。

市土地開発公社が昨年度の末時点で保有している土地は、簿価総額約千三百一十億円、年間の金利負担が約二十二億円に上る。計画によれば、今年度末から二〇〇五年度までに七百三十一億円分を市が買い取り、三十八億円分を公募で民間に売却。新たな用地取得や金利を考慮した上で、二〇〇五年度末の保有地を六百八十六億円とする。民間売却分は、路線価に基づいて計約二十七億円で売却する計算で、約九億円の損失発生を見込んでいる。

川崎市は二十日、自治省が自治体の土地開発公社の経営支援のために打ち出した「土地開発公社経営健全化対策」の指定を全国の自治体としては初めて受けた。現状のままでは、二〇〇五年度には簿価総額千五百六億円まで膨れ上がる見られていた公社保有地を、市が買い入れるなどして同年度までに現在の簿価総額の約半分に減らす。しかし、財源として、百一十億円の一般財源負担、五百三十億円の市債発行が必要になり、市財政は厳しく増える見込み。

市、融資行に協力要請

発行市債の引き受けて

川崎市は二十日、土地開発公社経営健全化対策による指定を受けたことに関する説明会を市役所で開き、協力要請を行った。

参加したのは、十四金融機関で作る市土地開発公社協議融資団（幹事行・横浜銀行）の担当者ら。市が公社保有地の買い取りを進め

まで現在の44%から23%にまで引き下げるほか、公社の土地を正式に買い取らないまま市が事業化して問題化している、供用済み土地の問題も解消できるとしている。

また、公社の廃止なども視野に入れつつ、公共用地の取得のありかたを見直し、いく方針を示した。

同省によると、同対策の指定基準を満たす土地開発公社は、全国約千六百のうち約二百に上る。自治省地域政策室によると、川崎市のほか、福岡県新宮町が近日中に指定を受ける見込み。

融資団は「今後の協力に関しては即答しない。来週初めに我々が会合を持つから回答したい」とした。参加したある金融機関の担当者は「従来の貸し付けで市債のどちらの形態を融資が分かれるか」と話していた。

簿価総額、5年で半減

市土地開発公社保有地

「多摩川エコミュージアム構想」に見る 新しい市民活動の兆し

市民自治を担いうる市民活動実現への期待を込めて

総合企画局副主幹

本木紀彰

はじめに

バスの窓から身を乗り出して、「おじさん夏もまた絶対来ようね」といいながらお世話になった小菅村の方達に一生懸命手を振る子供達を見てると、川崎の地で始めた我々のこの小さな試みが多摩川一三八kmを廻り、源流部までやっと到達したとの確かな手応えを感じさせてくれた。

川の流れのように市民活動は自由であり、また、無限の可能性を秘めている。事実、多摩川を介した市民活動・交流の輪は対岸の調布・世田谷に始まり、既に山梨県小菅村までの広がりを持つようになってきた。市域・行政区域に縛られる行政活動では到底でき得ない実績である。

しかし、自由で無限であるからこそ、その限界と問題点も指摘されるようになってきた。

つまり、現在の活動形態で市民が本当に自治の担い手になり得るであろうかということである。

九八年一二月には我が国でもNPO(特

定非営利活動促進法)が施行され、以後一年で約一、一〇〇〇団体が都道府県の認証をうけるなど、まちづくりの重要な部分を市民活動が担うようになってきていることは確かである。

市民主体、まちづくりへの市民参加が声高に叫ばれた七〇年代初頭からほぼ三〇年を経てまちづくりへの市民参加が至極当たり前になってきた現在、さらなる飛躍に向けて、今こそ市民活動は、従来の単なる参加に満足せず、主体的に活動する「活動参加」への脱皮が求められていると私は思う。

本論では、従来の市民活動とその抱える問題点、望ましいあり方、新たな方向性などについて、主に「多摩川エコミュージアム構想」の運営拠点である二ヶ領せせらぎ館の運営・管理、そして「構想」を現場で支える「平瀬川流域市民活動」や「多摩川・環境学習」などの七つのプロジェクトの活動などを通して考えてみたいと思う。

多摩川エコミュージアム構想と

市民の役割

「多摩川エコミュージアム構想」は平成六年度一年間にわたり開催された市政七〇周年記念事業の「地球市民会議」の提言までに遡る。

ここで確認された、「多摩川を中核として水と緑のネットワークを形成しよう」、そしてその担い手を「市民主体に実現化を図っていかう」との提言に基づき、先行・試行する市民活動が中心となって現在まで構想の推進を図ってきた。

構想全体の考え方は、川崎の歴史的・文化的背景である多摩川を再評価し、その持っている自然環境や特性、そして地域に点在する歴史的資産などを活かし、まちづくりの中に潤いを持たそうとするもので、具体的には多摩川やその支川、丘陵地や市街地、地域資産などを有機的に連携し、「水と緑のネットワーク形成」を目指すものである。とかく軽視されがちな「水と緑」や地域資産の活用した、混迷する都市部まちづくりへの新たな提案ともいえる。

本事業には三つ特徴がある。まず、計画そのものが行政計画であるものの、市民発意であること。次に、構想推進の中心に市

民活動を据えていること。そして、先行・試行する市民活動を計画に的確に反映するシステム、市民活動、計画策定、そして評価の連環の中で推進を図っていることである。これら中核を担うのが、構想の主旨に即して各種の活動を展開する市民なのである。

もちろん本事業は、行政施策の一環として行っている以上その活動に一定の制約を伴なうものだが、「歩きながら考える」、つまり、まず市民団体が先行して活動を実施する、そしてその反省に立って内容修正や序内調整を加え計画として昇華させるユニークな方法を採用している。

行きつ戻りつの計画づくりといってもよいであろうし、口の悪い向きは「何やら多摩川の河原に集まってゴソゴソやっている」ともいわれるが、これらの過程を経ることによって計画が次第に洗練され、より市民に身近なものとなっていくものと考えている。

これらの市民活動を総称して、私どもは「市民の活動参加」と呼んでいる。

単なる市民参加から、主体的に 継続して参加する「活動参加」へ

エコ・ミュージアムそのものは、フランスの博物館学者ジュリエル・アンリー・リビエールが提唱した新しい博物館形態で、我が国では、環境博物館、生活環境博物館などと呼ばれているが確たる定義はなされていない。

しかし重要なことはエコ・ミュージアムの思想が一九六〇年代のフランスの地方分権の流れの中から生まれてきたことだと思



▲平瀬川七タサミット記念撮影

ふるさと
遺産プロジェクト
チーム

日枝神社宮司の説明を受ける



▲丸子荘の総鎮守、日枝神社

散策▲

案内役の中原区チーム

エコの語感からか、環境を重視した単なる博物館運動と捉えられがちだが、この目的に地域社会（テリトリー）の振興と発展があることを忘れてはならない。

つまり、地域社会を基礎単位として、「地域社会の人々の生活とその自然及び社会環境の発展過程を史的に研究」することが重要であり、地域の歴史を認識し、未来も含めた連続した時間軸の中で地域の人々が自ら考え、自ら行動してみようとする一種の社会運動が、エコ・ミュージアムの思想なのである。

従来のみちづくりへの市民参加は文字通り市民が単に「参加」するに留まっていた。主従の関係でいえば従たる参加といえる。

何々フォーラム、同研究会、同考える会、何々計画づくり、何々ワークショップ等々盛んに実施されているが、発意乃至は問題提起・計画策定・事業実施そして以後の維持管理と、トータルなまちづくりの一連の流れから見ると、それは、行政が主催する個々分断された部分に市民が単に参加しているに過ぎないのではないだろうか。

自ら発意し、最後まで責任を持って主体的に活動を継続し、以後の維持管理まで自ら参加する理想的な市民活動の形態とは程遠いものといってしまうであろう。

誤解を恐れずに端的にいえば、何等かの意思を持った舞台で皆で踊っているようなものともいえる。

「歴史認識に立脚し、地域の人々が自ら考え、自ら行動する」エコ・ミュージアムの思想からは程遠いものであり、これらの反省に立って進められているのが市民の主体的・継続的な「活動参加」なのである。多摩区内で進められている、「平瀬川流

域市民活動プロジェクトチーム」の事例では、地域町内会を中心に新たに「平瀬川長沢流域協議会」を組織化し独自活動を進めるとともに、学識経験者と地域として本市による「平瀬川支川（いい川づくり）推進委員会」を設け、ともに共通認識をもちながら支川の改修計画づくりと、完了後の地域による維持管理のあり方など総合的な話し合いが進められている。

これら流域の市民活動を評し委員長の高村教授は、「全国で河川計画への市民参加が盛んだが、成功した事例はほとんどない。それは地域にお住まいの方々が主体的に参加していないからである。地域の方々が以後の自主管理まで視野に入れ計画づくりに参加している当地区の事例は稀であり、全国もその推移を注目している」と評している。

つまり、計画づくりの一部分に単に市民が参加しても、最後まで責任を持って主体的に参加し続け以後の管理まで携らないと参加への満足感に終わり、本当に市民が地域が望むまちづくりは実現しないということなのである。

地域の問題を一番熟知しているのは地域に居住する市民であることは論を待たない。まちづくりは地域に居住する市民が快適に暮らせる環境づくりをめざす以上、地域の市民が計画策定・実施・そして以後の維持管理まで携えることは至極当然のことなのである。

そして行政はやや離れた位置からアドバイスや総合的調整、専門機関としての技術的・財政的支援などを行う。主体的に活動する市民との間では、相互信頼と機能分担による適切な関係づくりが、市民自治実現に求められているのではない。

もちろん、市民と一緒に汗を流しながら活動することはいうまでもないが、この詳細は二ヶ所領せせらぎ館活動の項で後述したい。

プロジェクトチーム代表で「平瀬川流域まちづくり協議会」事務局長の松井氏は「市民参加のまちづくりではない、（市民の自発的活動に）行政が参加するまちづくりである」と語っているが、氏の発言は地域に根付いて長年活動に携ってきた自負の表われであると思う。

その他、宮前区の「区づくりプラン」策定後の各種市民活動や、同川崎区の「まちづくりクラブ」の活動なども単なる参加に飽き足らないこれら新しい市民活動の文脈で理解できる。

これからの市民活動に求められる要素とは何か

以上、構想を支えるプロジェクトチームの活動から市民活動を見てきたが、次に市民活動そのもののあり方について考えてみたい。

一般に市民活動はコミュニティ型市民活動とテーマ型市民活動に大別できる。前者は町内会など主に地域コミュニティに拠って活動を実施しているもの、後者はそれぞれのテーマに沿って活動を実施しているものである。

それぞれ特徴を持っている両者だが、先の「平瀬川流域まちづくり協議会」のように地域コミュニティを中核としながらもテーマ毎の活動グループや、小学校なども包括し、総合的活動を行っている折衷事例が一部で見られる以外は、一般的に両者は積

極的な交流を持たずそれぞれの領域内で活動を行っていることが多い。

コミュニティ型は、①組織形態や財政基盤が明確で、②動員力があり集団的行動が得意、③地域に立脚し継続した活動を行っているものの、一面では、①活動が画一的になりやすい、②組織が固定化しやすいなどの問題がある。

一方、テーマ型は①活動内容や範囲は自由で広がりを持ち、②得意な活動分野と個性を持つ反面、①組織形態や財政基盤が全弱で、②組織の消長が激しく継続的な活動が難しいなどが指摘されている。また両者で共通に指摘されていることに一般的な市民の声が活動に的確に反映されていないという代表性の問題がある。

いわば両者の特色は表裏一体の関係であり、これらを全て備えたものが理想的な市民活動といえるが、これからの市民活動は以下三要素を備える必要があると思う。

まず、①継続して活動を行える組織形態を持つものであることである。次に、②財政面やコーディネート能力なども含めて、他団体と協調しながら主体的に活動できる能力を持つことである。最後に、③地域や領域における代表性を持つものであることである。

先に両者共通の問題として指摘される代表性の問題は、とかく独り善がりが目立つ市民活動や、市民団体間の意見の相違、そして選挙を経ない町内会組織などで指摘されてきた。

地域の本当の声を代表しているのはいったいどの市民団体なのか、どの市民活動なのか、誰と話をすれば正常な話し合いが成立するかなど、百家争鳴状態の市民活動に

対してよくいわれているが、一方、「発展途上の市民活動では仕方がないこと」、「多様な意見を持つことこそ市民活動の特質なのだ」など一部擁護する声があることも確かである。

しかしながら、各市民団体間の意見調整や対応に行政職員の労力の大半が費やされ、ただ空しい時間だけが過ぎて、市民意見が計画に適切に反映されないケースや事業費の増大を招いたケースなどが多々見られ、決して現状が望ましいことでないことも事実である。

市民活動の代表性は、選挙などの手続きによって獲得されるものではなく、個々の市民団体の日々の活動実績や、積み重ね対して地域の市民の信頼として自然に醸成される性質のものである。

このため、先にあげた継続して活動はもちろん、市民活動に一番求められることは他団体と協調し活動できる能力、つまりコーディネート能力ではないか。

また、所謂サイレントマジョリティの声が活動の中での確に表現されるためにも、意見の異なる市民間の意見調整や合意形成過程が、当然活動の中に含まれていなければならずコーディネート能力はこの面からも今後の市民活動の必須の要件といえると思う。

レスター・M・サラモン氏は「公式に設立された民間機関で、自主管理を行い、利益配分を行わず、有志によるものであって、公共の利益を追求するもの」とアメリカでの非営利セクターの特徴をあげているが、またこの段階には到らないのが我が国の現状といえる。

とはいいながらも現段階で前述の三要素

を早急に市民活動に求めることは非常に困難で、様々な要因から現形態に収斂してきた以上、両者の得意分野を活かしながら領域を分け、活動を総合化することがより現実的な方法ではないか。

このため、市民団体間の調整や方針決定、全体のコーディネートなどの総合化作業は、それぞれの代表者に行政も加わった組織において行うことが現状では一番適切な方法であり、二ヶ領せせらぎ館ではこの方法により実際の運営を行っているのである。

二ヶ領せせらぎ館における市民活動の試行と実践

「多摩川エコミュージアム構想」の運営拠点である二ヶ領せせらぎ館は、地域の登戸・宿河原両町内会の代表にテーマ毎に活動する七市民団体代表、そして川崎漁業協働組合と本市が加わって、「二ヶ領せせらぎ館運営委員会」を組織し、市民による自主運営・管理を行っている。

また、館では活動内容や日々の詳細な維持管理にいたるまで、全て運営委員会の席上で協議・決定するシステムを「昨年四月の開館以来行ってきた。

つまり、コミュニケーション型、テーマ型市民活動の協力により、先の「それぞれの代表者に行政も加わった組織」で運営されているのである。

本稿執筆時点で既に三万八千人の来館者を数え、年間二万人以上の市民の方々が訪れるまで育ってきた二ヶ領せせらぎ館は、情報の受発信、市民活動の支援、市民活動拠点の三つの機能を持ち、館を拠点に既に

二ヶ領せせらぎ館



述べた七つのプロジェクトチームが活発な活動を展開している。

このプロジェクトチームや二ヶ領せせらぎ館自主事業は昨年一〇事業、本年は一七の事業を市域内外で展開しており、月によって二つの事業が重なる場合もあるありさまである。

本市はこの中で「多摩川エコミュージアム構想」の事業担当として構想全体の進行管理と調整にたずさわり、また「運営委員会」では事務局として運営全般にかかわっている。もちろん館が主催する事業の段取りや、ともに参加して活動を行っていることとはいうまでもない。



運営委員会、市民による市民のためのコーディネート

このように二ヶ領せせらぎ館では、コミュニケーション型とテーマ型両市民団体に本市が参加する運営管理システムで、先に述べた、今後市民活動のあり方や理想形態を追求するケーススタディの場ともなっているのである。机上の空論・観念論で終わらせない、日々発生する目の具体的な問題を現場で解決を図りながら市民活動の理想形を追求するまじづくりの研究開発型施設ともいえるし、「やってみなければ分からない」を合言葉に、繰り返し述べている市民の「活動参加」の実践舞台なのでもある。

二ヶ領せせらぎ館運営委員会の活動

次に、「二ヶ領せせらぎ館運営委員会」の詳細により、先にあげた市民活動の問題点、市民団体間の調整能力やコーディネートの能力の問題をどのように解決しているかを述べてみたい。

市民活動理想形の三要素を視野に入れた二ヶ領せせらぎ館における現実的解決策では、まず、運営委員会の民主的運営がある。出身母体や多摩川との関連性、活動経歴や組織形態などから参加している市民団体間に温度差があることも事実で、特にテーマ型の活動では多摩川への思い入れの強さから時には軋轢を呼ぶこともあるが、本市も参加する「運営委員会」の場でそれぞれの団体が問題点や活動内容を個々議題として提案し、全員の議論を経ることによって、一定の方向性を導き出している。

また、決定事項は提案した一団体の活動としてではなく、二ヶ領せせらぎ館の固有事業として運営委員全員の責任にもとに実施する体制としており、本市もこの中に含まれている。

本市は運営委員会の事務局である一方、構想全体の責任を持つ立場である以上、運営委員会の場では明確に可否の意思を述べ協力も行う。立場を越えた対等な立場で互いを認めあいながら構想推進を図っているのである。

このため、セミナーの開催や屋外事業など対外的な交渉や開催準備で、本市が行うことにより円滑に事業が進む事柄があれば、積極的な協力は一切惜しまない。

異なる意見の調整は市民活動内部のみならず市民団体間でも必要であり、そこには対等・平等・協力の関係が基本となる。

機能の違いはあるものの市民と行政の関係も全く同様であり、理想の市民活動を実現するためには、全ての関係が対等・平等・協力を基礎としたものでなければならぬ。「何等かの意思を持った舞台」で市民参加や活動を続けても理想には一歩も近

かすかないのである。

本市が運営の一翼を担っていることで、「二ヶ領せせらぎ館活動は本当の市民運営ではない」との批判があることも重々承知しているが、これは先に述べた三つの要素を備え持つ市民活動が育つまでの過渡的な措置ともいえるし、実績を積み、現実問題に直面し、互いに知恵を出し合いながら理想の市民活動を自身で獲得する過程であるとするれば、あながち批判はあたらないと思う。

市民活動の総合化と新しい流れ

テーマ型、コミュニティ型の領域を越え、「両者の得意分野を活かしながら領域を分け、総合的な活動を行う」形態も見え始めている。

冒頭に紹介した地域の子供達による秋の源流訪問では、多摩川をテーマに活動している市民団体と源流部で活動する市民団体の交流が、二ヶ領せせらぎ館での源流写真展や作者をお呼びしてのセミナー開催となり、そして宿河原町内会や保護者・子供達による多摩川源流部小菅村の訪問、さらには本市と山梨県小菅村などの地域間交流へとその輪は広がり続けている。

その他、地域の町内会の方々には日常の館の維持管理や管理区域の清掃、そして自主事業への全面的な協力を頂いており、昨年夏開催した「多摩川と親しむ集い」では、川崎漁協と登戸町内会の共催により開催して三〇〇人近い子供を集めるようになっていた。

本年一月に開催した凧上げ大会も、宿河原小学校の好意により体育館を使用して、大雪にもかかわらず指導の「日本凧の会」

の方々や、早朝から屋外で食事の用意を頂いた地域町内会の皆さんの協力で無事終了することができた。

私どもの活動を、「環境派の口うるさい市民団体が二ヶ領せせらぎ館に集まって活動している」と誤解されている方もいらっしゃるようだが、このようにそれぞれの市民活動が領域を越えて多摩川にそして二ヶ領せせらぎ館に結集し、着実に新しい市民活動の流れを創り出しているのである。

市民活動を的確に計画に反映するシステムづくり

最後にこれら市民活動と計画策定との関係を若干述べて終わりとしたい。

いくら先導的な市民活動があっても計画とはなり得ない。そこには市民の活動を的確に計画に反映するシステムが必要である。

「多摩川エコミュージアム構想」では市民活動を中核に置きながらも、協議、決定、実施の場を多層、重層的に配して、相互がチェックしフィードバックしながら、計画策定、実施、評価を有機的に連関するシステムの中で計画策定を行ってきた。

初動期から現在まで、組織の名称や構成人員などに変遷はあるものの基本枠組みに変更はない。以下が計画策定における基本的な枠組みである。

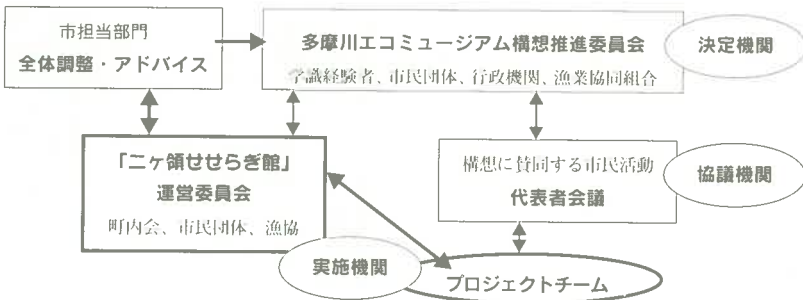
この中で二ヶ領せせらぎ館やプロジェクトチームは実施機関の役割を担い、その中心に位置する代表者会議は協議機関、構想推進委員会は、学識経験者を座長に専門家と市民団体の代表、漁協そして本市も委員として参加する計画に関する意思決定機関と位置づけ、座長の下、参加者は市民・行

政が対等な関係で構想や計画内容に対する意見を述べ内容を議論し、計画に反映させるシステムとしている。

さらに外縁部には構想の主旨に賛同して活動する各種市民団体があり、これら総体が構想を支え推進を図っている。

具体的な活動から見ると、主にせせらぎ館を舞台に各プロジェクトチームなどが、独自活動やせせらぎ館の自主活動として様々な活動を先行して実施する。

昨年度の事例をあげれば、多摩川に関する環境学習や各区を歩いた史跡・遺跡の調査、多摩川堤防上の桜の植樹などである。これらの活動を通して、構想の問題点や



新たに付加しなければならぬ部分、さらには想定している計画全体の枠組みと個々の市民活動の関係などが明らかとなっていく。

代表者会議は、個々の市民代表に担当の私共そしてコンサルタントが加わり、実際の活動を実施した経験をもとに、如何に個々の市民活動を計画に反映できるかを話し合うのである。

ここで一定の整理を行った後、構想推進委員会の場では実際に活動している市民団体が個々の活動内容や活動に伴う課題などを提起し、参加者や学識経験者、行政側委員が意見を述べ合いながら、計画へと昇華する作業を行うのである。

このように計画づくりの全ての基礎は個々の市民活動が担っている。多摩川エコミュージアム構想は行政計画であるものの、個々の市民活動の積み重ねを様々な討議・検討の場を経て洗練され計画とする従来とは全く異なる手法をとっている。

「こんな方法で果たして計画づくりができるのか」との異論が庁内から出されていることも確かだが、地方分権化社会における計画づくりでは、地域の声を的確に反映することが計画づくりにも最も求められるところであり、現状では最適な方法ではないかと自負しているところでもある。

以上、「多摩川エコミュージアム構想」の全容とそれを支える市民活動を紹介したが、これら活動全般に対して、第六回日本計画行政学会計画賞も頂き、私どもの試みが全国的に注目されるようになってきた。

作業は若干遅れ気味だが、13年度の早い時期に基本計画の策定を終え、末永く市民活動が継続できるように枠組みの計画にしたいと考えている。

市民がつなぐ川崎の水とみどりのまちづくり

今、ふたたび「ガリバー地図」多摩丘陵から鶴見川・多摩川、そして海へ

多摩区役所福祉課

広岡真生

みどりをテーマにしたワークショップ

川崎市の市町村シンポジウムは今年で四回目を迎え、「二一世紀の自治・分権」ガバメントからガバナンスへ」をテーマに、二月七、八日の二日間にわたって行なわれた。いくつかあった分科会のうち、自主研修グループ・オルタナティブ川崎研究会を中心とした、若手市職員有志でスタッフを務めたのがこのワークショップである。市町村シンポジウムワークショップが始まったよ

ガリバー地図

ワークショップでは参加者相互の顔合わ

せと、自分たちの住む土地を再確認してもらう意味で、一五〇〇分の一の巨大な川崎市住宅地図を会場いっぱい敷き詰め、その上でサインペンを持って書き込みをしてもらった。まずは自分のなじみの深い場所（自宅や学校、職場など）にするしをつけてもらい、そのまわりに自然がどれくらい残っているのかを確認してもらおう。さらに道路や鉄道、河川に沿って移動することで、地域で活動している市民グループとの出会いを楽しんでもらった。

市民グループの活動報告

次いで現在市内で活動している市民グループの代表に、事例報告をお願いした。麻生区を中心に活動している「まちはミュージアム」、宮前区からは「平瀬川流域まちづくり協議会」、幸区から「矢上川で遊ぶ会」、東区からは「かわさき・海の市民会議」、そして川崎を南北に流れる多摩川からは、多摩川エコミュージアム

構想づくりで活動している「多摩川と語る会」。いずれのグループも写真やビデオ、スライドなどを使い、その資料の豊富さと訴えかける力から、市民活動の力強さと、実践する人々の広がりを感じ取ることができた。

大地の必然、流域「思考でいこう」

午後からは慶応大学生物学教室教授の岸由二さんに講演をお願いし、環境問題への取り組みは足元にある自然を見つめなおすことから始めよう、というお話しを頂いた。川の流れや尾根線、丘陵や水系などによってできる大地のかたちを基本とし、市町村の境界線による行政区画とは別の、「自然の住所」とも言うべき地図感覚を共有することで、環境問題をより身近に感じることができるといのである。私は中原区と高津区の区境、下新城という行政区間に住んでいるが、自然の住所では「関東平野内、鶴見川本流、矢上川支流、江川東岸」



ガリバー地図、自分たちの思いを書き込む

なる、といった具合である。多摩・三浦丘陵群をイルカに、鶴見川流域をバクにそれぞれ見立てる岸さんの発想は、都市に住み、利便性だけを追い求める現代の私たちに、新たな視点を提示してくれたといえる。

グループ討論

午後の残りの時間は、自然環境についてこれまでの一〇年で何をし、そしてこれから一〇年間で何をしたいのか参加者全員が画用紙に描き、似通ったテーマごとに集まってグループ討論してもらった。ここでは地域での活動の成果を持ちより、今後の政策や、市民活動について提案をまとめる作業となった。市民と行政のパートナーシップや、市民間での合意形成の重要性、浸水性の高い河川行政への転換、遠くの森林を守るより近くの里山の保全、斜面緑地と相続税の関連、市民グループどうし

本市の政策展開から⑥

新たな世紀へ

21世紀カウントダウンイベント報告

経済局商業観光課長

梅沢孝志

の連携、「市民健康の森」のネットワークなど、さまざまな提言がなされたが、なかでも「市民活動は楽しくいいかげん（良い加減）なくらいがいい。息切れしないように続けていくことが大切」という発言が印象に残った。参加した市民だけでなく、むしろ行政側の参加者や、私たちスタッフとって、貴重な出会の場であったような気がする。

これからの環境行政と市民活動

地球全体における環境問題が議論されるようになってきた。環境に負荷をかけるに持続的発展をめざす社会にとつて、自然と人間の共生は欠かすことのできない条件である。しかし、一方で都市化のすすむ街で暮らしていると、大地に足をつけて生活している自分の姿を見失ってしまいそうになる。都市における自然と人間の接点の希薄さと、今地球上で進んでいる深刻な環境破壊とを結ぶことができるのは何か。その答えは身近な地域での活動にある。まず自分の住んでいる家の周りの自然を探し、そしてそれと日常生活のなかで触れ合う機会をつくる。そんな地域での実践活動が広がりをもち、緩やかにつながっていくことで少しずつ力を持っていくのだろう。

行政と市民のパートナーシップの必要性が叫ばれている。自治体職員は、果たして地域に帰ってもよき実践者なのであるか。市民が力を貯えてきている今、連携をしていくべき行政や、自治体職員に求められているものはなんなのか。今回のワークショップを機に、少し大きな宿題を抱えてしまったような気がする。

「二一世紀を迎える」という歴史的な記念すべき時にあたり、新しい世紀のスタートを市民が一体となつて祝うため、カウントダウンイベント及び関連イベントを実施する。カウントダウンイベントについては、川崎市内を三つの地域に分け、地域の特性を生かした内容とし、川崎の市民文化の継承に寄与することを目的として開催する。この開催趣旨が決まるまで二カ月かかった。さらに、事業概要を固めるのに一カ月。経験のある知人に相談に行くと、きまつて「早く思いだ方がいいよ」とアドバイスを受けるが、アイデアがなかなか固まらない。とにかく迷い、悩んだ。確かに「花火」や「光のイベント」の所管課だが、舞台系は課内全員が未経験。しかも、二月三日、真冬の真夜中では全面的に条件が悪い。外でのイベントは、観客にも出演者にも寒くて厳しい時期である。別に紅白歌合戦があるからではないが、出演者も限られる。交通事情、警備、駐車場、飲食の店開き等々を考えると、おのずと課題は山積してくる。幅広い年齢層の結集は難しく、ターゲットは若者に絞らざるを得ない。序内の

の関係局の会議では、即座にメイン会場のコンペを薦められた。

記念のイベントである。何らかの形で川崎らしい文化との係わりを強く意識する。まずは二一世紀に川崎の文化の代表となる事業との係わり。十三年度に着工する川崎駅西口文化ホールのレストランチャイブとなる「読売日本交響楽団」や新世紀フロンティア事業の中でも注目されている「藤子・F・不二雄」アートワークス。そして、若者の文化で全国的に有名な、いま再開発中の「チネチッタ」。川崎唯一のプロスポーツチーム「川崎フロンターレ」も欠かせない。川崎駅周辺に加えて、平成一〇年度の都市景観大賞で建設大臣賞を受賞した新百合ヶ丘駅南口のデッキのイルミネーションやライトアップも実験したい。

メイン会場のコンペの結果、「高橋克典」に決まった。これで、集客力も「元気」もクリアでき、なんとかかなりそうだとコンセプトに自信を持ち始めた。

「カウントダウンイベントの記録ビデオ」を見て、改めて「しんゆり」の実行委員会活躍には脱帽する。報告として聞いてい

たが、南口デッキは人、人、人で埋まっていた。何よりも年齢層が幅広く参加している。天候は恵まれた状況ではなかったが、これだけのイベントができたことは、永い間、景観等の街づくりで取り組んできた実績や「しんゆり映画祭」の土壌があったからであろう。実行委員会の中心になった旧住民も、また新住民も、街づくりへの関心の高さと意気込みがうかがわれる。麻生川の桜並木を麻生区の名物にしようという動きも、「桐光学園」の春の甲子園出場場の盛り上げも、この実行委員会が核になって、いま進めていると聞く。

注目すべきは、日本の、いや世界の「読響」とこの日のために結成された市民合唱団「麻生区カウントダウン合唱団」との共演。三曲共演するのに「〇回も集まって、練習をしたとのこと。出場者にはきつと忘れられない、いい思い出となったことだろう。「なかはら」は何度も会議を開いて、「大正ロマン」のコンセプトづくりに努めた。そして、メイン会場の「とどろきアリーナ」のお膝元だっただけに、その盛り上げに地元がどうかかわるか、一緒になって検討し

てくれた。「高橋克典」が横浜出身で、川崎との関わりが薄いだけに、少しでも地元色を出したかった。地元神輿のくり出しや若者達の演奏の参加など、いろいろ検討したが残念ながら諸事情で実現しなかった。いずれにしても、フロンタールの地元であり、二〇〇二年のワールドカップのキャンブ地として、いろいろな歓迎の催物が実施されれば、中心にならざるを得ない中原区である。その時に向けて、このイベントがひとつのステップになってくれればと思う。

「チネチッタ」のカウントダウンでは、従来以上のバージョンアップをお願いした。川崎駅周辺中心市街地の賑わいは想像以上に苦戦している。今、中心市街地の活性化に取り組んでおり、再開発中の「チネチッタ」に対する期待は大きい。韓国や台湾などアジア諸国をはじめヨーロッパでは、日本のアニメや若者文化が大いに注目されている。「川崎大師」につづく全国的に有名な「チネチッタ」の若者文化。その隆盛が川崎駅周辺の再活性化の鍵を握る。

溝ノ口駅前では「キラリデッキのイルミネーション」が関連イベントとして実現した。実行委員会は「高津観光協会」を中心に、ノクティがうしろ楯になり、周辺の商店街も参加して結成された。来年も実施する予定とのこと。きつと川崎の冬の風物詩のひとつとして、夏の花火大会とともに高津区の代表的なイベントになるであろう。

「しんゆり」会場では「読響」と市民合唱団との共演が実現したが、市民文化団体との係わりをどうするかが、もう一つの重要なテーマであった。川崎には市民や企業の交響楽団、吹奏楽団、合唱団が多数ある。「日本映画学校」「昭和音大」「洗足学



カウントダウン

園」などもある。いろいろな市民文化が盛んで、市民文化元氣都市である。

その市民文化の代表を一部だが、ぜひ広く市民に披露したいと、川崎市総合文化団体連絡会や川崎市文化協会とも相談して、カウントダウン本番の一週間前のクリスマスに、ルフロン広場で「市民文化ふれあいイベント」を開催した。

十分な舞台環境は作れなかったが、出演八団体とも快く応じてくれた。そのひとつ「川崎少年少女合唱団」が歌っていた時、ピラを巻いていると、老婦人が寄ってきて「いいわネー、こういうイベント」番好き。

本市の政策展開からの

幸区で地域を支える

ボランティア活動について

市民協働の保健・医療・福祉・教育の連携システムの構築にむけて

はじめに

冬なのに暖かいある日の午後、保健所の会議室にいる。健康福祉局の担当者による「(仮称)健康づくり計画(素案)」の説明を聞きつつ、市民の質問や意見に耳を傾けているが、やはり、学級の企画を立てるにしても現場でボランティアとして活動して

タダで楽しんじゃった。」と礼を言いながら、ピラを受け取りにきた。少々疲れ気味の体にとって、なによりも元気づけの激励であった。

スピーカー等の機材をワンランク上げているので、通行人にどのように聞こえるのか、駅前の方に行ってみた。難聴ぎみの耳底にも大きく響いて聞こえる。明るく、元氣な、そして子供らしい清らかさを持ったサウンドが、駅前広場でひろがっていた。思わず幼少期を思い出し、胸から熱い感動が突き上げてきた。

二〇〇一年、二一世紀のはじまりであ

る。映画やマンガで、あるいはそれぞれのイメージの中で遠くに想っていた二一世紀が来る。ふと、二一世紀に向きあおうとする、なぜか二〇世紀の自分のなつかしい思い出の数々がうかんでくる。案外、そのようにして、各々がカウントダウンを……。

「カウントダウンイベントの記録ビデオ」は日本映画学校の卒業生が撮影した。なかなかのできばえで、試写を見た実行委員の評判もいい。何よりも出演者が素晴らしい。出演者の皆さんが自分の二一世紀を語ってくれる。「ふるさと川崎への愛着と人生讃歌」を込めて、ぜひ、ご覧ください！

教育委員会幸市民館

植木賢一郎

いる方や高齢者介護の問題でいえば、家族の方や体験者に直接企画に関わっていたきたいなど考える。机上のプランよりも、地域の公園や子ども文化センターや老人いこいの家で市民の皆さんと現場で共に学ぶことが、地域でのネットワークづくりにかされるはずだからである。その意味では私にとって、この様な時間はとても貴重で

ある。平成九年度の政策課題研究Bチームの一員として「市民協働の保健・医療・福祉の連携システムの構築にむけて」というテーマで関わったが、あくまで、この研究では「現場の視点」にこだわった。しかしながら「福祉コミュニティの大きさ」が小学校区なのか中学校区なのか、福祉対策の展開を進めていく上での基盤整備の目標設



市民協働による新たな連携のために、幸市民館にて

定、計画策定、進行管理といった部分を提示することが出来なかった。この報告は「地域におけるボランティア等の実践活動のネットワーク化にむけての方向性」を示しながら、「福祉コミュニティの大きさ」について考察していくものである。

幸区の現状

幸区は市内で川崎区に次いで高齢化の進んだ地域である。一人暮らしの老人や高齢者世帯が多い地域であるといえる。また、別の視点でみれば市内に四〇カ所程度設置されている知的障害者のグループホームが一方所も無い区でもある。これは、多くの知的障害者の方が年齢を経るにつれ自分が生活していた地域で暮らしていく事が困難であるということも意味している。子育ての環境も再開発により、新たな支援体制が求められている。このような中でも地域の集会所を利用しての痴呆老人のデイケアを

はじめとして区内各所で市民による自主的な活動は、ただ単に自分の生活に潤いをもたらしただけでなく、行政機関同士の横の繋がりも密にしていたといえる。しかし、個々のグループがそれぞれの地域で活動していることから、グループ同士がお互いどのような活動をしているのか見えない欠点も感じられ、より多くの市民の方にアピールしていくには、日頃の活動を発表する場といった何かしらの工夫が必要なのではないだろうか。

さて、足元の市民館をみていくと、各市民館には保育・識字学級・障害者社会参加活動・その他の文化活動といった事業で市民ボランティアが活動している。PTAや地域教育会議などに関わる方も加われば、市民館の事業は市民の社会参加により支えられているといえる。しかし、幸市民館でいえば「幸区生涯学習推進基本計画」（平成五年三月）を元に市民と行政が共に学びながら、これらの計画の推進、又は見直しをしてきたのである。これは市民館の職員が自分も含めて市民や他の関係機関に投げかけたのだろうかという問いかけでもある。この「基本計画」には、今、区民に求められているものとして①子どもたちの育成環境の整備のために「学校週五日制に対応して」、②福祉活動への積極的対応、③国際化への積極的理解と対応、④身近な自然を愛し、子どもたちに豊かな地球を残すために、が挙げられている。私はまず①と②に着目した。なぜなら、個人的な理由にもなるのだが、阪神・淡路大震災後に自治労復興支援活動の一員として長田区のある小学校に行くことになり、一週間程度ではあるが、そこでの体験は「まちづくり」「住

民自治」「公共サービス」「住民との信頼関係」といった課題を突きつけられた経験からくるものである。現地の職員は不眠不休でがんばっている。しかし、復興が進まない状況の中では市民のフラストレーションは溜まる一方である。三月の上旬という時期もあって、若い人は大阪などに新たな住居を構えるので、小学校に残る市民はどうしても高齢者、障害者、乳幼児が中心となってしまう。また、長田区は在日韓国・朝鮮人も多いので、まさに川崎市の南部に近い地域性なのである。このような状況の中で、現地の職員や学校の先生方と話したことは「今は他の地域からボランティアの人が来てくれる。しかし、落ちついたら、どうやって、この地域で支えあっていたらいいのだろうか。」ということだった。

西御幸小学校・幸市民館 合同企画「ふれあいの会」

神戸での体験は自分自身、地域に対しての物の見方を変える契機となった。皮肉な体験なのだが、昼間、小学校において高齢者、障害者、乳幼児の母親、在日韓国・朝鮮人の方とよく雑談をしたのだが、よくよく考えると、例えば、寝たきりの高齢者や重度障害者の方が、社会に参加するにしても移送や介助のボランティアが必要となる。しかし、その事を発信する機会が無ければ、多くの人はこのような状況にある市民の存在を知らないままであるだろう。災害は無いほうがいいが、神戸では大人と子どもが生活していく中で、共に考える場を得たというのも事実ではないだろうか。

ところで、西御幸小学校・幸市民館合同

企画「ふれあいの会」は「幸区で地域を支えるボランティア活動について」というテーマで大人も子どもも共にお互いの活動の報告及び意見を出し合いながら、共に考えていこうという学級である。また、平成一四年度からはじまる「総合的な学習の時間」の導入にむけて、地域との連携について市民とともに学校教育と社会教育の三者で将来のビジョンを考えてみるパイロット事業でもある。参加者は西御幸小学校五・六年生、配食サービスボランティア「みゆきゆかりの会」、ミニデイサービスボランティア「すみれの会」、幸市民館障害者社会参加活動「やってみようかい」、生涯学習振興事業団参事野田春彦氏、児童の保護者である、西御幸小学校の六年生は特別活動室で配食サービスボランティア「みゆきゆかりの会」の皆さんが作るお弁当の中に手紙を添えて、お年寄りや躰の不自由な方と文通をしている。「すみれの会」は月一回、

日吉老人いこいの家を拠点に日吉小学校のPTAのOB、ハートフル研修受講者をはじめとしたボランティアによるミニデイサービスである。ここでは、日吉小学校一年生の歌う「汽車ポッポ」に合わせてボール送り（前写真）をはじめとしたリハビリテーションを行う。ここで注目していただきたいのは二つのボランティア団体は「学校を拠点」にして人が繋がっているところである。だから「子どもの意見を聞くこと」「子どもの視点に立つこと」も出来るのである。かつてはPTAにおいて共に子どもの事で悩み相談した仲間が年月を経て、今度は痴呆や虚弱になった自分の親の事で悩みを共有する。このような活動に対し、行政の支援は教育委員会と健康福祉局の縦割りとなっ

てしまう。いくら行政が市民にボランティアの必要性を呼びかけても、このようなバックアップ体制では一部の人の善意のみに支えられたままに終始してしまうのである。

市民協働の保健・医療・福祉・教育の連携システムの構築にむけて

今回、「ふれあいの会」はこの日、テーマも福祉だけでなく「いじめ」「遊び場」といった今、子ども達が抱えている問題や子ども達の夢を大人がどの様に受け止めるのかという視点にもこだわった。単発に終わらず続けていく事が必要だからである。確かに机上のプランでは中学校区地域教育会議「こども会議」「教育を語る集い」でも出来る規模にしようとかいろいろ市民とともに考えた。ところで「ふれあいの会」の後、日曜日にもかかわらず「やってみようかい」（幸市民館の障害者社会参加活動の愛称）のボランティア講習会に小学生が二〇人参加した。ここで少なくとも考えることは、いくらい行政のプランであっても人の心が感じられないものは無いに等しい事だ。ここで市民館の役割とは何と改めて考えてみると誰でもちょっとした契機でボランティアといった社会参加が出来ることを、いかに地域レベルでコーディネートしていくかなのであろう。その場合、地域の大きさは中学校区位が地域の課題を共有化出来るのではないだろうか。今回の特徴は子ども達が自ら発信してくれたことによって、大人も改めて夢を語る事が出来た点である。この結果が全てとは思わないが、子ども達の心を大切にしながら様々な事業を展開していきたい。

研修の窓①

政策課題研修(Aチーム)

「政策課題研修」は、①ロードプライシング、②エコマネー、③環境会計というアップデートな課題に横断的な職員チームが果敢に挑戦を試みました。「政策形成まちづくり研修」も、新たに相模原市・町田市とのタグを組み、さらに職員だけでなく市民も交え、近隣都市間のネットワークによる課題解決方策を探っています。これ以外にも、「政策法務研修」、「シリコンバレー通信」、「富川との交流の窓辺」などを掲載しました。

川崎版ロードプライシング税の導入に向けて

課税自主権への挑戦

港湾局川崎港務所業務課

新沼真琴

課税自主権の背景

私たちは、地方分権を確実なものとするために、課税自主権を確立していく必要があると考えた。この課税自主権の手法としては、①「国からの税源移譲・租税配分の見直し」②「課税標準を変える方法」③「標準税率以外の税率による課税」④「法定外普通税・法定外目的税の創設」がある。このうち、①から③の実施は難しいことから、私たちは④の法定外普通税、法定外目的税に注目した。

川崎市の地域特性

私たちは、新税を考えるにあたって、川崎市の地域特性を考えた。本市で早急な対

処が求められている課題の一つに交通公害問題がある。特に、南部を走る一般県道である東京大師横浜線(通称、産業道路)では、真上を首都高速横羽線が走っていることに加え、川崎を通過するのみで排気ガスによって沿道の大気汚染を悪化させているにもかかわらず汚染対策の費用をまったく負担していないディーゼルの混入率が非常に高く、深刻な問題が生じている。また、この産業道路は、一九九九年五月に和解が成立した川崎公害訴訟の対象地域でもある。

この川崎市公害訴訟の和解内容や諸データを検討した結果、私たちは、特に川崎南部地域における大気汚染の改善を政策課題とし、和解除項の中でも述べられているロードプライシング(規制ではなく、ある一定地域の道路を通過する車両に対し税を課

すことにより、通行者の意思決定に基づき、交通量をコントロールしようとする制度)に着目し、政策誘導型の新税として、その活用と可能性を探ることにした。

川崎版ロードプライシング税

以下、私たちは、ロードプライシングを「法定外目的税」として東京大師横浜線に導入することが、川崎市南部地域における長年の懸案である大気環境問題を解決し得る有効な手法の一つではないかと考え、提言をまとめた。

この賦課金の法制度上の性格について、政策目的を達成するための手段として位置づけ、「法定外目的税」を想定した。これにより、使途が明確に定められるため、支払い者である市民や事業者の理解が得ら

れると同時に、課税を逃れたものに対する国税徴収手続きが担保されるからである。池上自動車測定局における二酸化窒素と浮遊粒子状物質の濃度を環境基準まで引き下げるために、二〇%の交通量削減を当初の目標値と設定した。

対象車種としては、大気汚染への原因や産業道路における混入率等を考慮し、具体的にはトラック・清掃車両など大型車両とする。納税義務者は、課税客体となる大型車両の所有者(個人または法人)とする。

課税徴収方法は、ノンストップで課税徴収が可能である・車載器の普及が見込まれる・課税徴収コストが少ない等の理由によりETC方式(ノンストップ自動料金収受システム)を原則とする。課税ゲートは、①東京都との境である大師橋の入口部分、②川崎市内の産業道路の中間部分で、全国的に見ても、大気環境が悪い水準で推移している池上新町付近、③横浜市との境である南武線陸橋付近の計三箇所に設置する。この三つの課税ゲートのうち、二つのゲートを通じた車両を通過交通とみなして課税する。これは、飽くまでも通過車両に課税することを目的としているからである。初期投資額については、先行自治体の東京都を参考に、約二億二、〇〇〇万円と考えた。

ロードプライシング税導入の目的は、大気環境の改善にあることから、三六五日・二四時間を課税時間と設定する。税率については、本市の公害対策等の予算を産業道路における年間の大形車両交通量で割り、これに徴税費用等を考慮して、一台あたり三〇〇円と設定した。ただし、ETCの車

載機を搭載していない車両については、徴税コストが余計にかかることや車載機の普及のため二〇〇円上乗せし、五〇〇円と設定した。徴収は、年間交通量(四〇〇万台)の二〇%削減が実現していると考え、それに税率をかけて九億六、〇〇〇万円と見込んだ。

徴収の用途は大きく、ロードプライシングの徴税費用(施設費・事業費等)と、南部道路沿道の道路公害対策に用いることとする。導入までには、各種基礎調査・アンケート調査等を実施し条例化を進めなければならぬ。公害の拡散を生じさせる結果とならないよう、迂回について十分な検討を行う必要がある。

本件の場合、自治大臣の同意を得るために特に問題になる要件は、「地方団体間における物の流通に重大な障害を与える」ような「内国関税的」な税を課してはならないという要件である。しかし、ロードプライシングの目的は、課税によって、産業道路の大型車交通量を抑制することであり、市域全域の交通量を抑制しようとするものではないと考えた。分担金や使用料、手数料で実施すべきではないかという問題もある。これらはサービスの受益者と負担者が一対一に対応しているような場合と考えられており、納税義務者以外の不特定多数の者が利益を受け、かつその利益の程度が特定できない場合であるから、本件の場合、税方式での徴収が望ましいと考えた。

地方分権の進展の中、法定外税の用件の緩和や法定外目的税の新設等、地方の課税自主権の拡充が推奨されてきている。今こそ、文字通り「新しい税」をつくっていく姿勢が、自治体に求められてきている。

朝日

大型車課税で環境対策を

産業道路通過車に1台300円

川崎市の若手職員研修チームが提案

川崎市南部の工業地帯を走る産業道路を通る大型トラックに一台三百円の市税をかけたらどうか。市の若手職員でつくる市政課題研修チームがこんな提案をしている。徴収は、沿道の環境対策や低公害車の普及助成にあてるアイデアだ。提案を受けた市環境局自動車対策課は「おもしろいアイデアだが、税がかかわる問題であり、実現は難しい」と慎重だ。



産業道路は、横浜市と東京を結ぶ全長約六・七キロ。川崎公害訴訟の舞台にもなり、現在は車線を一本減らしている。

市自動車課 「実現は難しい」

課税を提案しているのは、市が若手職員を集めて毎年実施している政策課題研修の一グループ。メンバーは、市が若手職員を集めて毎年実施している政策課題研修の一グループ。メンバーは、市が若手職員を集めて毎年実施している政策課題研修の一グループ。

一は、二十五歳から三十五歳までの男女六人。三つのテーマの中から課税自主権を選び、七月ごろから話し合いを始めた。市の課題とかわる税の導入を検討するという想定で、産業道路の交通量を抑制するためのロードプライシング税を考えた。

建設省の調べによると、産業道路を通る車両のうち、物流トラックなど大型車両が四七・九%を占める。川崎市を通過する車両は全体の三五%だった。六人グループは、通過車両にも大気汚染対策費用を求めると、産業道路から産業道路では、大型トラックが排ガスを出しながらかきりなしに走る川崎市川崎区塩浜1丁目

そのほかの臨海部の道路に誘導するため、税導入の正当性があると考えた。六人グループの試算によると、二酸化窒素を国の環境基準値まで下げるには、昨年度の数字からさらに二四%削減する必要がある。そのほかの浮遊粒子状物質

地域通貨の研究

エコマネーのある楽しい暮らしの実現へ

川崎区役所区政推進課 夏井智之

四人に一人が六五歳以上と急速に少子高齢化が進んでいる人口約一五、〇〇〇人ほどの栗山町(北海道)で、現在、地域住民と栗山町在住の町職員らが、力を合わせ相互扶助の精神を基本とした助け合いで新たな地域社会を築くことを目的とし、エコマネーという道具を使い、国内最先端といわれるほどの様々な取り組みに挑戦している。

エコマネーとは

世界には、一定の地域でしか流通しない通貨である地域通貨が約二、五〇〇種類あるといわれている。エコマネーはその地域通貨の一種で、任意団体エコマネーネットワークの代表である加藤敏春氏が提唱したものである。加藤氏はエコマネーを一言で「環境、福祉、地域コミュニティ、教育、文化などに関する多様な価値を媒介する二一世紀の新しいお金」と言っている。

エコマネーには、いくつかの特徴がある。一つ目にエコマネーは「信頼の通貨」や「あたたかいお金」などと言い換えられることがあり、それは、エコマネーが媒介するも

のが、円やドルなどの貨幣経済で流通している通貨では媒介することのできない善意や感謝の気持ち、やさしさといったものからである。

二つ目にエコマネーは、地域通貨であるが利子の発生がない。円やドルと違い金融機関に預けても、その数が増えることはない。そのため、エコマネー所持者はエコマネーを使い別のエコマネー所持者にサービスを受けてエコマネーがなくなつた場合、別のエコマネー所持者にサービスを提供しエコマネーをもらう必要がある。エコマネーは常に人から人へ循環していることに初めて価値が生まれるのである。

三つ目にエコマネーは、国などの行政機関に届け出をしなくともエコマネーを運用しようとする地域の住民の意思によって自由に発行することができる。自由に発行できるといふことは、受けるサービスマスターに対するサービスマスターが自由に評価することもできる。

こうしたエコマネーの持っている特徴を利用して、介護保険の導入後の福祉サービ

スを向上させるためや、商店街・地域社会の活性化などを旨指して、前述の栗山町をはじめ全国で約四〇を超える地域で様々な実験や研究が進められている。

地方自治体の政策として

今回の政策課題研修におけるテーマである「二一世紀型自治体のニュースタンダード(新標準装備)を考える」だが、研修チームが視察した、くりやまエコマネー研究会(北海道/栗山町)、COMO倶楽部(東京都/多摩ニュータウン)や、話を伺った富山エコマネー研究会(富山県/高岡市)、早稲田エコマネー実行委員会(東京都/新宿区)の状況から考えるとエコマネー運営は自治体を中心になつて継続的に運営していくには難しそうだ。なぜならば、地域住民の「自分たちの住んでいる地域をより住みやすくしよう」「お金と資源は慎ましく楽しく豊かに暮らそう」という意思が、エコマネー運営の原動力になることを、研修チームが感じたからである。

しかし、現実問題として自治体が全く関

わりを持たずに、地域住民のみでエコマネーの運営をすることは逆に非効率でもある。自治体を持つている情報などを共有することで、より深く細やかなエコマネー運営が可能になる。そう考えた研修チームは、自治体と地域住民との間にある壁を壊し、お互いの力を合わせることで自治体の二一世紀型の新標準装備であると結論つけた。

研修チームは自治体と地域住民との間にある壁を取り壊すために、まずは、先進のエコマネー運営団体に飛び込んだのである。あるものは視察した先で、すぐさま会員登録を行い、あるものは先進地の事例・参加者の声を実際に感じるために北海道を訪れた。こうして研修チームはエコマネーの実態がある程度把握することができた。

次に研修チームが行つたことは、川崎市における地域社会のあり方について資料を基に考えた。その結果、市内で最も少子高齢化が進んでいる川崎区に着眼した。そこで、川崎区でボランティア活動をしている

代表的な《地域のエコマネー》へのとりくみ

地域	運営団体	目的	単位
北海道/栗山町	くりやまエコマネー研究会	環境・介護等	クリン
東京都/多摩ニュータウン	COMO倶楽部	コミュニティ	COMO
富山県/高岡市	富山エコマネー研究会	まちづくり	どらー
兵庫県/宝塚市	宝塚NPOセンター	まちづくり	ZUKA
三重県庁	総合企画局/政策研究G	コミュニケーション	大夢

川崎区民に話を聞いたのである。その際に話を聞いた川崎区民が逆にエコマネーに興味を持ったことで話が進み、エコマネーをもっと勉強してみようということになり、二〇〇一年一月二十六日に川崎区の教育文化会館において川崎区役所の協力の下「川崎区まちづくりフォーラム」エコマネーつて、なかに？」が開催された。

フォーラムはエコマネーネットワークによる講演のほか、研修チーム・行政関係者と川崎区民によって、エコマネーを分かりやすく伝えるエコマネー劇団が結成され、寸劇でエコマネーが流通していく過程をおもしろおかしく演じたのである。このフォーラムがきっかけで、川崎区にエコマネーが必要なのか、また、どのように導入したらいいのか等を検討するため、川崎区民を中心とした川崎区エコマネー研究会が発足した。研修の日程が終わった現在、川崎区では川崎区エコマネー研究会が日々エコマネーについてどう取り組むかを検討している。すでに、研究会の会員間において、エコマネーを流通させる実験が試みられている。研究会には研修チームのメンバー一名が加わり、残りのメンバーもエコマネー劇団に登録している。自治体の職員が研修で得たものを地域住民と共有することも二一世紀型の新標準装備といえるのではないだろうか。最後に「くりやまエコマネー研究会」に自主的に参加している栗山町の職員はこう言っている。「私たちは、町の職員であると共に町の住民でもあります。自分の住んでいる町を住みよくしようとする気持ちは、町民と同じです。だから、私たちも町民と同じように、町のために頑張ることが出来るのです」。

東京地域総合

ボランティア通貨

福 エコマネー 犬の散歩から子育てで支援まで ただ今、実験中

犬の散歩から子育てで支援まで

8月 カギ握るメニュー 導入へ



8月の導入を目指しエコマネーの勉強会を主催する研究会（川崎区）

地域ボランティアの支払いに利用できるエコマネー事業の導入を目指して、住民や行政者約四十人でつくる「エコマネー研究会」（川崎市川崎区）が先月から、会のメンバーのみで導入実験を行っている。通貨名は「福」。メンバーからは「地域のつながりが増す」という期待の声がある一方、「知らない人同士取引をどう円滑に行うか」などの課題も出されている。事業の運営方式の決定など、研究会では8月の導入に向けて、ただ今奮闘中だ。（梶山 雄平）

同会は昨年十二月に発足。これまで、月二回の事務局のある川崎区役所で同マネーに関する勉強会を重ねてきた。第1号はメール指導

開始後の「取引」第1号は、パソコンのメール指導。普段、高齢者にパソコン教えている池田ハルミさん（50）が、パソコン勉強中の重岡昭男さん（70）の依頼にこたえた。その後、「玄關の表札制作」「フープロ入門」などわずかながら取引は進んでいる。その一方で、メンバーからはエコマネー事業の課題として①知らない人同士でやりとりするのは不安だ、自分が



エコマネー 特定の社会で通用する地域通貨

活性化を促す。欧米で一九八〇年ごろから始まったが、日本では数年前から導入。エコマネー活動を推進しているボランティア団体「エコマネーネットワーク」によると、実施地域は、

「特定の社会で通用する地域通貨」の一種。現金とは異なり、一般商品は購入できない。福祉や介護、環境美化など地域ボランティアの、対価の支払いに使用される。ボランティア活動を積極的に評価するだけで全国約五十所あるという。

依頼したいサービスが少ない②同マネーのかじ取り役（コーディネート）が必要だなどの声が上がった。各地の事例を見てきたエコマネーネットワークの中山昌也事務局長は事業成功のポイントについて「実際の貨幣経済のようには、需要を増やせばマネーが回る」と指摘。サービスを提供するより、受ける側の参加者を増やしたり、魅力あるメニューを増やす方がうまくいくというわけだ。仲介役設置が効果的。さらに、事務局長はこうも説明する。「参加者同士に顔なじみが少ない都会ほど、仲介役のコーディネートターの設置が効果的だ」。現在、約五百五十人が参加している日本最大のエコマネー事業を実施している北海道栗山町では、コーディネートターを設けたことで、取引、回数が倍近く増えたという。研究会では、八月に約二百人の人数で事業を立ち上げる予定。メンバーは「コーディネートターの設置を検討した上で、本当にサービスが必要な人にとだけ呼び掛けられるかだ」と話している。

環境会計の研究

二一世紀環境都市川崎をめざして

水道局長経理課

大谷伸明

はじめに

「環境会計」への関心が高まっています。日本では平成一一年を境に環境会計への関心が急速に高まりました。平成一一年三月に環境庁が、「環境保全コスト」についてのガイドライン」を公表したのを契機に、企業の環境報告書などの中に環境会計の情報を開示する例が増えていきます。

環境会計という考え方が生まれた背景には、二つあげることができます。

一つには、地球的規模での環境破壊が進んでしまったことを背景として、企業が持続可能な発展を遂げていくには企業自身が自発的に環境問題に取り組まなければならない状況が生まれてきました。企業は、今までの「経済成長を優先」する考え方から「環境対策を経済成長における前提条件」としてとらえ、企業活動を行ううえで、とも効率のよい環境対策コストを経営の視点から決定する方法を確立する必要があることがあげられます。

二つ目は、企業評価の要素として環境面

からの視点を重要視する傾向が生まれてきたことがあげられます。環境問題に対する意識が高まる中、個人の生活レベルにおいても、できるだけ環境にやさしい製品を購入しようとする「グリーンコンシューマー」や、環境に力を入れていく企業に積極的に投資を行う「グリーンインベスター」などが現れ、企業は、製品の製造環境及び製品自体の環境面からの性格について考慮せざるを得ない状況が生まれてきています。

このような中、消費者や投資家の間から企業を環境貢献の面から評価しようとする新しい考え方が登場してきました。環境会計が生まれた背景には、この考え方が「企業評価のものさし」として用いられる時代になったことがあげられます。

環境会計とは

環境会計は、「環境会計」と一言で呼ばれてはいるものの、実際はその考え方や手法が一つに定まっているわけではなく、日本国内外にも決まった定義があるわけではありませぬ。現在、国際機関や政府機関及

び研究者などによって、様々なタイプの環境会計が提言されています。

環境会計は、導入する目的によって、その形態も、それがもたらす成果も変わる側面を持っています。また、環境会計を学問的な側面からとらえた場合と、企業の実務的な側面からとらえた場合にも、考え方に違いが出てきます。

私たちのグループは、現在の考え方の多数を占める「環境会計に現在の時点で統一的な考え方や手法が存在しない」という前提のもとで環境会計を説明したいと思えます。

環境会計の考え方は、費用対効果を基本としています。簡単にいえば、環境対策に費やした費用と、それを費やすことにより得られた効果を貨幣や物量などの単位でくらべようとすることです。また、環境会計には大きくわけて二つの側面があります。一つは内部管理の側面、もう一つは外部への情報開示の側面があります。

まず、内部管理の側面としては、従来から管理会計と呼ばれている予算管理や製品コストの分析などの手法を使い、環境の視点から企業経営の意思決定の支援及び内部

管理に利用する側面をもっています。外部への情報開示の側面としては、株主・投資者、顧客・消費者などに対し、環境会計の考え方に基つき環境対策の費用対効果を集計し公表することによって、企業の環境に対する取り組みをある程度客観的に判断してもらうことが可能です。

自治体における環境会計

環境問題に取り組むということは、官民を問わずもはや避けて通ることのできないことであります。しかし、いくら環境問題に取り組んでも、その事実が伝わらなければ、社会や地域住民などからの評価は得ることができません。

自治体では「環境基本計画年次報告書」などによって、環境問題に対する取り組みを公表していますが、定量的で体系的な環境会計ができれば、報告書の信頼性の向上はもとより、住民は環境会計をもとに様々な判断をすることが出来ます。しかし、研修を開始した平成一二年七月現在、環境会計を導入している自治体は東京都水道局と横須賀市の二カ所だけでした。

なぜ、自治体において環境会計の導入が進まないのでしょうか？

環境会計の導入が進まない原因としてあげられるのは、自治体の仕事の大部分が、費用と効果の概念でとらえることの難しい「施策」であるということです。「施策」は、環境会計の概念にはなじみにくく、どうやって効果を測定するのか、また、どのように「施策」を数値で換算するのかということの方が大きな壁になっていると考えられます。

川崎市に環境会計を

川崎市の環境行政は他の自治体とくらべ先進的といわれていますが、十分な効果があがっているのか測定する方法が今までは存在しなかったと考えられます。また、川崎市に限らず、環境行政の共通の問題としていえるのは、施策が目的志向型であり、それ自体が達成されることを目的としている点にあります。

つまり、施策はやり遂げられることが大切であり、いくら投資してどの程度の効果が出たのかという点については触れないままでしたし、その結果として、市民に見えるような形で効果を示す必要性についても議論されてきませんでした。その結果、投じた費用が適切な投資となっていないのか、市民の税金が適切に使われているのかについて自治体は根拠を示していなかったといえます。あるいは、地域環境がどの程度改善されたかについて、施策の実施前後の効果をくらべる事業評価などは行ってきたが、費用対効果の面からどのような効果が出たか議論の材料とするとはなかったように思えます。

また、川崎市の場合、平成一〇年度に川崎市内で排出された廃棄物の総量約五〇〇万トンのうち川崎市が関わっている事業から排出された量は一二〇万トンに達しており、総量のおよそ四分の一にも及ぶといったデータがあります。行政が率先して環境負荷を減らしていく姿勢がなければ、環境行政の施策に説得力がなくなってしまうと考えられます。

環境会計は、費用対効果といった考え方

であることから、行政目的の達成度を測定する有効な指標になると考えられます。

環境会計を行政がどのように利用していくかについて、私達は次のように考えました。

① 職員の環境意識向上のため
環境会計を導入することによって、職員の間で環境意識が高まれば、施策決定の過程で、環境により施策を優先的に選択する動きが出る可能性があります。そして、グリーン購入の推進や省エネルギー意識の高まりが期待できます。

② 予算要求のツールとして
職員の環境意識の高揚によって、環境によい施策を優先的に選択する動きが出れば、その施策についてあらかじめ費用対効果を算出することによって環境会計の根拠資料として提示することができ、費用対効果を示すことで事業効果が予測でき、予算主管課の内部の意思決定に影響を与える可能性が出てきます。

③ 市民への説明責任を確保するため
市は市民の税金で運営されている以上、市が採用していく政策について納税者である市民の理解を得ることは、「市民に対する説明責任」を果たす意味で大変に重要です。環境を重視した政策を立案し、それについて市民の理解を得たい場合には、その政策の根拠について環境会計を用いて説得力を増すことができます。

④ 事業評価の手法として
環境会計の費用対効果の考え方に基づき、事業の効果を数値で算出すれば、効果のあがらない事業については、見直しを図るなど事業評価の手法として活用することができます。

⑤ 優れた広告媒体として

自治体における環境会計の比較

	東京都水道局	横須賀市																																								
導入目的	<ul style="list-style-type: none"> 水道利用者の理解を得る 環境対策の意思決定材料 	<ul style="list-style-type: none"> 予算配分、施策決定のツール 職員の環境意識の高揚 環境行政の透明性 市民へのアカウンタビリティの確保 																																								
対象	局内全事業所	市内全事務所																																								
算出根拠	予算ベース、決算ベース(年2回)	決算ベース(年1回)																																								
測定対象	CO ₂ 、NO _x 、SO _x の削減量	CO ₂ 、NO _x 、SO _x 、ゴミ、産廃等の削減量、風評 etc																																								
効果の表示	物量	貨幣換算 (換算不可能な部分は文章で表示)																																								
分類方法	<table border="1"> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">費用</th> <th colspan="2">効果</th> </tr> <tr> <th>内部経済</th> <th>外部経済</th> <th>私人的効果</th> <th>社会的効果</th> </tr> <tr> <td>直接的施策</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>間接的施策</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>			費用		効果		内部経済	外部経済	私人的効果	社会的効果	直接的施策					間接的施策					<table border="1"> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">費用</th> <th colspan="2">効果</th> </tr> <tr> <th>私人的効果</th> <th>社会的効果</th> <th>私人的効果</th> <th>社会的効果</th> </tr> <tr> <td>環境対策</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>環境施策</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>			費用		効果		私人的効果	社会的効果	私人的効果	社会的効果	環境対策					環境施策				
		費用		効果																																						
		内部経済	外部経済	私人的効果	社会的効果																																					
	直接的施策																																									
間接的施策																																										
	費用		効果																																							
	私人的効果	社会的効果	私人的効果	社会的効果																																						
環境対策																																										
環境施策																																										
広報の方法	パンフレット、ホームページ等	パンフレット、ホームページ等																																								

環境会計は、環境の視点から費用対効果を算出した集計結果という面と情報開示の面を持ち合わせていることから、資料の客観性が確保されていて、かつ的確でわかりやすい表現方法であるといえます。すなわち、環境会計は自治体にとっても優れた広告媒体となります。

また、私達は川崎市が環境会計を導入するうえで「川崎市の実情をわかりやすく的確に伝える」という目的をかかげ、モデルケースを提案しました。その中には環境会計を環境基本計画年次報告書に盛り込むことや、費用対効果の算出については貨幣単位を用いること、また、公表については市民にわかりやすいかたちで環境会計を公表

するなど様々なアイデアを提案しました。

二一世紀環境都市川崎を目指して

私達のまわりの環境は、刻々と変化しています。二一世紀にはますます環境重視の経営が求められる時代となり自治体においても例外ではないといえます。

そのような中、環境会計がどのように確立していくかについては必ずしも明らかではありませんが、環境会計の考え方である費用対効果の概念は企業・行政の別を問わず、今後それぞれのあるべき姿を導く一つの指標として確立していく傾向を見せています。それゆえ環境会計を導入することによって、川崎市が将来あるべき姿を視野に入れながら、政策を立案していくことが可能になると私達は考えます。

私達は川崎市がさらなる環境都市を目指していくべきだと考えています。それにはまず、役所内部からの努力によって環境負荷を減らし、川崎市自らが企業・市民の模範とならなくてはならず、環境会計を導入することによって、川崎市の環境への取り組みはますます進展していくものと考えます。私達は環境会計という手法を使って環境情報を発信し、二一世紀の川崎市を政策的につくりあげていく必要があることを提言します。

「多元的、複眼的、有機的」なまちづくりをめざして

生活圏の連鎖の視点から

川崎市民
五十嵐静子

はじめに

「平成二二年度政策形成まちづくり研修」に参加しなかつた時、自分にとり重すぎる課題との思いが強かった。

しかし、地域の視点・市民の視点からこの課題を考え、手法としてフィールドワークと市民との合意形成を主眼として学ぶこと、川崎市、相模原市、町田市の職員と市民が広域的な自治体連携に基づく政策の共有化と可能性を追求し、かつ地域間のネットワークを形成することを目的とすると要綱にありました。

このことは、麻生区に住んで川崎都民と言われる独自性を示唆しているとの思いと一致します。麻生区は川崎市の最西部に位置して、稲城市、多摩市、町田市、横浜市と隣接しており、地形的にはこれらの近隣都市との連携は、近い将来には避けて通れ

ない課題となることでしょう。この時期、

《広域あさお》を想定した生活文化圏からまちづくりを考える広域行政について川崎市の若手職員チームの提言が新聞紙上に発表され、触発される内容でしたので、役不足を痛感しながら参加を決意しました。

七月三十一日～九月二十九日（全八回）が研修の日程です。職員は事務、土木、保健婦、消防と多彩な人材に、市民三名。

課題設定までの作業

《多元的、複眼的、有機的》なまちづくりをめざして生活圏の連鎖の視点からテーマを核として三班に分かれる。

- (1) 住民が主体となったまちづくりをめざして
 - (2) 緑豊かな街づくりをめざして
 - (3) 情報化時代における都市間連携
- 所属の二班は九名、研修生はほとんどが二〇代の若者の中に、市民は年配者の私の

み。新鮮さを感じながらも、一抹の不安がよぎる。年齢、職場、環境、立場、意識の違いを乗り越えての作業は、遅々として進まずお互いがどんなに苦しかったことか。たどりつく先は見えているのに、そこまでの過程と手段がなかなか見えてこない。

焦りの中で、指導講師の細野助博先生やアドバイザーの市職員の人達の助言を参考にさらなる新しい目標を乗り越えることに、一種の連帯感が生まれたように思う。

フィールドワークは楽しい

二〇世紀最後の夏は、研修生泣かせの猛暑。なんでこの時期に野外にと恨みたくなる暑さ。でもそこで出会った人達の優しさが身にしみて、その暑さ以上に燃えるものを感じました。現場体験の少ない行政マンにとり、この現状を知ることが、生活者の生の声を直接聞くことの重要性を痛感したと確信する。聞き取りの現場は三カ所、

- (1) 八ノ九 川崎市 麻生区黒川
 - (2) 八ノ一六 町田市 関師・小野路歴史
 - (3) 八ノ二三 相模原市 境川斜面緑地
- ☆環境保全地域。

☆斜面緑地のマンション化への抑制。これらの緑地は、都市化の進むなかで生物全体の財産と位置づけ、斜面緑地を鳥的存在として、それらを点として広域で繋げることで保全する手法を、検討する時期にきている。

黒川地区の問題点

この三カ所のフィールドの内、麻生区黒川地区の問題を考えることにしよう。

川崎市においては、国の環境基本法に先駆けて、平成三年、環境基本条例を制定しその二条一項・三項において市民の環境権を宣言し、市の施策においては環境政策を基本におき環境行政を積極的に展開するとしている。その後においても都市緑地保全法の改正に伴う数々の策定が制度化された。

その理念《人と環境が共生する都市》の実現をめざすためには、この黒川地区にある自然Ⅱ緑地保全なくては平成二二年までに緑被率を三〇％以上に高めることは不可能である。この土地利用には①市街化調整地域・農業振興地域、②ほとんどが民有地であり市所有地は些少、③農業者の高齢化（黒川地区の農業従事者）参照、④耕作放棄地の発生、⑤里山景観の維持、⑥地元の理解を得ながら農業公園としての整備、⑦市境の緑道「横山の道」と多摩丘陵の緑地をつなぐ広域散策ルートの整備など課題は山積しているが、これからの質的な豊かさを求める都市農業の将来性を重視し、ふれあいの場、やすらぎの空間として、その大切さを市境を越え、共有の財産として生物的多様性の確保をも含め考えたい。

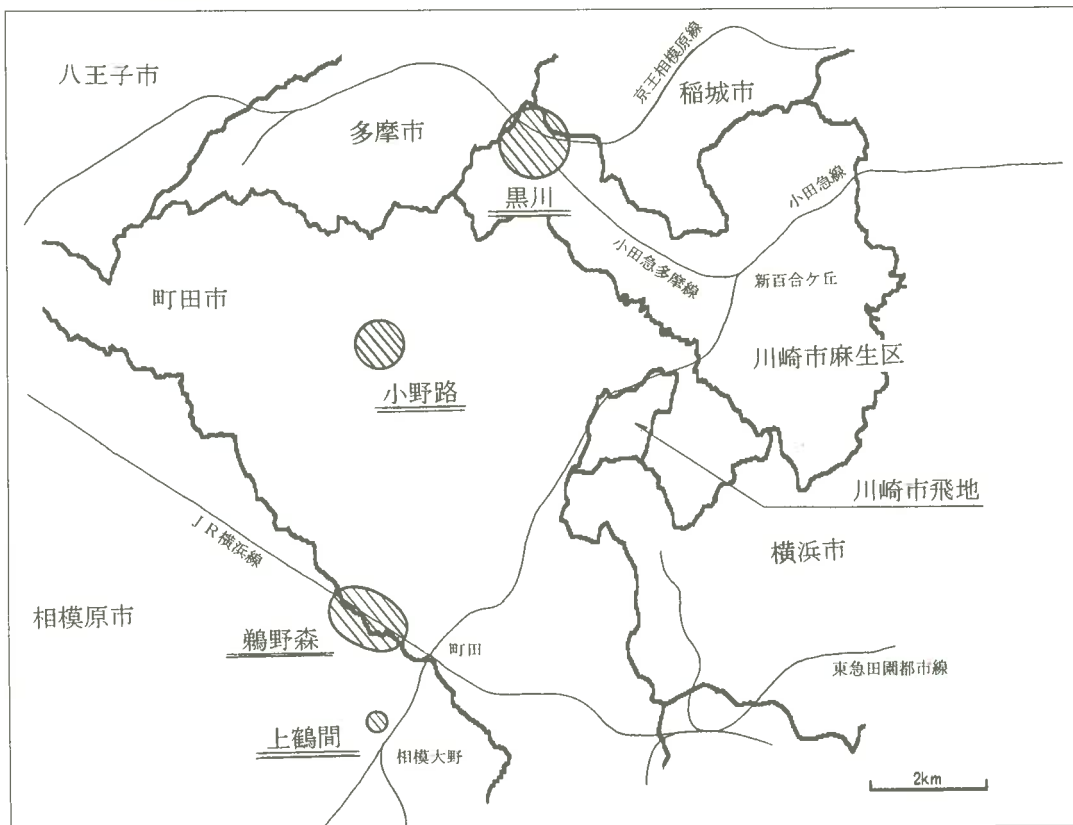
総世帯数	農家戸数	専業農家	一種兼業	二種兼業	販売農家	自給的農家	主業農家	準主業農家	副業的農家
540	60	8	17	35	48	12	17	16	20
農家人口			農業就業者			基幹的農業従事者			中核的農家
男 145	女 138	合計 283	男 56	女 70	合計 126	男 49	女 35	合計 84	13
認定農業者	農業経営士	農業就業者の年齢構成							
3	2	15～39歳 20%		40～59歳 28%		60歳～52%			

農業公園構想への将来像

- (1) 小田急線黒川駅で下車すると、まず目につくのは立体駐車場である。なぜならここは特別車（運搬車、障害者用車輛）以外は外来者の乗り入れ禁止ゾーンとする。この駐車場は、平日は近隣勤労者の駐車場として、土、日、祝日は農業公園専用として利用する。公園へは徒歩か自転車が原則。
- (2) 農業公園の第一目的は、農耕すること。ここではふれあい農園的な農法でなく作業は集団方式をとり、すべて共同作業とする。年単位の耕作を設定し、村長を任命、合議して運営する。併営する「こどもの里」も準じた方式とする。
- (3) ここでの指導者の母体は、地元農業従事者（注2）、あるいは川崎市でかつて農業に従事し、高齢のために引退された人にもうひと働きしていただく。技術の伝承。
- (4) 施設については、雨天でも使用可能な大屋根のある運動場のような棟が二つ。一棟はテントを張ると宿泊場、あるいは多目的に使えるイベント広場となり、もう一つは作業場である。別の管理棟では、収穫した大豆で豆腐作りに挑戦したり、コンニャクを作るなど二次的に加工できる施設を持つ。この管理棟は農業者相互の交流の場としても利用する。
- (5) ボランティアの養成
 - a 里山保全の技術を学ぶ
 - 雑木林の管理法、炭焼き、堆肥づくり
- b 農業ヘルパーの養成

*ここを学習の場とし、市内の緑を市民が管理する技術習得の拠点とする。

フィールドワーク案内図



- (8) 伝統・文化の維持・伝承
 - (9) 農家の農繁期の手伝い、高齢農業者の支援、旅行・法事などで留守をする時の作業の代行。
 - (10) 新規就農者の育成と支援体制づくり
 - (11) 記念日の植樹の土地の提供
 - (12) 植樹体験と管理を家族でする。
 - (13) 児童が教材として農業者から学ぶ。
 - (14) ゴミの不法投棄や農地での作法を学ぶ。
 - (15) 地域の生ゴミの有効活用
 - (16) 必要経費（指導料、種、苗など）については現金扱いとするが、会員間の労働などは
- 地場材料を使う伝統料理、風習、行事。

はエコマネー方式で預託し、収穫時にそれ
で分配することにする。

おわりに

農業公園にしても三〇%は近隣都市の住
民に提供され、連携モデルとなるでしょう。
麻生区政推進事業として展開されている
古沢地区の「親子で米づくり」は、区の施
策でも川崎全域に範囲を広げて募集してい
る。川崎区の住民は親子で貴重な体験に感

動したとある。他市からの参加希望者も多
いと聞くが、現況ではNOである。

食料の自給率が四〇%となると安心・安
全な農産物の確保と、それにより環境保全
が守られる農地は貴重な存在です。健全な
食生活を地域全体で発信できたらと考えま
す。最後に、フィールドを開放して下さった
黒川の市川さん、小野路の田極さん、相
模原市の村田さん、都市基盤整備公団の皆
さん、町田市、相模原市、川崎市の職員の皆
さん、お世話になり有り難うございました。

フィールドワークの手法を学ぶ

相模原市環境事業部ごみ減量推進課

込山正義

はじめに

「文は人なり」との言葉があるが、この
レポートの依頼を受けたとき、我が三班の
須賀リーダー（川崎市）ほどの能力を持ち
合わせていない私は、とてもじゃないがレ
ポートなんてとても書けないと、おもわ
ずリーダーにお願いしようと思った。しか
し、それでは、何から何までリーダーにご
迷惑をおかけしてしまうので、「フレッシュ
ーを感じながら今回の研修で学んだこと述
べさせていただく。

「多元的、複眼的、有機的」なまちづ
くりをめざして生活圏の連鎖の視点から
「という抽象的なテーマで、川崎市・町
田市・相模原市の職員と市民が、広域的な

連携のもと、政策の共有化・可能性の追及
と地域間のネットワーク等の形成を目的に
研修が行われた。

研修の中で

まずは、フィールドワークの手法を学ぶ
ということ、真夏の焼けつくような日ざ
しの中、合計三回も、まちづくりの視点を
意識しながら研修テーマの発見（政策課題
の発見）を目的に市境、都県境を歩いた
が、どの班もそうであったかと思うが、テ
ーマ設定がはっきりしないままでのフィール
ドワークであったため、課題発見・現状把
握に時間を要しました。しかし、情報収集
の手段の一つとしての「体を使って現場を

知る」、「情報は足で稼ぐ」という重要性を
知ることができたことはとても意味があっ
たと考える。

その後の研修日程を重ねる中で①課題の
選択②原因分析③解決への方策④政策提言
といった過程を経て、「三班のテーマ」情報
化時代における都市間連携について」のも
と、現在の情報ツールを有効かつ効果的に
利用し、これからの地域住民間の連携・行
政と市民の連携について考えてきた。

また、「地域住民の視点から」というこ
とで、行政職員だけでなく、市民参加があっ
たことにより、はじめは、お互いに行政と
市民という、言葉では言い表せないある種
の距離感が存在していたが、研修日程を重
ねるごとにその距離感はなくなり、コンセ
ンサスを得ながらテーマに取り組むことが
できた。

この市民の参加が研修を進めて行く上で
の大きな要素であり、その中でコンセンサ
スを得ることが、研修の目的の一つであっ
たような気がする。

そして、多くの経験・能力・知識・ノウ
ハウを持った市民の方々と出逢い、その考
え方にふれることができ、大きな影響と刺
激を受けたと共に、反省すべき点を知るこ
とができたのは大きな成果といえる。

こうした、研修の中から、三班は先に述
べたテーマから、まずは「川崎市・町田
市・相模原市」の連携を現代の情報化時代
における情報ツールの活用を中心に考えた
「ま・さ・か」な「まちづくり」の具体例
と提言をまとめた。

この提言が、どのような方に見られ、ど
うのような評価を受けるのか興味と心配は
つきないが、内容等については、三班の研

修報告書をじっくりお読みください。

研修を終えて

今回の研修を終わっての感想としては、
今日の自治体の役割として、住民の多様
化・増大するニーズに的確に対応した施策
を効果的に提供することが求められている。
今回の都県を越えての職員の横の交流、地
域住民を交えての合同研修は、短い期間で
あったため課題発見・テーマ設定・政策提
言と難しい面はあったが、非常に意義ある
ものとなった。

特に、課題発見に向けたフィールドワー
クの重要性、住民との人的ネットワークの
構築及び自治体間の交流・研修等の必要性
等について、今後は必要不可欠な研修とな
ると思われる。

また、今回、研修の一部がテレビ放映さ
れたが、職員研修についての取り組みを住
民に伝えるというアイデアとチャレンジ、
特に、マスメディアの活用も今後は必要で
あると実感した。

それから、最初は抽象的であった研修テ
ーマ「多元的・複眼的・有機的」という言葉
が、研修を終える頃には、その言葉が住民
のニーズそのものであることに気づいた。
これからも、「何の研修だったのか」より
も「何のための研修であったのか」という
研修の意味を大切にし、今回の出逢いとネッ
トワークを自身の宝として、今後の職務に
大いに活用し、資質の向上に努めていき
たいと考える。

最後に、忙しい中、研修に送り出して下
さった職場の方々、方向性を導いてくださっ
たアドバイザーの方々、熱心なご指導を賜

った細野先生、各市の研修担当の方々に、そして、何よりも暖かい目と大きな心で一緒に研修をしてくださった三班の皆さんに

感謝し、また皆さんに会える日を楽しみにしてまとめとさせていただきます。ありがとうございました。どうぞございました。

一生活者、一住民としての視点で

町田市企画部政策審議室

遠藤雅子

はじめに

「多元的・複眼的・有機的」なまちづくりを目指して、生活圏の連鎖の視点から」という、どこからどのようにアプローチをすればよいのか見当もつかないテーマのもと、川崎市・相模原市・町田市の職員と市民による研修が行われた。

この研修では、①「現状を把握・分析」し、②「課題を発見」し、③「解決への道筋」をつけ、④「政策提言を行う」というプロセス及び、それぞれの段階における合意形成をどのように図るかという点に重点がおかれた。

一班は生活者の視点からまちづくりを捉え、住民が主体となったまちづくりを市境を越えて行うことができるようにするために、行政がどのように住民と協働する仕組みをつくっていくか、またある事業を行う際どのような取り組みが考えられるかを考察した。

内容については報告書に譲り、ここでは課題発見から政策提言までのプロセスで感じたこと・学んだことを中心に述べたい。

フィールドワークの大切さ

現状の把握・分析及び課題発見のために、一班では尾根・河川・道路という市境とつながっているエリアを中心にフィールドワークを実施した。

フィールドワークは「歩きながら考える（現場を見ることで現状を把握し課題を見いだす）」面と「考えながら歩く（ある程度課題を想定した上で現状を把握し、課題が生じる要因を探る）」面がある。政策形成という視点から考えると、ある程度課題を予測した上でフィールドワークを行うことが次のステップにつながるためには重要だと感じた。

私たちは、まず現場を把握するという視点でフィールドワークを行ったため、その後課題を絞りきれず苦労した。しかし、三回にわたるフィールドワークでメンバー全員が現場を実際歩くことの大切さを感じ、また市境を重点的に歩くことにより、市域を少し越えた視点で施策を考える必要性を痛感したことはこの研修の大きな成果だと考えている。

データの収集・分析の大切さ

手が回らずおろそかになり、最後に手痛いしつべ返しを受けたこととして、「予測したことや現状を裏付けるためのデータ収集やその分析」がある。データの収集や分析は、課題の要因を様々な視点から捉えたり、課題の解決につながる手がかりを得るために不可欠なものである。

今日のまちづくりをめぐる課題は複雑多様化し、その解決は行政だけでは不可能であり、住民、地権者、事業者等関係する人々の合意や協力を得ることが必要となってきた。合意形成をしていく過程では、利害と利害のぶつかり合いもおこりうる。その際、自分たちの提案を裏付けるデータや情報を積極的に示し、それをもとに合意形成を図っていくことが求められていく。

データや情報を得るのにインターネットは非常に効果的なツールであり、情報化の進展によりさらに活用されるようになるだろう。しかし、今後はデータや事例をただ収集するのではなく、収集したデータをどう分析・活用するか、それをもとにどう相手を説得していくかその力が問われる。

自分自身が主体的にまちづくりに関わる大切さ

生活者の視点からまちづくりを考えていく中で、自分自身が一人の住民としてまちづくりにほとんど関わっていないことを痛感した。このような職員が地域に出向き、いくら「住民が主体となったまちづくりを進めていきたいと思います。」といい、働きかけ

たところで、何の説得力も生み出さないのでないだろうか。また、自治体職員として一生涯命取り組み、地域住民と信頼関係を得ることが出来たとしても、その時本当に生活者の視点にたっているのだろうか。

合意形成や説得の過程で情報を収集・分析し生かしていくことが不可欠だと述べたが、それとあわせて、まず自分が地域のまちづくりに関わり、一生活者、一住民としての視点を持ち続けることが自治体職員に求められている。

結びにかえて

今回の研修ではまちづくりには特効薬などなく、地道な取り組みを一つひとつ積み重ねていくしかないということを改めて感じた。たった八人の班でも、合意形成をし、一つの提案をまとめるのは大変だったし、果たして研修のテーマを踏まえた提案になったかも疑わしい。もつと多くの人のいるな 생각이詰まる「まちづくり」で一定の方向を見出し進めていくことは本当に困難なことだと思う。生活者の視点・複眼的な視点を忘れないよう、まずはまちを歩き地域を知ることやまちづくりに関わっていくことから始めていきたい。

また、今回の研修で神奈川県自治体の職員とのネットワークができ、自分自身の財産になった。このネットワークを大切に、さらに広げていきたいと思う。

最後に、このような貴重な研修に快く送り出して下さった職場の方々、ご指導いただいた細野先生、アドバイザーの方々、各市の研修担当の方々本当にありがとうございました。

政策法務研修を受講して

政策法務研修チーム

A班 「料金条例」の研究から見えてきたこと

都市等との横並び意識、従来の制約の過剰意識などから、その事業の状況に見合った料金設定ということが無視されがち。

今回、A班では自分達の生活に密着したテーマとして、手数料・使用料・運賃といった料金を徴収する条例（料金条例）を取り上げた。なかでも、具体的なイメージが湧きやすい五つの料金条例（屋外広告物条例、乗合自動車乗車料条例、地方競馬実施条例、市立高等学校授業料条例、市立幼稚園保育料・入園料条例）の制定過程を分析していった。分析に際しては、①条例制定の経緯、②手数料等の積算根拠、③住民意思の反映如何に着目したが、その結果得られた現行の料金条例の問題点は次の三点である。

① 料金設定の透明性の欠如（積算根拠が曖昧、他都市等との金額的均衡を過度に重視、数値的積算根拠がない場合も）。

② 料金の柔軟性・独自性の欠如（分権時代を迎え市独自の料金設定を発揮する余地が多くなつたにもかかわらず、他

③ 市民の意見を考慮する意識の欠如（その性質上、料金決定過程においての市民参加は難しいと思われるものの、料金の設定、改定の影響や利用者の声や正しく把握し、今後の参考とする必要があるであろうが、事後調査等はほとんどされていない状況）。

このような問題点を踏まえ、分権時代の戦略的な料金条例のありかたについて次のようなことを提言したい。

分権により独自性のある料金設定ができるようになってきている現在、公の料金といてもある一定のコスト感覚を持ち、もっと柔軟に料金設定をしていくべきであろう。そのためには利用者に分かりやすく情報公開に耐えうる明確な積算根拠を持たねばならないし、柔軟な料金設定は利用者の声を吸い上げた形のものであることが望ましい。それらを総合して言えば、法令に特段の制限のない限り、これからの料金条例は地域

の実情、自治体の財政状況、利用者の満足度などを反映した独自性を持つものに変容していくべきであろう。

具体的には、商業地域での屋外広告手数料増額、市バスにおけるノーマイカーフリーチケット、競馬場特別観覧席無料デー、学校等の施設状況よって格差を設けた授業料設定といった料金制度を考えてみた。

围においても「公共料金分野における事業横断的な情報公開ガイドラインに関する報告書」がとりまとめられ「料金条例」への意識の高まりが感じられる昨今、A班のこの報告が、利用者が満足できるこれからの「料金条例」制定への契機になれば望外の幸せである。

B班 条例とその制定過程のあり方について

条例とは、地方自治を円滑に遂行するためには、なくてはならないものである。料金を定めるもの、利用内容を定めるもの、内容も様々であり、個人・企業・行政と対象も一様ではない。条例の制定により、個

人・企業・行政の行動は規制され、また保障もされる。そのため、条例を制定する際には、その利害関係にあるものとの調整を図ることは必要不可欠なことである。では、条例を制定するには、何を考え、どのような調整を図らなければならないのだろうか。

近年、条例の制定過程は市民参加の手法が取り入れられ、従来の定型化した手法とは異なり、複雑なものとなっている。条例の制定過程において、市民参加はなくてはならない手法であり、より広範に取り入れて行かなければならないものである。そのため、条例を制定するに当たり、まず誰のために何を定めるのかという目的、そしてその目的を遂行するための手段と障害を明確にする必要がある。それらを十分認知した上で、条例の制定過程のどの段階から、どのような調整を図るのかを考えて取り組んで行かなければならない。

また、条例の制定過程は、常に流動的でもある。時の流れとともに、人々を取り巻く生活環境が変化し、人々の望むものが変わってしまったためである。地方自治体は、市民や企業との直接的な交流から、その変化を的確に受け取ることが可能であり、条例に反映させる機会をも与えられている。

地方自治体は、時代に適した条例制定過程のあり方を、常に模索し、提案していかなければならない。このことは、今後制定される条例についてだけでなく、既存の条例についても同様に当てはまることである。既存の条例内容が、現在、そして未来に向けて適当なものであり得るのかを常に検討しておかなければならない。

条例の存在する意義は、何であるのか。地方自治体そのものために存在するので

はなく、市民のより良い生活を支えるために存在するのではないだろうか。我々は、市民の生活に即し、かつ市民から理解され支持される条例を制定していかねければならない。行政の利便性の追求ではなく、市民の求めることを実現するための条例を、そしてその制定過程のあり方を模索していかねければならない。

C班 市民協力の条例の研究から思うこと

一律の法規ではカバーしきれない地域性や市民意識の違いに対応するために地方自治体が独自の条例を定めている。

同様に、一〇〇万を超える市民を擁する川崎市は南北に細長い地形や産業の推移、急激な人口の流入などで、かなり多様な地域性を持っており、その地域差に対応できるような幅の広い条例の運用が求められている。

屋外広告物条例第三三条、都市景観条例、美化運動実施事業補助要綱など、川崎市の定めた条例、要綱等に市民の協力、協議を求めているものがあり、規制や実務において地域住民の感覚、要求を行政活動の一環として取り入れられるようになっていくが、現状として、それは「協力」にとどまり、行政職員ではない市民自身の積極的な行政参加の段階までは至っていないというのが、このような市民協力に関する条例を担当している現場職員の正直な感想である。ニセコ町まちづくり条例などに見られるように、「民主主義とはなにか」という、いわば「当たり前前の精神規定」のことから、まず入っ

ても、市民意識が盛り上がり、話題となるのが現在の状況である。

都市開発の基本となる地区計画を地域住民による協議会で定めることや、地域の違法広告物をそこに住む住民が撤去する権限を持つことなど、地域住民が積極的にまちづくりに参加し、その意思が直接即効に地域行政に反映されるためには、条例ごとに市民協力条項を定めるだけでなく、市民自治のシステムを定型化させた「市民自治基本条例（仮称）」を策定するべきであると提案する。

市民協力の権限の範囲を定めること、市民団体をベースにした協議会を運営主体とすること、逆に条例によって規制される側の市民の民事権の保全などを具体的に定め、行政参加の意欲を持つ市民がより積極的に地域のまちづくりをできるようにする。また、行政はその条例による活動を裏づけできるだけの法令、規程の整備、市民の自治意識を高めるための広報、自治条例運用に伴って生じる問題への対応など、現在以上に煩雑で評価されない仕事が増えることは必ずであり、職員自身が民主主義に対する理解や、公僕である意識を持つ必要がある。

D班 「公の施設」設置条例についての考察

私達が調査の対象として「公の施設」設置条例を選んだのは、条例文を読んだ時に抱いた「市民が利用するための施設なのに、～してはならない」という規定が多いな、そんな素朴な疑問がきっかけだったのかも

そこです。

①「公の施設」設置条例の根拠となる地方自治法やその他関連する法令を研究する。
②具体的に三つの条例（岡本太郎美術館条例、とどろきアリーナ条例及び男女共同学校条例）を検討対象とし、その担当課に条例の制定過程について照会するという作業から始めた。

実際の条例制定作業においては、市民が参画する機会はほとんどなく、行政サイドのみで行われていることがわかりました。その理由として、

①地方自治法の規定が、「公の施設」について「設置・管理」に関する事項を条例で定めるべき旨規定していることから、理念型・政策型の条例と比較して、市民の意見を条例中に反映させる余地が少ない。

②「公の施設」設置条例が、実際に施設を利用に供するにあたっての手続としてとらえられているため、市民参加という視点がなじまないからではないか。

近年、川崎市においても様々な市民参加の手法を取りつつ、パートナーシップ事業を展開しています。このような流れを踏まえた上で私達が提案するのは、「公の施設」設置条例で規定する内容を、これまでの「権利・義務」を主とするものから、「目的・事業・運営方法」などを重視したものにするものである。

これまで「公の施設」については、行政が住民に利用許可を与え、住民はその許可に基づきサービスを受容する立場だった。しかし、今後住民も行政運営の一角を担うことを考えると、「公の施設」設置の構想策定段階から施設供用開始のための条例制

定までを一つの流れとしてとらえ、研修の中で市民参加の方法を模索していくことになった。

今回、行政経営上基本となる「公の施設」についての法令を考察することで、法令の背景が変化している中、改めて法令の内容を見直していくことも必要なのではないかと感じている。

●政策法務研修は平成二十二年七月三日から八月三十一日まで全八回、講師に千葉大学法経学部鈴木庸夫教授、指導者として多摩区役所区民福祉部福祉課の山口道昭副主幹を迎え行いました。今年度は「条例の制定過程を振り返る」というテーマのもと、各班がそれぞれ課題を自ら設定して研究しました。
*印が今回の報告者です。

A班 「戦略的な料金条例のあり方」

建設局防災対策室主任 綱島 清
*水道局総務部職員課 大津 和行
総務局人事労務課 永塚 裕子

B班 「条例の制定」市民参加の必要性とその手法」

麻生区役所保険年金課主任 植竹 勇
*市民局広報部広報課 笹原 和忠
港湾局川崎港港務所海務課 赤羽根 薫

C班 「市民協力条項から探る市民の自治と行政の責務」

消防局臨港消防署警防第一課 内山 高男
救急隊長・主査 加藤 剛

*まちづくり局総務部建築調整課 加藤 剛
教育委員会幸図書館 富田 千鶴

D班 「条例の制定過程から見た「市民参加」の考察」

消防局幸消防署警防第二課 京増 敏彦
救急隊長・主査 山本奈緒美
*議会事務局調査課 山口 裕之
総務局総務部法制課

産学連携について

経済局産業政策部国際経済担当シリコンバレー駐在

田邊 聡

本稿では、米国カリフォルニア州で「シリコンバレー発祥」の時から大きな役割を果たしているスタンフォード大学での産学連携の一端を紹介し、日本での産学公連携のあり方について、考えてみたい。

スタートアップのメッカ、シリコンバレー

一八九一年に創立されたスタンフォード大学は、ながらく卒業生が東海岸など他地域の企業に就職する頭脳流出に悩んでいたが、一九三〇年代にターマン教授が様々な支援を与えた二人の教え子、ビル・ヒューレットとデイビッド・パッカードが、ヒューレット・パッカード社を設立した。これが、シリコンバレーにおけるベンチャーの興りとされており、二人が最初に事業を始めた民家のガレージは、「カリフォルニア州の『シリコンバレー発祥の地』という史跡に指定されている。その後、一九五一年のスタンフォード・リサーチ・センターの設立、一九五六年のシヨックレー半導体研究所、一九五七年のフェアチャイルド社設立と、

一九六〇年代からの半導体分野での隆盛の時代に向かかっていく。この六〇年代から七〇年代にかけて、ベンチャーキャピタル、弁護士、投資銀行といった支援産業がシリコンバレーに集積し、ベンチャーのサポート・ストラクチャーが構築されていった。

このような環境の中、一九八〇年代からはパーソナルコンピュータ関連産業、不況期を経て一九九〇年代後半からはインターネット関連及びバイオテクノロジー関連産業へと、時代時代のコア技術の変遷はありながらも、シリコンバレーは常にハイテク分野の最先端をリードし続け(注)、スタンフォード大学は、それぞれの分野で一歩先行くベンチャーに優秀な人材を常に輩出し続けてきた。

大学からのスタートアップ

シリコンバレーにおけるベンチャーの隆盛の原動力となってきたスタンフォード大学では、ヒューレット・パッカード以後も、大学に籍をおく学生や研究者がベンチャー企業を設立する例が後を絶たない。いわば、

「学」から「産」へとヒトと技術が直接つながっていき産学連携である。

その多くは、ほとんどのベンチャー企業と同じく、世に名前が出ることなく消えてしまいうが、中には世の中に大きな影響を与える企業も生まれている。前述のヒューレット・パッカードや、インターネット検索で有名なヤフーなどは学生が起業した会社がそのまま大きく成長した例で、相次いでベンチャー企業を買収することで急成長を続けているスコ・システムズは、スタンフォードに在籍していた研究者の夫婦がネットワーク機器メーカーとして設立し後に大きく成長した企業である。

スタンフォード大学の政治科学の博士後期課程に在籍する方の話によると、同大学においては、起業を単に学生一人ひとりの努力に任せるだけでなく、事業を興すのに必要な幅広い知識と視野を得るために、学部間を越えた共通の単位を設定するなどして、学生が一つの専攻科目の思考様式に偏らないような配慮がなされているそうである。

例えば、工学専攻修士課程の大学院生と



毎日のように行われているネットワークキング

経営学専攻修士(MBA)課程の大学院生とでチームを組ませ、一年間、ある具体的な商品開発のテーマを与える。昨年の例では目覚し時計の開発テーマが与えられ、商品コンセプトの設定、対象となる顧客市場の絞り込み、発売価格帯の選定、デザインの設定、試作品作成と、実際の商品開発の過程を踏ませる。このときに、それぞれ全く異なる視点と専門知識をもった学生同士が、侃侃諤諤(かんかんががく)の議論をしていく中で、工学部の学生はマーケティングや事業計画の大切さを、MBAの学生はエンジニアリングの視点を、さらにチームワークの大切さを共に学んでいくのだという。そして一年間の締めくくりに、実際の商品を市場で販売しているメーカーの担当者を招いて、コンペ形式のイベントを開いて、各チームの開発成果を評価する。この

成績は、工学・経営学それぞれの学部で正式の単位として認定される。

このようにして、演習を通じて「良い製品」と「売れる商品」との違いを知り、また異なる分野の専門知識をもつ人とのチームワークによって、そのギャップを埋める体験をさせることで、研究開発とビジネスの融合を積極的に図ることが出来る人材を輩出しているのである。

しかし一方で、スタンフォードの教員や学生すべてが起業を目指している、といったステレオタイプの見方だけでシリコンバレーのアントレプレナーシップを理解できるわけではない。

名古屋大学医学部を卒業後、スタンフォード大学医学大学院に留学、M.D.及びPh.D.を取得後、指導教授と共に研究成果を基に起業し、ビジネスとして成功を納めた経験を持つ金島秀人氏(注2)によると「スタンフォードの教員や学生の誰もが起業を指向しているという訳ではなく、彼らの中から実際に起業するのはごく一部に過ぎない。しかし、ひとたび起業しようとなると、あらゆる支援を受けられるインフラが整っている点が日本と大きく異なる」ということである。

民間セクターとの連携

またスタンフォードでは、民間企業などが出資して研究開発を委託し、あるいは研究者を派遣して共同で研究開発を行うという形でも産学連携が行われている。

スタンフォード大学に八つある独立研究所の一つ、言語情報研究所CSLI

(Center for the Study of Language and Information)には企業提携プログラムを専門に扱うスタッフが四人いて、企業と共同研究所の提携の実現を図っている。CSLIでは、一口五万ドル/年で会員企業を募集している。会員企業の特典としては、会員向けカンファレンス(研究成果発表会)への招待、各種出版物の配布、所属研究者による一日無料コンサルティング、割増会費によって研究員をCSLIに送り込むことが出来る、といったものがある。日本からも幾つかの企業や団体がCSLIの企業提携プログラムに加盟しており、全世界で見ても、全会員数の三分の一以上、拠出額ではさらに大きな割合を占めているということである(注3)。

外部の研究機関からCSLIに派遣された客員研究員として在籍している方によると、産学連携を円滑に進めるためには、研究開発プロジェクトの最終的な姿、青写真を最初に描く作業が不可欠だということである。スタンフォードの研究所で活動をしている各研究者の研究成果といえども、それだけで、すぐに応用が利く形にはなっておらず、全体の青写真のどの部分に、どの研究者の成果を当てはめる(地図に落とし込む「マップピング」)か、それによって研究開発全体がどれくらいスムーズに運ぶようになるか、といったことを絶えず気配りする必要があるらしい。

特に大きな産学連携プロジェクトになると、研究者の専門分野間の領域(いわゆる学際領域)や、複数の専門領域を合わせたより大きな領域などを上手く組織化していくことが、重要だということである。

日本への応用

前述のように、大きく分けて二つある産学連携のパターンいずれの場合も、コア技術と資金さえあればすぐビジネスに結びつく、といった簡単な話にはならないようである。

現在、社会インフラとしてのサポート・ストラクチャーがわが国に欠如し、あるいは効率的に機能していないことについては、様々なところで指摘されている。特に日本とシリコンバレーとの比較においては、現地で毎日のように行われているネットワーキング(注4)が象徴するような、人間関係のあり方の基盤が大きく異なるため、現地の方法を直輸入しても、効果的な活用はあまり期待できないだろうというのが、赴任後一年を経た筆者の率直な感想である。雇用形態や人々の職業観が今後変化していくことを前提とするにしても、やはり日本の文化(注5)に根ざした独自のインフラ構築が必要であるとの思いを日々、強くしている。

一方、産学「公」連携を語る場において、研究の現場で行われるべき研究テーマのマップピングの必要性にまで踏み込んだ指摘は、これまであまりなかったように思う。

確かに、前述のCSLI客員研究員のような活動は、個別の専門分野を究めるといった研究者としての一般的な姿勢、理想からすれば、なかなか手が出にくいであろうことは想像に難くない。特に日本では、ダブル・メジャー、トリプル・メジャー(複数の異なった分野での学位を持つこと)がシリコンバレーほどには一般的でなく、学際領域やマネジメント(日本語訳は経営学)

一般に目を向ける研究者がそれほど多くないという事情が察せられる。

しかし同客員研究員は、サイエンティストとしての背景を持たない地方公務員等が、研究の自身に踏み込まずして産学連携をマネージしようとする日本での状況には大きな困難が予想されることを指摘しつつ、日本の研究者や大学教授にも、こうした力量を持つ人材が確実にいるが、そうした(個別専門分野から一歩離れた)活動に彼らをかかわらせるだけのインセンティブが、日本においては不十分なのではないか、と述べている。

こうした状況に対して現場の研究者がどのようなニーズを感じているのか、産学双方の視点からの情報の整理が、まずは必要かと思われる。

さらに視野を広げると、地域における産学連携の枠組み全体を俯瞰し、産学連携のめざすべき方向性を建設的に組み立て、見誤らないようにするためのツールとして、地域の産業技術特性を明示的に把握するためのマップピング作業も必要であろう。こうした面については、商工行政にかかわる公的セクターの過去の蓄積を有効に発揮できる可能性があるように思う。

一言で表現すると「この地域の産業のヴァリューは何か?」ということである。

注1 田代駿二著「IT革命に勝つ」(二〇〇〇年三月、NTT出版)に詳しい。
注2 現在、同氏は東京大学医学部シリコンバレー・オフィスでのテレクターを務めている。
注3 <http://www.kawasaki-ec.com/silicon/20010313182734.htm>参照。
注4 センサー参加者等による立食形式の自由懇談の場。
注5 この場合の「文化」とは、表層の社会制度だけでなく、人々の行動様式、思考様式まで含めた概念である。

富川のまち・人と出会う

総務局交流推進課・大韓民国富川市派遣

塩谷葉子

二〇〇〇年四月から二〇〇一年三月まで、友好都市である韓国・富川（フチョン）市において、三代目の川崎市交流職員として富川市政について学びながら、行政・市民の交流を支援してきました。

そして、川崎市の職員として、また富川市民として「韓国」というよりもっと具体的な交流主体、「富川」という個性的な地域と市民に出会いました。今回は、ごく一部ですが、地域で様々な形で実践的な市民活動をされている方々をおして、富川市の暮らしの現場を紹介します。

インタビュー①活動紹介

- ② 富川はどんな所ですか？
- ③ 川崎とどんな交流を
したいですか

1. コミュニティと地域で学びあう

●パク・ポッキさん 70歳代
富川市槐安キアン洞住民自治センター（注1）書道教室講師

①二〇〇〇年九月から住民自治センターで書道教室の指導をボランティアで始めました。



槐安洞事務所・住民自治センターの前で

書道教室は週に二回、午後に行われています。現在、主婦が中心に四〇人が学んでいます。お互いに地域の住民同士ですが、教えるほうも習うほうも一生懸命にやっていますから、とてもやりがいがあります。ここで初めて、書道を始めた人がほとんど上達しています。

住民自治センターができて、市民に施設が開放されるようになって、地域でいろいろな文化活動ができるようになり、とてもよかったです。

以前と比べると、公務員の雰囲気も親切で窓口の対応も早くなってきました。これからはプログラムを増やして、より多くの住民が参加するようになったらもっと地域

が発展するのように思います。

② 出身は忠清北道で、朝鮮戦争のとき大邱に移りました。その後、ソウルに移り精密機械工業の仕事をしました。八六年から、槐安洞に住んでいます。交通の便がよく、人情味があつて住みやすいところです。

③ 解放（一九四五年八月一日）が小学校三年生の時でした。日本人の先生が日本に帰るのをみんなで駅まで見送りに行きました。

日本と韓国は仲良くしていきたいですね。日本の政治家の発言や歴史の歪曲と思われる動きなど感情的に整理できないこともあります。韓国に日本人が来たら、韓国人は親切にしたいと思います。国の政治的な問題や植民地時代の感情をぶつけるようなこととはないでしょう。日本人にはいろいろな考えの人がいると思います。時々、韓国に無理な発言をする人がいると、せっかくな親しくしようとする雰囲気があるのに、惜しいような気持ちがあります。歴史について事実は事実として誤解がなく、文化的な交流をたくさんして、親しい感情をもてたらいいいですね。

2. 地域で障害者とともに（注2）

●ホン・ジヨンファンさん 30歳代
富川恵林（ヘリム）院（注3）総務部長



恵林院カフェで

①六・二五（朝鮮戦争）後に戦争孤児のための児童福祉施設として始まり、現在は知的障害者の保育・療養・生活施設として、現在九三人が生活しています。

施設は特殊学校、リハビリ施設、療養所、市内のグループホームと職業訓練センターを運営しており、幼児から成人層までを対象としています。昨年は市内にグループホームの開設、パンの製造・販売、カフェの開設など、職場づくりや自立生活の支援について新たに展開しました。施設は富川駅の近く、市内の中心部にあります。市民、ボランティア等を多く受け入れ、施設の入所者も地域の人々と積極的に交流し、地域での自立生活をすすめる、常に地域社会に向けて積極的に開いた施設の運営に努力しています。

② 富川市は福祉にも努力している自治体です。でも、富川だけではありませんが、障害者への意識はまだまだ改善しなければならぬことが多いです。グループホームを開設するとき、住宅探しは苦労します。

③富川市の友好都市であり、先進的な福祉施策を積極的に実施している、川崎市の社会福祉施設と職員同士の交流をしたいと思っ
ています。社会福祉施設の職員は、重労働です。そのなかで人所に適したプログラムを開発したり、よりよい仕事をするには視野を広げることが必要です。社会福祉システムの違いはありますが、似たような課題を抱えているので、それぞれの先進的な事例を研修したり、職員同士のつながりをつくることは大きな力になると思います。関心のある川崎の社会福祉施設の職員にも、韓国や富川のことをたくさん紹介したいです。

3. お年寄りが主役のボランティア

●チヨ・ボンシルさん 20歳代
富川ボランティアセンター〔注4〕老人ボランティア担当



ボランティアセンター外国語ボランティア団会長と

①住みやすい社会をつくるために働ける仕事として、社会福祉士になろうと思えました。韓国はだんだん高齢化社会がすすんでい

るのですが、「老人はサービスを受ける対象」という意識がまだ強いです。それに対して、主体的に社会参加をすすめていこうと二〇〇〇年度から本格的にお年寄りのボランティア活動の育成を始めました。

最初は、広報で苦労しました。お年寄りには漠然とボランティア活動というよりも、具体的な活動内容を提示したよびかけが効果的なようです。そこで広報もボランティア活動「お年寄り広報団」として育成しました。そして、英語・中国語・日本語の通訳と翻訳を行う「外国語ボランティア団」〔注5〕は、各国の老人福祉に関する文献の翻訳、市内の中小企業活動の支援やイベントでの通訳など活発に活動しています。保育園と交流しながら行うボランティアの育成は地域社会に波及効果があると市内外で評価を受けています。

二〇〇一年度は、一人暮らしのお年寄りを友だちとして訪問するプログラムや、「老人ボランティアアカデミー」というボランティア教育の講座を各段階別に半年間実施します。また、今年は国際ボランティア年ですが、韓国委員会富川実行委員会として事業に参加する予定です。

②生まれも育ちも仁川です。富川は新都市開発で近所付き合いの薄くなりがちな高層住宅が多く、住民同士の交流を生むためにボランティアの育成が求められていると思います。市は文化都市をめざしていますが、住んでいる住民が参加できるものが増えるといいと思います。富川国際ファンタスティック映画祭にはスタッフの他に百名以上のボランティアが活躍していて、センターがそのコーディネートを担当しています。

③日本は老人の社会参加に対する認識や体制が整っていると聞き、いろいろ交流して学びたいと思います。お年寄りの外国語ホ



ボランティアセンターにて

ランティア活動でも、日本や外国の社会福祉や高齢者に関する文献を翻訳しています。

4. 持続可能な地域の発展を

●ハン・コヒョンさん 30歳代
みどりの富川づくり21推進協議会事務局長



みどりの富川づくり21事務局

①一九九八年、市内の六つの市民団体がアジェンダ(注6)の作成を市に提案しました。全国各地で市民団体がアジェンダの作成を提案していますが、それぞれの自治体の市長や議会の意思によって、積極的であるところとそうでないところがあります。

富川でも最初はなかなかすすみませんでしたが、市の内部的な研究、機関・団体間の調整などを経て、「みどりの富川づくり21推進協議会」(注7)が発足しました。協議会には市民、市民団体、労働組合、企業、大学、市議会議員、マスコミ、公務員など多様な層が参加しました。大変画期的なことでしたが、事務局としてはコーディネートに苦労しました。

例えば公務員については、それまでいい

イメージが少なかったと思います。公務員について「伏地不動」という言葉があります。与えられた仕事だけこなし、積極的に市民のために動くこととしないという批判的な言葉です。それが、行政改革、リストラなどで公務員の負担が増すとともに、自治体への市民の要求が多様化し、「民間の協力がなければ難しい」、「市民と協力している」という雰囲気や行政の側から出てきました。今はそういう過渡期だと思います。若いやる気のある職員との出会いもありました。

富川のアジェンダの特徴は、環境だけでなく、外国人労働者問題とか、教育、文化、社会福祉などの分野が広く含まれていることです。

ただし、大切なのは研究報告書として作成することではなく、これを実施することです。これから実践に向けて、条例等の体制作りの段階に入ります。そして、今年には市民参加のまちづくりモデル事業、自転車に乗る運動、ゴミの減量、青少年アジェンダの作成、ブラジルの環境モデル都市クリティバの視察など、部門別に事業を実施します。

②富川市は急速な都市化で、環境や福祉などの面で多くの問題を抱え、住みやすい都市ではありません。でも、若い世代が多く、躍動感がある、市民意識の高い可能性のある地域だと思っています。

③韓国では集合住宅が急速に増えるなど、共同体が崩壊しました。日本の都市において、民間の交流が活発にできたらいいですね。川崎市民やまちづくりに関心のある職員と富川でいろいろな実践をしたいです。

注1

韓国の基礎自治体、市では区役所のほかに洞(町)にあたる「単位」に事務所を設置して住民事務を行っている。富川市には、三区役所、三五洞事務所が設置されている。

○洞事務所の機能転換

行政自治部は九九年「邑面洞事務所機能転換基本計画」を発表し、洞事務所の機能を段階的に転換し、住民自治センターを設置することとした。富川市においては、二〇〇〇年七月全市で各洞事務所に住民自治センターの運営が開始された。

注2

住民自治センターは「住民の便宜・福利増進を図り、住民自治機能を強化し、地域共同体形成に寄与するために」(地方自治法八条、富川市住民自治センター条例一条)設置され、各種文化・福祉・便宜施設とプログラムを行う。運営は住民から構成される住民自治委員会と洞事務所洞長が協力して運営する。各施設内容や住民の意思によって運営内容は各地域で異なる。

注3

「障壁友」と呼ぶものもある。富川市の福祉施設の運営は、ほぼ民間委託による。委託先は、法人形態は社会福祉法人、財団法人、学校法人など様々だが、宗教団体、大学機関が多い。知的障壁者の入所施設は市内に恵林院のみ。http://www.healthnet.or.kr

注4

富川市が九七年に設置し、運営は社会福祉協議会に委託している。所長は市内にあるカトリック大学社会福祉学科キム・ジョンへ教授。職員は社会福祉士の資格をもつ五人。http://www.povonline.or.kr

注5

六〇/八〇代で外国語の堪能なお年寄りが活動し、朝鮮日報(全国紙二〇一・三・三)でも活発な活動が取り上げられた。社会福祉の文献を多く翻訳し、お年寄り同士が各国の高齢者福祉について話し合うこともあるという。川崎市交流職員と日本社会について話し合うセミナーも実施した。

注6

九二年ブラジルで開催された「国連環境と開発に関する会議」で採択された地球環境保護のための実践綱領「アジェンダ21」が、各地方自治団体において、地方アジェンダ21をつくるように勧告した。韓国内自治体二四八のうち一七七団体がアジェンダの作成している。

注7

富川のアジェンダを作成するために二〇〇〇年一月発足した。「みどりの富川づくり21」は二〇〇一年二月発表、①環境、②都市・交通、③経済・行政、④教育・文化、⑤社会の分野別に三五の行動目標及び環境保全と持続可能な発展のための市民主体別実践行動計画を提示した。九月に国連に提出する予定。http://www.pce21.or.kr

バックナンバー紹介 第9号

【特集】分権時代の自治体像を探る

●(座談会)分権時代の自治体像を探る
辻山幸宣中央大学教授を囲んで

●地方分権一括法施行に伴う川崎市における条例等の整備状況と今後の対応(土方慎也)

●都市計画関連制度再編のための論点整理(内海麻利)

●分権時代にふさわしい市民参加手続(齋藤大介)

●市民活動支援のための具体的な課題(大場博)

●「参加と分権」の文脈で政策評価を考える(伊達知見)

●市民参加の条例づくり「川崎市子ども権利条例案」の試みから(山崎信喜)

●自治体「要綱」の実体をさぐる(土山希美枝)

●近隣都市間の広域連携について(北部地域のまちづくりを考える(小松佳代)

●本市の政策展開から
●介護保険法施行後の保健所の役割と地域保健活動の推進と見直し(美馬和子)

●地域における実践活動「健康づくりグループ」(久地わかたけ会)の活動(山本志津江)

●住宅基本条例の制定と居住支援制度の創設(小林延秀)

●ディーゼル車から黒煙・粒子状物質を減らすために「クリーン軽油を用いた環境対策(廣瀬健二)

●児童への虐待を防止するために(豊田伸一)

●SOHO事業への取り組み「かわさき夢オフィス」創房(栗原薫)

●日本における環境ホルモン分析の現状(鈴木茂)

●二〇〇三年のかわさきを考える(蔡敦子)

川崎市で感じたこと

大韓民国富川市交流公務員

許承範

1. 両市の規模が違う三つの理由

川崎市で一年間勤務して、富川市と一番違うと感じたのは組織の規模だ。中央政府はもちろん、地方政府も組織の改編・縮小を指向してきた韓国の現状とは違うと言えるかもしれない。なぜこのように違うのか、結論から言えば、両市の組織規模の違いは自治権の違い、行政組織を取り巻いている環境の違いと行政組織の役割についての認識の違いに基づくことである。

その一、自治権の違い

昨年一二月、私が韓国の生涯学習について簡単な発表をする機会があり、川崎市と富川市の生涯教育を比較しようとした。しかし、韓国の場合は、生涯学習事業の大部分が国家事務のため、富川市が関与できる部分が少ないということが分かった。それで、生涯教育関連の組織と職員が少ないというのは当然である。これは一つの例にすぎないが、このような自治権の違いはほかの分野でもよく見られた。

その二、行政を取り巻いている環境の違い

しかし、生涯学習関連の組織規模の違いは、これがすべての原因ではない。生涯教育を運営する形態を比べれば、川崎市の場合は、財団法人で、市が新たな施設をつくる職員を配置しているのだが、富川市を含め、韓国では既存の公共施設はもちろん、私立大学校と民間団体も事業の主体として参加しているので、関連施設と職員数が少ない。

韓国の生涯教育事業がこのような形態になっているのは、財政的な問題と業務推進体制の違いが強く影響していると考えられる。IMF救済金融の時期を乗り越えたが、まだ経済的に苦労している現在の状態で、全国的に生涯学習事業のため新たな施設と職員を確保するのは大変なことだろう。そのため、既存の施設と関連民間団体を活用することが代案として提示されたのである。

韓国の行政組織の業務推進体制は解放以降、韓国の成長の歴史と深い関係がある。解放からこれまでの行政の姿を一言で言え

ば、「日本式の組織体制下で、アメリカ式の政策を韓国人がやっている」と言えるだろう。近代社会に入るとき、自主的な社会体制を整える前に日本の植民地になった。

解放以降も、戦争と冷戦の中で植民地時代の行政体制はそのまま続いた。一九六〇年代から始まった経済開発のためアメリカの助けが切実に必要だったため、アメリカの政策に着いていくしかなかった。しかし、このような組織で、このような政策を果たしてきた人々は韓国人だった。また、正統性が弱い軍事政権は国民の支持を得るため、早く成果を示そうとして、政策をよく整わないまま、とりあえず、実施することが多かった。こんなに混乱した状態で、行政がゆつくりと準備し、必要な物事を用意してから政策を行うのは考えにくいのである。

その三、行政の守備範囲の違い

一九九〇年に入り、軍事政権が退いてから、市民の行政に対する要求はますます増大し、内容も多様になった。しかし、一方、経済的な危機の原因のひとつとして行

政組織が非難されるようになり、市民は行政組織が大きくなることを望まなかった。このような、一見矛盾する要求に対して、行政は既存の組織を最大限効率的に活用するしかない。富川市の場合には需要がすぐなくなった仕事の組織を縮小・廃止し、単純反復的な業務は電算化するなど、組織内部の効率化に全力を尽くした。このような方法でも解決が困難な場合には、行政組織を拡大するよりも民間委託、株式会社の設立などの方法で対応している。このようにして、市民はもちろん、行政も新たな需要が生まれてもこれを行政が担当すべきだとは考えず、民間が果たしても問題がないものは、民間が担当するようにして、あるいはその業務を委託して、行政は管理だけを担当するようにしている。このような行政は必要最低限の規模を持つのが望ましいという観点から見れば、川崎の場合は生涯教育分野以外にもいろいろな分野で行政が担当しなくてもいい仕事を担当しているように見えるであろう。

2. 両市の職員の社会活動が、違う理由

富川市の職員は勤務時間以外には家族と過ごしたり、同僚と遊んだり、あるいは自分の趣味活動、自己開発をしたりしている。このような姿は川崎市の職員も同様だと思う。ただ、川崎市では職員が障害者の支援や国際交流活動、そして自分の興味がある分野の研究会へ参加、活動している姿がよく見られた。反面、富川市の場合には、語学、資格勉強などの自己開発のほうが相対的に多いと思う。

それならば、なぜこのような違いができたのか。簡単に言えば、両市の行政組織とそれを取り巻く環境の違いだろう。川崎市の場合は、公務員の身分保障が強く、自ら大きい過ちを犯さなければ定年まで勤務することができると予想されている。自分の身分に安定感があれば、周りの人に気配りができやすいと思う。富川市の場合にも法的には身分保障がしっかりとされている。

しかし、公務員の身分保障は政治権力の変化によって行政権の安定性と中立性を保障するもので、無能な公務員まで保護するものではないという解釈が強くなってきた。それで、数年前のIMF救済金融時期以降続いている組織の改編、縮小に伴う有形・無形の引退圧力が、役所はすでに生涯職場ではないという印象を植え付けた。

さらに、生き残っている公務員も緊張感を緩められないし、昇進あるいは業務評価に外国語の能力、専門的な資格などが大きく影響し、大部分の公務員が自己開発に没頭しなければならぬ状態になっている。こんな状態で幅広く、多様な社会活動を期待するのはやはり無理だろう。熾烈な競争は効率性を高めるが、このような悲しい面もある。

3. 交流の必要性を再確認してから

国際交流はお金がかかるのに目立つた成果がないと思われるかもしれない。けれども、国家をはじめ地方自治体、民間団体等がこれまで国際交流を推進してきたし、これからも、もっと拡大されていくという展望が一般的だろう。でも、なぜ国際交流を行うのか。

このような国際交流についての一般的な疑問以外にも韓国と日本間の交流についても疑問があるだろう。国家と社会の発展が経済的、量的な発展だという直線的な視点から見ると日本に比べて経済的にまだ発展していない韓国との交流について懐疑を抱いている人もいるらしい。一方、韓国でも、韓国の社会システムとかなり似ている日本から学ぶことはないと思っている人がいるらしい。

しかし、このような視点は次の二つの誤りがあると言える。一つは、韓国については急成長している社会の力を看過することであり、日本については一見、見えないうちかもしれないが、経済大国となった日本を支える力を看過することである。もう一つは、現代社会の問題解決者としての地方自治体の役割を看過することである。

まず、急成長している社会の力を看過するという面を見よう。富川市は川崎市より地方自治制度が発展していないかもしれないが、急激な社会変化とそれに伴う行政組織の改変と縮小の中で行政がどのように対応していくかを参考にできるし、紙面関係で細部まで紹介できないが、いろいろ革新的な政策を試しているところだ。そして、富川市を見て川崎市のことを振り返られる良い機会になるのではないかと。

日本の社会は韓国の社会と似ているから韓国の発展にとって参考とすることはあまりないだろうと思っている人もいる。しかし、確かに経済発展の経験という次元で韓国より進んでいったし、経済的な余裕を基盤として福祉、文化等、他の分野でも進んでいるところが多いので、うまくいった部分と失敗した部分を分けて、日本国、川崎

市の状況と、韓国、富川市の状況を参考にし、受け入れれば、「後発者の利益」を十分に得られると思う。

もう一つ、現代社会の問題解決者としての地方自治体の役割について見よう。環境、人権、平和などは一つの国を超える全人類的な問題だが、今までの対立的な国家間のやり方では解決がなかなか難しいと言われている。そのような問題意識から出発して、代案として提示されたのが非政府組織（NGO）などの国境を超越する民間団体である。残念ながら、このような民間団体の力が強くなってきたとは言っても、まだ実質的な影響力は微弱だと思う。地方自治体は先の国家と民間団体の弱点を補完できる適切な主体と言えよう。地方自治体が先頭を切つて、成し遂げた改革が全国的に影響を及ぼした事例は韓国、日本いずれも、探しくなくないだろう。そして、民間団体間の交流にも、地方自治体が掛け橋の役割をしているのをよく見受けられるだろう。地方自治体は単純にその地域だけではなく、グローバル化の時代に新たな役割を持っているのである。

4. おわりに

急速に変化している現代社会で、国家は大きすぎるため、すばやく対応することができない。さらに、国際交流の次元では、他の国との対立の概念に基づいている今の国家の概念を捨てるべきだと考える。実際、国家がなくなることはないだろうが、国家が今まで行ってきた多くの部分を地方自治体に渡さなければならぬだろう。国際交流も国家から渡してもらおう一つの重要

なことだろう。地方自治体間の交流は短時間の中に目先の成果を得られないかもしれない。だが、そのような小さい組織と組織、人と人の出会いがなければ、相手を理解できないし、結局、消費的な対決の時代から生産的な共生の時代に移って行くことは、できないではないか。

人口八〇万の富川市は、二〇〇〇年九月現在、五局二室二一事業所五〇課で一、九六四名の職員が働いている。川崎市の場合、二〇〇〇年七月現在、富川市の担当していない事務関連組織の教育委員会事務局、消防局、選挙管理委員会事務局などを除いても、約一三、〇〇〇名に至る巨大な組織である。

地方公務員法

第六〇条（身分保障の原則）

公務員は刑の宣告・懲戒あるいはこの法が定める事由に基づかないでは自分の意思に反して休職・降任あるいは免職をさせられない。ただし、一級公務員はそうではない。



子供たちの科学の夢を 育むために

NPO法人発見工房クリエイト理事長

橋本静代

不思議なものを見ると「なぜ?、なぜ?」を連発することもまたは、好奇心に満ち、本来みんな科学が好きはずである。

それなのに理科離れの青少年が増え、不登校の子どもが増えている日本の現状は、子育てに苦勞しながら科学研究の道を歩んできた者にとって、何としても無関心ではられない問題である。

教育改革の議論はいく度もなされてきており、進められていることではあるが、今現在、不登校に悩む子供と親がいるのであるから、その子供たちに何かをして上げることが急務だ。

知識偏重の歪みの中で、押しつぶされうになっている子供たちに、科学の本当の面白さを知らせ、考えることの好きな彼らが、のびのびと自由に、目を輝かして、それぞれの発想を伸ばしていけるような場をつくらう。そう考えて退職金をすべてつぎ込んで始めたのが「発見工房クリエイト」である。

私自身の子供の頃をふりかえっても、また子育てをしていた頃をふりかえっても、

日本の学校教育の中では、自分でじっくりと考えようとする子供は、何かと不利な立場におかれるようである。本当は科学に向いた優れた素質を持っていると思われるのに、不登校になってしまい、本来の優れた能力を伸ばすことができなくなってしまう子供が意外に多くいるということは、最も心を痛めることである。

これを何とかしなければ、これからますます独創的な科学技術者を必要としている日本にとって大きな損失でもある。

これらの子供達に科学の本当の面白さを知らせたい。そのためには、子供達が遊びを通して科学のふしぎを感じ、「なぜ?」を考え、科学の面白さにとりつかれてゆくような遊具や実験器具を備えた小さな科学館をつくってみようと考えたのである。今から五年余り前のことである。

同じような思いを抱く人は他にも幾人かあった。当時「青少年のための科学の祭典」を盛り上げるために東奔西走しておられた後藤道夫氏は、実験は夏だけの一回きりのイベントとしてではなく、常時子供たちを

実験漬けにしたいという強い願望をもって、米村傳治郎と共に協力して下さった。発見工房クリエイトの実験教室はこうして開始することとなった。

一九九五年の秋に、麻生区黒川の篠竹の敷を切り開いて、ミニ科学館「発見工房クリエイト」の建物は出来上がったものの、資金が尽きて中には机も椅子もなくガラソ洞だった。

これからどうしたものかと私が思案しているとき、後藤氏は、「部屋さえあれば実験は床に座ってだって出来るのだから、来月から始めよう」と固い意思である。何か不用品の払い下げを集めて、机と椅子だけは揃えた。そしてその一二月、中間試験の時期であったにもかかわらず、定員の二倍を越す中学生が集まった。

受験に備える知識偏重の学校での教育に疑問を感じ、子供達の自由な発想をのびのびと伸ばす所はないのかと、模索している親や生徒自身が、こんなにも多かつたのだということが驚きでもあり、また大きな励みとなった。

当時後藤氏の指導は、朝一〇時から、夕方五時まで、弁当持ちで一日中一つのテーマに取り組むというやり方であった。たとえば「写真」がテーマの日は、牛乳パックでカメラを自作し、印画紙に被写体を露光し、現像液を作って自分で印画紙を現像し、写真に仕上げるところまで実行する。子供達は片道二時間もかけて通ってくる者がほとんどであったが、一度体験した者は次も、また次もと、同じ子供が二年も三年も熱心に通い続けた。

この間、運営上の赤字はつるばかりで、幾度も中断を考えたが、継続を希望する子

どもと親たちの熱意に押されて、無理を重ねて五年が過ぎた。この間葉をも掴む必死の思いで、民間の企業や財団の助成に応募したり、多くの心ある方々の個人寄付を仰いで、何とか続けてきた。

一九九九年にNPO法人とはなったが、忙しさが増しただけで、特にメリットと思われることはまだ何もない。このままでは体力的に限界のようだ。今後このようなNPOはどうあるべきか、いま私を感じていることを書いてみよう。

これからの科学技術には、独創的な発想のできる人材が必須である。そのためには技術教育だけではなく、自ら探求する力を育てる、本当の科学教育が必要である。日本で「科学技術」といつているのは実は西歐で云うテクノロジーのことであり、実用を目的としたものでなければ科学技術でないと考えられている。

しかし本当の「科学」は人間の本来の欲求でもある「なぜ?」を追求することにはじまる探求であり、実用とは無関係に追究されるものであって、探求の方法、学びの姿勢が、科学教育では最も重視されなければならない。

ところが日本の学校教育では、ここが一番弱いところである。

これまでいく度も「考える力を育てる教育」ということは叫ばれ、これにはひとりひとりの個性に応じた、きめ細かい対応が特に必要である。ところが日本の学校教育の根強い「一律教育」の体質の中では、様々の抵抗があるようで低迷している。もはや、学校だけに任せておいてはならない。むしろ、民間に盛り上がるようとしているNPOの力を積極的に後押しし、それらを結

現場の目①

婦人相談の現場から

川崎区役所福祉第一課主査（婦人相談員）

福原初恵

集して推し進めてゆくより他に道はないだろうと私は考える。

日本人一般の科学に対する認識が、国際比較で異常に低いというデータが、OECD国際シンポジウムの報告書にも示されているが、市民自体の力で市民全体の科学に対する認識を変えて、大人も子供も科学の面白さと大切さを生活の中に感じてゆかなくては、子供の理科離れは改善できないであろう。

発見工房クリエイトはその小さな試みの一つであるが、大学の研究者や企業の技術者で何か子供たちの科学教育の手助けをしたいと考えている人は数多くいるはずである。退職したら自分もやってみたいのだがと寄せられた声も多かった。

ただ私も含めて大学や企業の組織の中にいた者は、市民社会の情報に疎く、採算を含めて何から始めたらよいのかが分からないのである。

地域の子供たちが自分で往かれるような距離に、科学の実験をしたり、「なぜ？」のギモンと一緒に考え探求してくれるようなところがあったら、大変楽しく、幸せである。

こういう場所が各所に沢山できることが、日本の一般市民の科学に対する意識を変え、子供の個性と独創性を伸ばす科学教育への改善のための有力な力となるだろう。

市民のこのようなパワーを盛り上げるために、行政は情報の伝達や、場所の提供、財政等の支援に、大いに力を注いで欲しいと思う。

「あなたは私のサイドか？」前日の夜、あの面接に訪れた私への、彼女の第一声である。その目は、私が信頼できる人間であるか否か探っているように見える。「もちろん、安心するように」と応えて、日本語がわかるとはいえ、唯一頼るべき日本人の夫から監視され、激しい暴力を受け続けて幼児を連れて逃げ出し、まだ混乱と不安のただ中にある彼女に対し、婦人相談員である私ができる援助についてゆつくりと説明する。日本語の微妙な言い回しは避けるが、それでも彼女が首をかしげる時はシェルターのスタッフの助けを借りる。

シェルターとは、夫や恋人など身近な男性による暴力（ドメスティック・バイオレンスDV）から逃げたり、また様々な事情で行き場のない女性を保護し、心身の傷を癒した後、自立するための援助をする場所。神奈川県内には公立が二カ所、民間が四カ所、さらにその緊急性から母子であれば母子生活支援施設も利用する。

婦人相談員は、福祉事務所に配置され南

部は四福祉、北部は五福祉（非常勤職員）を受け持っている。設置根拠は昭和三二年に制定された売春防止法で、「売春を行うおそれのある要保護女子の転落の未然防止と保護更生を図ること」を目的とする婦人保護事業である。性における女性の人権や人間としての尊厳を守る上で問題もあり十分ではあっても、「売春」のみならずDV等をはじめ多くの女性問題にも対応するなど、この法律が一定の成果を果たしてきたと言える。

冒頭の事例は夕方五時近くに逃げだし、「滞日外国人と連帯する会」の援助で、彼女がシェルターに緊急保護されたのは七時を回っていた。まずは身の安全を図ることを優先する。そして、手持ち金や頼れる身内の有無、夫の追及の実状等、生活歴や暴力の状況も話してもらい（本人にとってこれがなかなか辛い）、今後の生活をどうするのか、どんな援助が必要か、利用できる福祉制度はあるのか等を、本人と共に関係機関と検討する。

同時に怪我をしていればその写真を撮

り、受診し診断書もとって警察へ訴える準備しておく。夫の行為は明らかに犯罪なのだ。外国人の場合、言葉や生活環境、さらにビザの期限など抱える問題は多い。それにしても数では圧倒的に日本人同士の夫婦より少ないにもかかわらず、相談というより逃げてくる女性が後を絶たないのはなぜだろうか。

風俗店で働いていたSさんは、出産の一カ月前まで仕事をした。別れた男（子の父ではない）のために借りた二〇〇万円の返済に追われていたので、結局一度も受診しないまま救急搬送された病院で二日前に男児を産んだ。父親は不明。退院後の行き場がない。生活歴から見ても一般的な社会性に欠ける。何よりも一人で子供を育てる自信がない。

病院のSCW、児童相談所、福祉事務所（私）の緊急面接により、母子分離（新生児は乳児院へ）あるいは一緒に母子生活支援施設入所か、また一時保護の場として婦人相談所の利用が考えられ、本人への情報提供と援助する用意のあることを伝えた。退院までの一週間病院側は、新生児の保育について彼女を全面的に支援した。

新生児は彼女が四歳で初めて得た人生の希望。これからは、母子揃って一時入所した婦人相談所に見守られて育児に取り組むことになった。そして私は「フーズクなんて好きで働いている人なんかいない。」という彼女の言葉の意味を考える。

彼女達を保護しても婦人相談員の仕事は終わらない。DVから逃れた女性は心身の傷も癒えないまま、夫に見つかるのを恐れ次のシェルターに移ることもある。離婚調停や役所への諸手続きの援助、時には通院

介助やア・パート探しも手伝う。実父による性虐待を受けた子供もいて、関わる関係機関は実に多い。

しかしほとんどの婦人相談員は、権限もなく身分の不安定な非常勤職員で、誠実に職務を遂行しようとして高い壁の前で佇むこともある。

今、超党派の女性議員による“DV法”制

現場の目②

これから の広報 「もぐら博士館」

建設局中部下水道事務所主任

青木 誠

はじめに

昨今、公共事業の是非をめぐる記事が新聞紙上を賑わせています。とりわけ、ダム建設や港湾事業など巨額の費用を要する公共工事については、その必要性や計画の抜本的な見直しが厳しく問われています。

こうした中であって、下水道は、市民の快適な生活環境の実現になくてはならない都市の基幹施設であり、その事業費は莫大なものになります。しかしながら、施設のほとんどが地中にあるため、なかなか市民に理解されにくいのが現状です。

今後、下水道事業を多岐に渡って展開し

定の動きがあり成立の待たれるところであるが、法的整備と同時に、こうしたことがいかに女性の人間としての尊厳を貶めるものであるかとの認識に立った、私達の意識変革が求められている。そのために一婦人相談員の立場で日常的、具体的にすべき課題は多く、行政当局の積極的支援を切に望む今日この頃である。

ていくには、その内容を市民に分かり易く説明し必要性を十分理解してもらうことが重要と思われれます。そこで、現在施工中である渋川雨水貯留管建設現場におけるインフォメーションセンター「もぐら博士館」の広報活動について報告します。

渋川雨水貯留管の概要と「もぐら博士館」

本市のほぼ中央に位置する中原区と幸区
の多摩川と鶴見川に挟まれた低地域では、
近年の急激な都市化の進展により、計画し



四五mの地点に、内径一・四m、延長二五六〇mのトンネルを築造し、貯留量二〇万トンを超える雨水貯留管を建設するものです。工事は、二期に分けられ、現在進めているのはその一期分に当たる起点から延長一七六〇m地点までであり、平成一五年三月完成を目指して工事を進めています。

「もぐら博士館」は、この渋川雨水貯留管建設現場内に、貯留管の役割や、下水道のしくみ等をビデオやパネル、パソコンによるクイズコーナーなどにより、“見て”“触れて”参加できる“施設として平成九年三月にオープンしたものです。

将来を担う小さな下水道技術者

本市では、環境学習の一環として、小学校四年生への教材として「川崎市下水道」という副読本を作成し、カリキュラムに組込まれています。さらに、社会科学学習の中で、下水処理場などの見学が行われています。

「もぐら博士館」オープン当時、貯留管建設現場ではシールド機によるトンネルの掘進作業（一次覆工）が始まろうとしていました。シールド工事における一次覆工二次覆工にかけては、比較的現場が安定している期間と考えられます。そこで、小学校四年生や市民の方々を対象に「もぐら博士館」地下五〇mの現場見学会を開催しました。見学会に先立ち、子供達用のかわいらしいヘルメットや、一人一人へのイヤホン付受信機、設備面では、全天候型の見学者通路や、約四五秒で地下五〇mに到達する三〇人乗りエレベーターなどなど、安全面も含め充実した設備を整えました。

見学者は、最初、ビデオやパンフレットにより説明を受け、「もぐら博士館」を見

景気の実感

学後、いよいよ現場見学に向かいます。私達は、見学者を先導しつつ無線機により各施設の説明を行いながら案内します。概要説明や地上プラント設備の見学時では興味を示さなかった子供達も、高速エレベーターに乗り、地下五〇mの空間に達すると、どの子供も目の色が変わっていました。この時、随行の先生方が、子供達より更に興奮していたのが印象的でした。

現場見学会の締め括りとして、最後にもう一度下水道の必要性等の話をする、誰もが真剣にメモをとり、活発な質問をするようになっていました。小さな下水道技術者の誕生です。下水処理場見学後に処理場長に成りたいという児童が皆無だと聞いたことがあります。見学後の児童達へ、将来下水道の仕事をしてみたいですかの問い掛けに、毎回四、五人の子供が手を挙げ応えてくれました。

おわりに

小学生並びに市民の方々を対象に行った現場見学会は、平成九年六月から平成一〇年一月の期間に実施し、約五〇校、三〇〇人の見学者を迎え幕を閉じました。現在でも現場には、当時の小学生達の感想文集を多く掲示しています。

今回の見学会は非常に特殊なケースではありましたが、何かを理解してもらうには、単に一方的に説明をしたり、インフォメーションセンターを作るだけではなく、対象となる方々の興味を引き出す事がいかに大切かを、見学会をおし改めて痛感しました。今後の下水道事業の展開に、この体験を活かせるよう努力していきたいと考えています。

景気の実感

「おたくの会社の景気はどう」。 「そこそこですかね」「ぼちぼちですよ」。 かつて顔見知りの社長同士のあいさつはこんなやりとりが多かったはずだ。本日は業績好調なのに少し控えめだったり、それほど良くもなく悪くもなく、というニュアンスが感じ取られる。だが最近の開口一番「さっぱり」とか「全然だめ」ばかり。経営者はすっかり自信を失ったかのようだ。

情報公開を義務づけられる上場企業は別として、中堅・中小企業は経営の実態を語りながらなくなっている。たとえ業績が良くても同業者や取引先の前では悲壮な表情を浮かべる。ねたまれるのを恐れるのはもちろんだが、もうかつているのが相手に知れると「値引き」の材料に利用されるからだ。あるサービス産業では不況のどん底にもかかわらず、一企業のコマーシャルが話題になったばかりに各社取引先からの値引き圧力が一斉に高まったという。ビジネスの現場では生き残りをかけた駆け引きが水面下で展開されている。

川崎の製造業などを取材している体感では足元の景気は総じて良くない。金融不安、

日本経済新聞社川崎支局

稲荷竜也

アジア経済危機に見舞われた一九九七―一九九九年と比べると、多くの企業の業績は二〇〇〇年に大幅に改善した。しかしそれもつかの間、二〇〇一年に入ると受注は減少傾向にある。回復のけん引役だったIT（情報技術）分野、とりわけ半導体が昨年末から米国景気減速などで需給が急速に緩和し、関連産業への影響が広がっている。

だがこれらは全体的な傾向にすぎない。結論から言えば製造業に限らず様々な業種で、企業の業績、成長性に二極分化現象が起きている。平均株価、失業率、設備投資などマクロ経済の指標は良くないが、もはやミクロ経済の実態は一言で表現できない。指標はあくまで積み上げや平均値であり、一般的な景気と個別企業の景気にズレが生じるケースが増えている。

「企業は個の時代だ」。セコムを担当していた七年前、創業者の飯田亮氏はこう強調していた。経営者は業界や経済団体、もちろん行政に頼ってはいけなかったということだ。法律の規定もなかった警備保障業を日本で初めて興し、その後も通信、在宅医療分野で規制に挑戦してきた飯田氏の言葉

だけに重みがある。今まさに景気も「個の時代」。「そこそこ」は少なく、「良い」か「悪い」か、だ。昨日まで良くても、気を抜けばあつという間に立場は逆転しかねない。

あらゆる業界で優勝劣敗が鮮明になっているのは、供給サイドの論理が崩壊し、需要サイドに立脚した経済へ移行しつつあるからだろう。格安衣料チェーン「ユニクロ」の快進撃は「価格破壊」という言葉に集約されがちだが、本質は「消費者本意」。だから少々価格が高くても需要側が本望に望み、役に立つ製品、サービスを機動的に提供できている企業は元気だ。創業六年で年商八〇億円という人材派遣会社の社長に躍進の秘密を聞くと、「百社顧客があれば百通りのニーズがある。これにいかにも細かく対応するか、当然の事をやっているにすぎない」という。この企業の派遣料金は業界ではどちらかといえば割高だ。

日本は資本主義のはずなのに、これまでは市場経済がともに機能せず、供給者たちがうまく利益を分け合い共存することができた。そこで行政は秩序維持や利害調整面で一定の役割を期待され事実、果たしてきた。しかし本来の市場原理が機能し始め、「危機感」を持ち続けられない企業は退場を迫られている。行政側も経済のドラスティックな構造変革を直視せずに旧態依然としたままであれば、産業政策に限らず環境、福祉、開発など、あらゆる対策は後手に回り、それこそ「遺物」と化してしまうだろう。

新ものづくり ベンチャーズ の時代

財団法人川崎市産業振興財団
産学連携推進課主任
櫻井 亨

今回紹介する元気企業は、長年培った技術力を背景に、新たな分野へ挑む研究開発型企業である。

粉体塗装のパイオニア ▼株式会社グリーンテクノ

同社は、昭和四五年に、東京電力のブレーカーなどの研究・開発に携わっていた瀬川浩二氏(前社長)を中心とした技術者八名がスピニングとして創業したところから始まる。

松下通信工業(株)の測定器類の開発を主軸とするため、優秀な技術者を集め、横浜市鶴見区矢向に本社を置いたところから、ヤコー通信工業(株)と名付けた。当初は、社員八名のうち五名が松下通信工業の開発部門に出身、標準信号発生器・騒音計・自動計測器などの工業計測器の生産や開発、プリント基盤の設計などを行っていた。

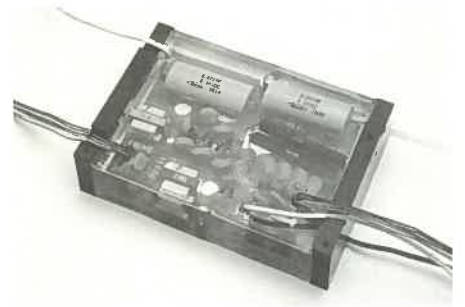
昭和四八年に測定器、自動計測器などの増加してきた注文に対応するため、工場を高津区子母口(現本社)に移転した。

換気扇制御装置の開発

養鶏所では、ニワトリの成長に伴い、換気不足や室温の上昇で死亡率が高まるた



静電粉体塗装装置



高電圧ブロック

め、鶏舎内の換気や温度調節を行う必要があった。従来は、換気扇を手動でオン・オフしていたが、自動的に三相モーターを制御するシステムを考案、昭和五二年に開発に成功し、OEMで全国の養鶏場に販売された。

静電式粉体塗装機の開発

その後、小野田セメント(株)から、高電圧で静電気を発生させることにより、粉末塗料を帯電させ、金属面その他の平面・曲面に吹付け塗装する装置の共同開発の話が持ちこまれた。セメント工場内の粉塵収集の原理を応用し、高電圧発生装置の開発に着手、さらに高電圧下で使用するエポキシ樹脂真空モールドの技術開発を進め、試行錯誤の末、国産第一号機が誕生した。この開発の中心となったのが、田中實氏(現社長)であった。田中氏は、ヤコー通信工業創業メンバー八人のうちの一人で、設計技術を買われ、最年少(当時、二十一歳)で同社設立に参画していた。

昭和五六年には、松下通信工業(株)からDCサーボアンプ・制御装置の開発・製造を依頼され、開発に成功し、製造を開始した。この装置は、自動車の一〇モード燃費等のシミュレーションに用いられ、トヨタ、いすゞなどの自動車メーカーの他、燃

料メーカー各社にも数多く納入され、現在でも主要製品の一つとなっている。

平成二年に、事業の拡大を機に、第二工場を新設、高電圧モールドの生産部門を移転し、平成四年には、瀬川社長が退いた。一般的には、社長の子息が引き継ぐケースが多いが、同社は、生え抜きの田中氏(四十四歳)を社長として抜擢した。

そこで、「環境に優しい」粉体塗装機の開発・生産に一層注力する一方で、社是を「環境に優しい技術をおして社会に貢献」と定め、新たなスタートを切った。

ISO9001の認証取得
平成八年に大きく経営環境が変化した。小野田セメントから日本バーカライジングへと粉体塗装事業部門が営業譲渡された。ここで、グローバルな生産、販売に向け、日本バーカライジング社の資本参加を決めた。さらに、社名を(株)グリーンテクノと変更し、ISO9001の取得を目指し、

会社が一丸となって品質管理を徹底、平成十一年九月、粉体塗装製造に関するISO9001の認証を取得した。同社の主力製品は、この粉体塗装機関係で、国内三五%のトップシェアを占めてい

る。この装置は、屋外などの厳しい環境にさらされるものへの塗装に適しているもので、この粉体塗装の特徴は、従来の溶剤型塗料に比べ、環境面で優れ、塗料の再回収が容易で、九五%を再利用でき、また、塗料には有害な有機溶剤や重金属を含まず、塗装が容易で、熟練工の必要がなく、防錆効果も高いことが挙げられ、冷蔵庫、エアコンの室外機などの現在使われている分野から、自動車の表面などへの応用が広がっている。

現在、国内の粉体塗装が占める割合は、一%に過ぎないが、欧米では、環境面からの規制が厳しく、米国は一〇%、欧州では二〇%と拡大しつつある。今後、日本においても、環境問題への取り組みが問われる中で、この塗装技術は、これまでの溶剤塗料から代替が進み、大きな市場となるであろう。また、同社は、ISO14000の取得を視野に入れつつ、経営環境が変化する中、毎年、優秀な技術者、大卒者を採用しており、同社の取り組みは、塗装業界の地図を塗りかえる可能性を秘めており、さらに、同社の得意とする計測器・粉体制御用センサー、高電圧技術を基に、環境に優しい新製品の誕生が期待されている。

最後に社長田中實氏の一言を紹介する。「新川崎・創造のものが完成し、最先端の研究が行われています。我々中小企業もこうした研究に参画できるよう技術レベルを向上させなければならぬ」と考えています。こうした研究が産業界に結びつく際には、我々のものづくりを通じて得た知恵が役に立つこともあるかもしれません。産と学との接点を持ち、この川崎の地で新しい技術が生まれるよう切磋琢磨していきける関係が築けることを願っています。」

会社概要

会社名 株式会社グリーンテクノ
所在地 高津区子母口四三八
代表者 代表取締役 田中 實
資本金 二六〇〇万円
従業員 三〇名
電話 〇四四―七五五―二四三二
URL <http://www.greentechno.co.jp>

福島電機株式会社

▼テレビ産業の発展を支えた
エレクトロニクス技術

同社の歴史は、昭和二八年、福島利三（としみ）氏が個人で品川区大崎で創業したところから始まる。

利三氏は、戦前から東京無線電気（株）で、主に戦開機に搭載される送信機、受信機などの製造部門の責任者として携わっていた。終戦を経て、同社の解散を機に、テレビ放送関連機器の組立加工を業とする個人営業を開始した。昭和三二年、事業拡大を図るため、当時の同僚、部下一人と共に福島電機（有）として設立し、川崎市中原区（現本社）に工場を建設した。その頃から、テレビの普及が始まり、それに伴い、事業を拡大していった。

同社は、電子機器の組立・配線・電気調整の技術を得意とし、テレビ放送関連機器の製造だけでなく、医用機器分野への展開も図り、昭和三五年に、心電計、脳波計、ベッドサイドモニターの受託製造も開始した。

昭和四二年、株式会社を改組し、この時期に大手メーカーから小型コンピュータのプリント基板実装の依頼を機に、コンピュー

タ分野への進出の足がかりをつかみ、日本で先駆けて、自動半田付け装置を導入し、プリント基板実装の大量生産体制を整えた。昭和四五年、業務用の映像機器分野にも進出し、放送用カラーカメラの関連機器及びモニター等の受託製造を開始した。

量産品から試作品開発へ

昭和四七年、若手技術者を積極的に採用、技術部門を設置するとともに、エレクトロニクス技術を中心とした開発、設計力を強化し、教社の大手電気・通信メーカーの試作品開発に積極的に係わっていった。

昭和五五年、社長利三氏が病に倒れたことから、県立向の岡工業高校で教鞭を取った経歴を持つ秀明氏（現社長）が、社長を引き継ぎ、教諭経歴を活かし、社員教育に力を入れた。

同社の映像・画像処理技術が評価され、大手通信メーカーと共同で昭和五八年、ニューメディアとして期待されたキャブテンシシステムの試作、開発を手がけ、さらに、昭和六二年には、ハイビジョンシステムのMINコンバーター（MUSE-NTSCコンバーター）の試作品を開発した。

また、同社はパソコン分野へ再度進出し、画像処理技術を活かして、パソコンのビデオインターフェイスボードを大手通信メーカーと共同開発に成功し、昭和六〇年にこの製品を全国に販売した。

通信・放送の最先端技術を担う

同社の歴史は、テレビの発展の歴史とともにあり、シドニオリンビク放送で注目された高画質のBSデジタル実験放送に始まり、一月一日から本格的に放送が開始された、この放送の実現に向け、OFDMエンコーダー・デコーダー、画像圧縮に

関連してMPPEGパラレルインターフェースなど、BSデジタル放送の中核装置の試作開発を手がけている。

また、放送分野だけでなく、携帯電話の通信分野への進出を図っている。

現在、次世代携帯電話の規格であるW-CDMAの関連技術開発に取り組んでおり、同社の画像処理、信号処理技術は、放送関連だけでなく通信技術へと大きく広がりを見せている。

川崎市ものづくり活性化

補助金を活用した新製品開発

さらに、同社は、これまでの受注受身型生産から、自社製品の開発を積極的に進め、平成十一年に、川崎市ものづくり活性化補助金の交付を得て、乱丁・落丁防止装置の開発に成功した。

この装置は、書籍類の印刷・丁合過程において発生する乱丁印刷を画像解析し、乱丁印刷を検出するもので、従来の製品に比較して精度が高い。この新製品を武器に、出版業界、印刷業界へと新たな分野の開拓が始まった。

最後に社長 福島秀明氏の一言を紹介する。「中小企業は、技術力があっても、資金力はなく、自社製品を持つには非常に高



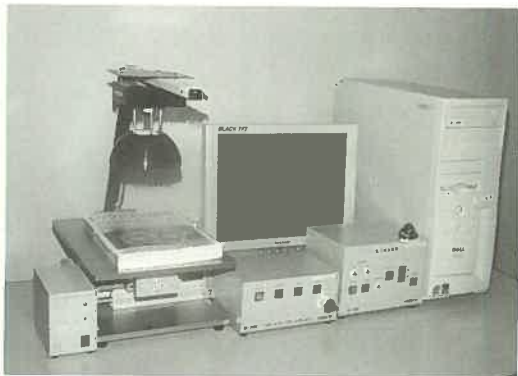
映像機器開発風景

いハードルがあります。しかし、中小企業は、自社製品を持つことは夢であり、目標でもあります。川崎市では、ISO9000の取得や新製品の開発に、助成金を支給する制度が三年ほど前からできました。このことによって、市内の中小企業は、自社製品の開発、新製品の開発へチャレンジし、ハードルを乗り越えようとする機運が醸成されつつあります。

ぜひ、こうした制度を一層充実するとともに、新川崎に完成した『創造のもり』と産業界と連携し、新しい技術、製品が生れることを期待しています。」

会社概要

会社名 福島電機株式会社
所在地 中原区田尻町六八―五
代表者 代表取締役 福島 秀明
資本金 一〇〇〇万円
従業員 四五名
電話 〇四四―五三二―四五一―
URL <http://www.kawasaki-net.ne.jp/fukushima/>



乱丁・落丁防止装置

未来の羅針盤

”平成二二年 国勢調査“を 終えて

総合企画局 都市政策部 統計情報課

福井和彦

1. 平成二二年国勢調査について

昨年、歴史的節目の二、〇〇〇年に、国民全てが調査対象となる国勢調査が実施されました。川崎市においても、同年六月一日に平成二二年国勢調査川崎市実施本部を設置して以来、市内約五百万世帯の調査票の配布・回収・照会・審査等、様々な段階・経過を経て、二〇〇一年二月二〇日に調査関係書類を国へすべて提出し、同年二月二八日をもって同実施本部を解散しました。今後待たれる調査結果、地方集計や分析を除き、本市における平成二二年国勢調査の主たる業務は終了したことになります。

国勢調査は、国が統計法にて実施を義務づける指定統計調査の第一号で、国の最も基本的な統計調査です。今回の調査は、大正九年（一九二〇年）実施以来一七回目の調査となり、前回平成七年（一九九五年）調査より調査項目が五項目多い二二項目調査の大規模調査で、世界的にも国際連合が

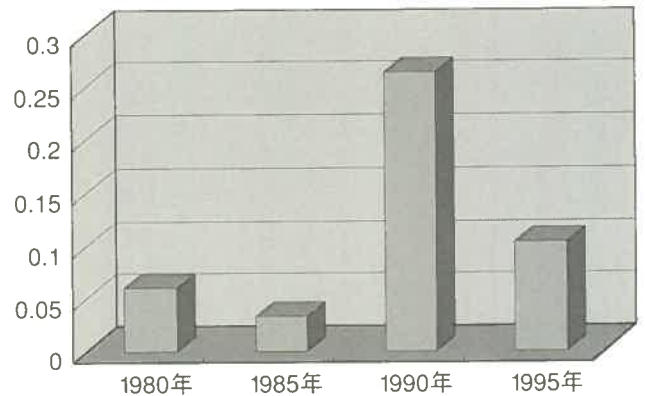
勧告する二〇〇〇年ラウンドの人口・住宅センサス（注）の一環をなすものとして、たいへん意義のある将来を占う貴重なものでした。

本市には、第一回国勢調査の調査票の雛型が残っており、調査項目や仕様は現在のものとはかなり相違していますが、男女の別、配偶の関係、職業、世帯員数など、国調の骨格をなす基本的調査項目は、綿々と受け継がれていることが分かります。

国勢調査のような統計調査は、個人情報を集約した調査結果が、その個人にとつて目に見えるような形となつて、すぐさま日常生活に反映される性質のものではないために、調査に対する認識、協力がどうしても得られにくい面があります。また、最近では、オートロックマンション等の増加や、単身世帯及び夫婦共働き世帯の増加にともない、通常の時間帯においては世帯そのものに接触ができないケースが多く、調査精度にかかわる重要な問題が生じてきています。さらに、行政の統計調査ということで調査協力が期待される社会的土壌は年々薄れてきており、非協力的な世帯が増加している状況もあります。年々の調査環境悪化を物語る一つの表れが、国勢調査結果の“不祥”という項目の増加傾向に見受けられます。総務省統計局によると、第16回国調においては、“不祥”の増加による不確定性を回避するため、一部推進による補充を行ったようですが、(図1)は、近年四回の国勢調査結果(全国)の調査項目「年齢」における“不祥”の比率です。

平成二二年国勢調査においても、全数調査ではなく標本調査でも良いのではという意見や、住民基本台帳で用が事足りるので

図1 年齢不詳の割合 (%)



資料：第13回～16回国勢調査（総務省統計局国勢調査結果報告書）

はないかとの意見が寄せられました。

時代を映す鏡である国勢調査を実施する上で、今後ますます、うつりゆく時代の中で調査環境が悪化することが予測されます。正確かつ円滑な統計調査を行うためには、国内での論議の他に、諸外国の調査結果ばかりではなく、調査方法においても国際的視点が必要と思われる。

2. 諸外国の人口センサス

(表1)は、日本と比較をした諸外国の人口センサス(人口の全数調査)の一覧です。それぞれの国の人口センサスには、様々な歴史的背景があると考えられますが、日本における国勢調査の今後の流れを見通す鍵が見えてくるのではないのでしょうか。

初めに、世界の近代人口センサスの幕を

開いたアメリカの調査を鳥瞰してみます。二種類の調査票があり、全世帯対象の基本的なもの、標本調査世帯対象の詳細なものに分けて調査をし、全世帯においては①氏名、②男女の別、③年齢、④世帯主との続柄、⑤スペイン系、ヒスパニック系、ラテン系の別、⑥民族の六項目と、住宅所有関係の一項目、合わせて七つの基本項目を調査しています。標本世帯(全世帯の六分の一)については、基本的な調査項目のほかに、人口関係二六項目、住宅関係二〇項目、全部で五三項目の調査がなされています。

世界最大規模の人口センサスを行う中国は、アメリカと同様に、二種類の調査票を用いています。全世帯対象とする基本的調査項目には、①氏名、②男女の別、③出生年月日、④世帯主との続柄、⑤世帯の種類、⑥世帯員数、⑦室数、⑧床面積、⑨戸籍の登録状況、⑩国籍、⑪教育程度があります。また標本調査世帯(全世帯の一〇%)については、基本的調査項目を含め、個人に関する事項二二項目、世帯に関する事項二二項目、死亡に関する事項八項目、全部で五三項目の調査を行っています。

次に、オランダ等と同様ですが、ヨーロッパで次第に広がっている行政記録を利用した新しいタイプのフィンランドの人口センサスです。調査票は一切使用せず、人口登録台帳、建物・住宅登録台帳、ビジネス登録台帳等の記録を用いて、互いにリンク可能なシステムを構築し、個人を世帯や居住している住居、雇い主などとリンクさせ、地図にも座標を使ってその位置を示すことができるようになっていきます。

日本と比較してみますと、調査項目数に

表1 アメリカ、中国、フィンランドとの人口センサスの比較

		日本	アメリカ	中国	フィンランド
歴史	実施時期	初回は1920年で、以後は10年毎に実施し、5年毎の中間年は簡易調査を実施。	初回は1790年で以後は、空白期を除き10年毎に実施。	初回は1953年で以後は、1964年、1982年、1990年に実施。	センサス法に基づき初めて本格的に行われたのは1950年。以後は10年毎に実施。
	回数	17回	22回	5回	6回
2000年ランウインドの人口センサスの実施時期		2000年10月	2000年4月	2000年11月	2000年12月
調査方法		調査員調査（調査員による各世帯の配布、収集）。郵送による調査票の提出は一般的には認められていない。	民間業者が作成した住所リストを活用。都市部を中心に郵送調査（全体の約8割を占める）を行い、農村部等は調査員調査と郵送調査を組み合わせ、調査を実施。	調査員調査（調査員による各世帯の配布、収集）。郵送による調査票の提出は一般的には認められていない。	1990年の人口センサスは、調査票を使用せず全面的に行政記録台帳データ（人口登録データ、建物・住宅登録台帳・ビジネス登録台帳）を利用実施した。）
主な調査事項		<ul style="list-style-type: none"> ★全世帯の調査票 ○個人事項16項目 <ul style="list-style-type: none"> ・氏名 ・続柄 ・性別 ・出生年月日 ・配偶関係 ・国籍 ・現住居での居住期間 ・5年前の住居の所在地 ・在学、卒業等教育の状況 ・就業状態 ・仕事の種類 ・従業上の地位 ・従業地など ○世帯事項6項目 <ul style="list-style-type: none"> ・世帯の種類 ・世帯員の数 ・家計の収入の種類 ・住居の種類 ・住宅の床面積 ・住宅の建て方 	<ul style="list-style-type: none"> ★全世帯の調査票（ショートフォーム）7項目 ○個人事項 <ul style="list-style-type: none"> ・氏名 ・続柄 ・性別 ・年齢 ・スペイン系等の別 ・民族 ○世帯事項 <ul style="list-style-type: none"> ・住宅の所有関係 ★1/6の世帯の調査票（ロングフォーム）46項目 <ul style="list-style-type: none"> ・出生地 ・市民権 ・教育 ・配偶関係 ・語学力 ・身体障害度 ・自動車台数 ・毎月のローンの返済額 ・祖先及び人種 ・石油燃料代など 	<ul style="list-style-type: none"> ★全世帯の調査票（ショートフォーム）11項目 <ul style="list-style-type: none"> ・氏名 ・続柄 ・性別 ・出生年月日 ・世帯の種類 ・世帯人員 ・室数 ・床面積 ・戸籍登録状況 ・国籍 ・教育程度 ★1/10の世帯の調査票（ロングフォーム）42項目 <ul style="list-style-type: none"> ・出生地 ・配偶関係 ・初婚年齢 ・出生子数 ・家屋の所有関係 ・5年前の住所地 ・住所移動の理由 ・建築時期 ・建築材料など 	<ul style="list-style-type: none"> ★人口登録データ <ul style="list-style-type: none"> →年齢、性別、配偶関係、母国語市民権など ★建物・住宅登録台帳 <ul style="list-style-type: none"> →室数、床面積など ★ビジネス登録台帳 <ul style="list-style-type: none"> →就業関係 ※上記3つの登録データは、フィンランドに居住する全ての人、建物、住宅、企業、事業所をカバーしており、互いにリンクが可能。その他、雇用年金システム、学生生徒登録台帳など約30の行政登録台帳が人口センサスに利用可能。

資料 解説2000年国勢調査（総務省統計局）、「統計」2000年7月号（財団法人日本統計協会）

関しては、全数調査であるか否かの相違はありますが、日本はアメリカや中国と比較して調査項目数は少ないようです。さらに国連が勧告している調査項目に、使用言語、宗教等がありますが、今まで取り上げられなかったことはありません。また、アメリカや中国は、全数調査のショートフォーム、標本調査のロングフォームと調査対象によって

調査項目を変え調査をしています。多民族国家で国土や人口等が関係しているものと考えられますが、日本の国勢調査においても、市民意識の変化を肌身で感じる統計調査の現場の立場からしますと、基本的項目の調査は全数調査を採用し、教育、就業状態、産業、職業など、個人の社会的経済的属性的の高い調査は、標本調査で行う方法の検

討も近年には論じられるべきものと考えます。日本においても住民基本台帳法の改正（注2）によって、各個人に個人コードが付け加えられることになるため、住民票の全国統一的なフォーマット作成や他の行政記録の整備を行い、技術的な問題の克服だけを考えれば、フィンランドのように他の行政記

録の個人情報とのデータリンクを行うい、詳細な社会的経済的屬性別人口統計も市区町村別に作成できるような環境が整うものと思われませんが、その実施までには市民意識やプライバシー保護の担保等、様々な問題をクリアしなければならぬと考えられます。

本市における今回の平成一二年国勢調査における最も切実な問題は、単身世帯の増加、就業形態の多様化等で、調査客体に会えず調査票の配布・回収ができないケースが著しく増加したことがあげられます。したがって、調査方法の根幹となる調査員による調査の方法の見直しも考えられますが、アメリカでは、調査票の配布・回収を主として郵送で行い、調査票が期限までに回収されない場合は催促のための調査員が専任され、電話インタビューや世帯訪問で調査票を回収する作業を行っています。郵送による回収率が低い場合は、それだけコストがかかることとなります。最近の傾向として、一九八〇年調査では八〇%程度の回収率でしたが、一九九〇年調査では六〇%程度の回収率となりました。このため、調査員の追加確保や予算措置が必要となる困難な事態が生じ、日本と比較し人口が約二倍であるアメリカにおいて、調査費用が四倍ほどかかったとされています。

以上、他国の人口センサスとの比較をした中、参考になり学ばべき点は多々見受けられますが、統計調査をめぐる事情は国によって異なり、調査方法等を変更することによる利害得失については、慎重に検討する必要がありますと思われる。

3. 全数調査について

住民票で人口系の基本的事項は把握できるため、国勢調査の全数調査の存在意義は薄いとす意見がありますが、住民票は住民登録者だけでなく、外国人登録との整合性、住居不定者等も考えると、全ての住民を把握する信頼性の高い国勢調査とはなり得なくなり得ます。また、人口・世帯系の詳細な調査を行う、住宅・土地統計調査や就業構造基本調査等は、国勢調査の情報をもとに行う標本調査であるため、国勢調査の全数調査の意義はその意味でも大きなものがあります。

さらに、国勢調査の特色の一つは、全国限なく町丁別単位よりさらに狭い範囲の基本単位区(注3)での調査が行われることです。地方分権の進展等により、「まちづくり」の決定に際して住民の要望が強くなるとともに、現在以上に合理的な計画が要求されるのが予想されます。これらに対応するため、いつそうの小地域の正確な把握が必要となり、地理情報システムなどの整備を推進し、予測・シミュレーション等の確な技法を導入することが必要となると思われれます。そのためには、適切なデータがあつてこそ有効に機能するものであり、基礎となる小地域統計データの重要性はますます大きくなると考えられます。

4. 国勢調査の結果利用

調査結果の利用の仕方として、日本においては、個体調査の集約的な統計資料による利用はできますが、アメリカや一部のヨーロッパで実施されているような、個々の匿名標本データ(マイクロデータ)の公開は、

統計法の規定により認められていません。あらかじめ定められた統計表以外のデータを調査票にさかのぼって集計・取得することは禁止されています。統計調査結果から精緻な理論やモデルを定立するには限界があり、日本の社会科学におけるデータの活用の現状も、国際的な潮流に追いついていない要因の一つとされています。一方アメリカなどでは、大学や民間の研究機関等の利用者からは、生きた大変重要な統計資料として重んじられており、その存在価値はおのずと高い評価を得て、社会的認知は受けているようです。

個人の権利がますます重んじられる中で、プライバシーを積極的に守るべき社会的趨勢は当然の帰結です。したがって、人口系の調査項目の他に、世帯主との統柄、配偶の関係、収入の種類などを調査する国勢調査は、社会の潮流に逆行するような面も持ち合わせているものとなり、その風当たりは厳しいものがあります。しかしながら、例えば福祉行政の立場から、高齢者が都市の中で单身世帯となつているのか、または親類縁者と同居しているのか、広域的あるいは地域別の世帯変化の情報を把握することは、高齢者の福祉行政にとって重要な指針となります。

高齢化が欧米などとは比較にならないほど早いスピードで進行する日本において、国立社会保障・人口問題研究所によると、二〇二五年には、高齢化率(六五歳以上人口の割合)が総人口の約二七%と世界有数になると推測されていますが、その時働盛りで日本を支えることになるのは今の一〇代、二〇代になります。関心が薄いと言われる若い世代も、決してこの大きな社会的

流れとは無縁ではられません。

統計調査から得られるデータが、明日の地域環境や社会の向上に益することの理解が得られれば、住民も企業も過度の負担感や反感をもつことはないと思われれます。マンションの管理人・管理会社等に対する協力依頼、個人への申告義務などをはじめ、地域においても広報活動は展開しています。結局のところ国民自身の国勢調査に対する理解が鍵を握っているのが現状です。重苦しく上意下達ではない、親しみやすく受け入れやすく、統計調査の重要性のみならず、調査結果のデータによって立案された施策などを国調の広報活動に積極的に取り組んでいくことが何よりも大切だと思います。

5. 平成一七年国勢調査に向けて

次回平成一七年(二〇〇五年)国勢調査を少しでも円滑に行うため、本市では今回の反省や課題を整理するため「市区事後報告会」や「川崎市実施本部業務報告会」を設けました。席において、マスメディアによる広報活動、調査員確保対策、調査に非協力的な世帯への対応策、調査票封入用シール等による調査票の提出の仕方、そして調査意義が問われる調査項目の精査等について議論がなされ、十分な検討を要することが確認されました。

今後は、各区役所を中心とした庁内関係機関との時宜に応じた協議を行う一方で、毎年二回開催される大都市統計協議会や、主要都道府県及び大都市の担当者で構成される国勢調査調査方法検討会等で、調査の最前線を担い調査環境を直下に感ずる現場の立場から、調査の現状を訴え、意見・要

望を行い、円滑・効率的な国勢調査の実施に向け積極的に取り組む必要があります。

いま、都市において、社会面では、少子高齢化の進展、女性の社会進出、余暇時間の増大が、産業面では、空洞化、ハイテク化、サービス化が顕著になっており、自治体による地域政策の樹立の作業は、極めて複雑な要素を持ったものに変化しています。このような状況下ますます、調査なくして立案なしです。現況を把握せずして前には進めません。

統計調査による、プライバシー問題や記入者負担問題が人口センサス先進国と言われる欧米諸国でも表面化してきたのは、ここ二〇年くらいだと言われております。市民の権利意識台頭の中で生まれてきた新しい課題です。重要性を増す統計調査が決して行政上の都合だけのためにあるのではなく、市民の共有財産となるような意識が生まれる土壌づくりに国と地方自治体が一体となつて真摯に取り組んでいくことが必要な時期に来たと思われれます。

注1 二〇〇〇年ラウンドの人口・住宅センサス。

注2 世界の人口問題等に適切に対処する基礎データを整備するため、世界の国々に、西暦二〇〇〇年を中心として、人口・住宅センサス(全国的全数調査)を一斉に調査するよう国際連合が提唱しているもの。

注3 住民基本台帳法の改正は、住民からの届出または職権によって住民の氏名、本籍、住所等をはじめ、選挙人名簿の登録、国民健康保険や介護保険、国民年金の資格などに関することが記録される。一九九九年八月「住民基本台帳法」の改正により、住民すべてに一律の個人番号が付され、住所、氏名、生年月日等の情報を全国の地方公共団体をつなぐコンピュータ網に載せて、一元的に管理されることになり、二〇〇二年八月までの実施が予定されている。

注4 原則として周囲を道路で囲まれた街区や、街区に連なる区画をベースに設定される二五・三〇世帯程度からなる区画で、一九九〇年の国勢調査から導入され、小地域での時系列的な把握を容易にした。

川崎市政日誌

(二〇〇〇年七月～十二月)

(川崎地方自治研究センター編)

手塚プロダクションが「手塚治虫ワールドかわさき」の「基本計画」と「事業体設立準備機構」の発足を発表。
七月十八日
市都市計画審議会が発足。
七月二十日

東扇島の公園内のパーヘキュー場完成。中込み殺到。
七月二十一日

川崎球場の解体工事を開始。
七月二十二日

中原区市民健康の森の推進計画案、市民説明会開催。
七月二十六日

市長、市議会議長が川崎縦貫高速鉄道の早期着工を運輸大臣に要望。
ヴェルディ川崎の東京都への移転からJリーグでは最後となる川崎フロンターレとの「川崎ダービー」開催。延長引き分け。二〇〇二年サッカーW杯日本組織委員会のメンバーが等々力競技場を視察。
七月二十七日

麻酔科医師の薬物中毒で、市が聖マリアンナ医大の関係者に事情聴取。薬品管理の面では問題なし。
七月二十八日

九九年度的一般会計と特別会計決算見込みを発表。黒字幅が一〇年連続縮小で、市税収入も前年を割り込む。
八月一日

ドメスティック・バイオレンスについて男女共同参画センター内に専門の窓口設置。
八月四日

小学生に市内製造業や先端技術の現場を体験させる「かわさき夢工場発見ツアー」をK2で開催。
八月八日

四月に開設された市北部消費者センター相談件数発表。四カ月間で二二三二件、閉鎖された県川崎消費生活センターと同

じベースで推移。
八月十二日
市交通局が地元メーカーとアイドリングストップ時に冷房をかけられるバスを開発。実験導入を行う。
八月十五日

市民ミュージアムが多摩区長尾にある縄文時代後期の下原遺跡の土器片から稲の成分を検出したと発表。関東最古の稲の存在を証明する資料。
八月十九日

多摩川花火大会開催。六〇〇〇発の打ち上げ花火。世田谷と同時開催。
八月二十日

「海の公園づくりワークショップ」。川崎に青い海を取り戻すための市民プラン策定へ。
八月二十二日

二二政令市長と自治大臣との懇談会を開催。大都市への財源配分を。
八月二十四日

川崎商工会議所会頭が県知事に川崎沖を第三空港とする要望書を提出。
市環境影響評価審議会が「市環境評価に関する条例」について市長に答申。市の大規模事業については早い段階で市民の意見を取り込んだ「地域環境管理計画」の策定などを求めた。
八月二十五日

運輸省の二〇〇一年度概算要求に「川崎縦貫高速鉄道」が盛り込まれる。
八月二十六日・二十七日

かわさきロボット競技大会開催。総合科高校のチームが優勝。
八月二十七日

市民友好団が韓国富川市を訪問。市長表敬などを実施。
八月二十八日

市が工場内の緑地面積率を定める条例を九月議会に提出することを発表。経済環

境の改善と臨海部活性化を期待。
八月二十九日

市は二〇〇一年度予算編成方針の内容を発表。収支不足を五〇〇億円以上と試算。マイナス五％のシーリング。
ディーゼル車の排出ガスに含まれる粒子状物質の緊急対策として、実験的に導入している「軽質軽油」により、排出量が三割削減できることを発表。
市環境保全審議会の公害部会は、「川崎市におけるディーゼル車対策のあり方について」の素案を提出。ディーゼル車から排出される浮遊粒子状物質を事業者ごとに規制することを提言。
八月三十日

聖マリアンナ医大病院の事故調査委員会は中毒死した三人の麻酔科医師は依存の可能性が強いと結論。
九月一日

七都県市防災訓練実施。
九月二日

川崎区内の私立幼稚園の有効活用を話し合うワークショップ開催。
九月四日

二〇〇一年度予算編成に関して、市長は事業の優先順位を見直し、福祉・教育など市民生活に係わる分野を優先する方針を発表。
九月五日

市人事委員会は、二〇〇〇年度の市職員給与について、ベースアップの見送りと、扶養手当の増額で、月額平均〇・一三％引き上げること、期末勤勉手当を〇・二ヶ月分カットし、四・七五ヶ月分とすることを勧告。
人工衛星を使った調査で、緑被率が二四％であることが明らかに。九三年度調査では、二七・〇二％。
九月十一日

二一世紀の川崎の都市像を探るため、

七月一日

ものづくりの再生へ向けて、情報受発信や異業種交流を行う「基盤技術支援センター（仮称）」の開設計画発表。
七月三日

新川崎駅前の「創造のもり」に慶應義塾大学が「K2（ケイ・スクエア）」タウンキャンパス」オープン。
七月四日

市統計情報課「大都市比較統計年表から見た川崎」を発表。一人当たり市民所得は二三都市中で二位。研究機能集積度も他都市と比較して高い。
七月五日

市長会見などの速報を行うインターネット広報を開始。新鮮情報の提供。
七月十二日

第一三回先端技術見本市「テクノトランスファーストかわさき」開催。
七月十三日

川崎区と幸区のホームレスが九五年以来最高の九二六人。対前年度比二五人増。
七月十四日

「かわさきファズ物流センター」への支援施策に関する住民監査請求棄却。支援施策の公益性認める。
七月十五日

英国シェフィールド市との友好提携一〇周年記念。市長ら代表団が英国へ。こどもの権利条例最終骨子案、市民集会開催。
七月十七日

「夢と希望を育む舞台を目指して」と題して、提言論文などの募集を開始。

九月十二日
介護保険制度の中でショートステイ利用の増加を目指して、負担軽減制度の導入を発表。

大雨の影響から、ポンプ故障、多摩区内で浸水被害。床上浸水一五世帯。

九月十三日
川崎縦貫道二期工事計画案で建設省が見直し方針を決めたことが明らかに。

九月十四日
聖マリナナ医科大学病院麻酔科医師の薬物中毒死で、庁内に報告書検討委員会を発足。北部医療施設の運営委託見直しを含め結論。

九月十七日
市民友好交流団が、英国シエフィールド市へ出発。リュウベックも訪問予定。

九月十八日
九八年度「市民経済計算」を発表。名目経済成長率が四・六％減。

九月二十二日
市立病院に入院する患者から入院保証金を徴収する方針を明らかに。未収金の増加に歯止めをかける目的。

九月二十三日
ブレイメン商店街でブレイメン音楽祭が開かれ、一〇〇〇人パレードに参加。

九月二十五日
かわさきファブの権利金未払い分の返済など早期確定を求め、かわさき市民オンブズマンが住民監査請求。

九月二十六日
市が風しん予防接種の通知を出していなかったことが明らかに。通知を出すとともに、既接種者の費用の弁済へ。

川崎市住宅基本条例に基づく「市住宅政策審議会」の第一回審議会を開催。高齢者や障害者などの意見を住宅政策へ。

二〇〇一年一月からディーゼル車から出る粒子状物質を削減するために、軽質軽油の公用車導入方針を明らかに。

九月二十七日
九九年度の公共工事縮減実績をまとめ、九・三％のコスト削減の達成が明らかに。

市環境保全審議会が改正環境基本条例、大気汚染物質の数値目標をまとめ答申。浮遊粒子物質対策として、「バスケッ卜方式」を導入し、最大九割の削減を。

十月一日
事業系ゴミ収集の民間業者参入を開始。住宅基本条例に基づく「居住支援制度」の連絡調整機関設置。

男女共同参画センターで、介護保険制度を考えるシンポジウム等開催。

十月三日
災害時に緊急輸送道路になるなど、補強がすすんでいる道路は二割弱。

十月四日
多摩区の北部公園事務所前で、ホームレスの男性が自分の服にガソリンをつけ、市職員に負傷をおわせる。

KSP（かながわサイエンスパーク）の人居が一〇〇％に。情報技術、半導体関連企業を中心に増床や新規人居が増加。

第三セクター「かわさきファブ物流センター」の人居率、五年経て一〇〇％に。

十月十一日
川崎市男女平等推進協議会は、夫、恋人の暴力に対する防止策をまとめ市長に提言。

十月十二日
麻生区の王禅寺で「禅寺丸柿発祥記念祭」開催。

十月十四日
川崎市産業振興会館で、「先端科学のまちへ」川崎市の挑戦」開催。

豊かな海の記憶を子どもたちに、「川崎みなと祭り」で海の公園のイメージプランを、四種類の模型で展示。

十月十六日
安い賃料でオフィスなどの提供。川崎市SOHO支援事業、かわさき夢オフィス「創房」が市産業振興財団でスタート。

国保の欠損額一三億円。一〇年前の四・八倍。

十月十六日
東芝は川崎事業所を閉鎖し、本格的な解体作業に着手することを明らかに。

十月十七日
アジアサイエンスパーク協会の初代会長に市産業振興財団理事長の久保氏。

川崎市は市内在住・在勤の熟練技能者に贈られる称号「かわさきマイスター」の今年度の認定者を発表。金属ヘラ絞り歴三九年の鍵屋さんら。

自治省の「経営健全化対策」初指定、川崎市土地開発公社。二〇〇五年度までに、公社保有の土地二二〇件一八ヘクタール処分。市は七三・二億円分を買取り、市債五三〇億の発行や一般財源一一〇億で。

川崎市内の小河川にホトケドジョウやニゴイなどが戻っていることが環境局の九年度河川調査で明らかに。

十月二十一日
市民活動支援指針策定に関するフォーラムを中原区の自治総合会館で開催。市民活動団体への寄付者に対する市税優遇や、中間支援組織のあり方など議論。

十月二十三日
市児童福祉審議会は、公立保育所の民営化の推進などを骨子とする内容を答申。市議会の海外視察復活。

介護制度の改善について、在日高齢者交流クラブなど四団体が市職労とともに市に要望。

十月二十三日
高津署と川崎建設業協会高津特設作業隊で、災害時応援協定締結。県内初。

十月二十四日
国勢調査で市内のホームレスは一〇四三人。市南部で急増。市北部の公園でも許可。

高津区のパークボール場計画、建設省の許可。

十月二十七日
教師や後輩に暴行・傷害容疑で中三の四少年、逮捕。

十月二十八日
新外来棟ができた市立川崎病院で半年間に訪れた外来患者が前年同期よりも約一万二千人増加。

日本の伝統衣装を通じて江戸文化に対する理解を深めようと「第四回川崎宿まつり」が労働会館で開催。

十月二十九日
魔女・怪人などのメロクで「カワサキ・ハロウィン」の呼び物行事「仮装パレード」がJR川崎駅東口周辺で。

十月三十日
市は九九年度決算見込みをもとにした職員給与額をまとめた。普通会計ベースでみた一年間の人件費は、前年度を一一億円（〇・四％）上回る約二二・八九億円で、歳出総額に占める割合は二四・七％。

十一月一日
鷺沼に行政サービスコーナー設置。市内で四カ所目。

修繕資金の低利融資制度スタート。市は、分譲マンション共用部分の大規模修繕などで不足するリフォーム資金を管理組合に無担保、低金利で貸し付ける新融資制度を開始。

十一月三日
「かわさき市民祭り」開催。

十一月四日
ロボフェスタ・フレ大会開催。

十一月八日
パラリンピック・シドニー大会で大活躍

した成田真由美さんに、市民栄誉賞特別賞を贈ることを決定。

川崎市はPFIなど新たな事業手法の導入についての基本方針をまとめた。

十一月九日

小田急電鉄は向ヶ丘遊園モノレール線を廃止すると発表。老朽化に伴う補修費、採算悪化などを考慮したもの。

十一月十五日

川崎市は全国初の「子どもの権利条例」案をまとめ、市議会二月定例会に提案。二年越しで市民と共に策定。「子どもは大人とともに社会を構成するパートナーである」と位置付け。

マイコンシティの未分譲地について、市は分譲価格を二八%引き下げ企業誘致を図る方針を明らかに。

十一月十六日

市職員共済組合の運営資金横領事件、川崎署は同組合の経理担当元職員を逮捕。

十一月十七日

川崎市はK2タウンキャンパスに隣接する市有地二ヘクタールに、新たな研究・開発施設を設置する方針決定。産学交流、インキュベーターの相乗効果を高めている。

十一月十八日

川崎市は普通会計ベースの財政状況を示した九九年度のバランスシートを公表。

十一月二十日

床上浸水などの被害が発生した登戸の住民が損害補償を求めていた問題で、市は補償に応じる方針を明らかに。

十一月二十一日

東京湾の赤潮ストップ。「麻生処理センター」に窒素とリンを今までより多く除

去する処理システム導入。

十一月二十二日

ホームレスの越年対策で、宿泊場所を従来の市立体育館から同区内の簡易宿泊所に変更することを正式に決定。

市は地下水を自然の一部ととらえて、保全や適正利用をめざす「地下水保全計画」の策定に。

十一月二十五日

若手職員による「政策課題研修発表会」で、課税自主権、地域通貨、環境会計について発表。

川崎ファズに川崎市が貸し付けている土地の権利金をめぐり、かわさき市民オンブズマンが行った住民監査請求について、市監査委員は財産の管理を怠った事実はないとして棄却決定。

十一月二十五日

地域のくらし支えあうエコマネー導入をめざす川崎区まちづくりフォーラム開催。

十一月二十七日

川崎市は市人事委員会勧告を完全実施。期末・勤勉手当〇・二カ月分をカット。

十一月二十八日

宮前区鷺沼、調剤薬局の調剤ミスにより児童に重大な健康被害を与えた事件、二週間の業務停止処分。

十一月二十九日

かわさき市民オンブズマン代表幹事の縦貫道予定地の不動産鑑定書の非公開処分取消について、横浜地裁は非公開処分取消を。

十二月一日

「FANTASYかわさきインナイト2000」開始。五五万個の電球が素敵な夜を。

十二月四日

中央図書館の設置場所、武蔵小杉南口の市街地再開発事業の中で整備。「川崎港コンテナターミナル」と「かわ

さきファズ」、事業の拡張凍結や見なおし。縦貫道第一期について完成時期が四、五年遅れる見通し。

十二月五日

IT講習会を実施するため、市民館など一五施設に、約三〇〇台のパソコンを配備。

十二月六日

地方公務員法改正を受け、六〇歳定年職員の再任用制度の平成一四年度導入を決定。

十二月八日

都市計画道路・尻手黒川線のうち、「王禪寺公園北側交差点」と「吹込交差点」を結ぶ約一キロの区間の工事が完成。

十二月十一日

「川崎市南部道路整備計画」に沿道住民の声を反映させる「国道一五号沿道環境改善事業検討委員会」開催。

十二月十二日

ごみの処理手数料の値上げにより、中央卸売市場が市場から出るごみの減量に取り組んだところ、一月に前年同期比で約四割も減量に成功したことが明らかに。

十二月十三日

市の人口が今年一月一日現在で初めて一二五万人を突破したことが明らかに。川崎・幸区で人口が減少し、中北部の人口の伸びが著しい。

十二月十五日

土地の不動産鑑定書の非公開処分取消を命じた横浜地裁の判決について、東京高裁に「今後の用地買収に支障」として控訴。市職員共済組合の元職員の横領事件をめぐり、市は助役ら八人を減給・戒告など処分。

十二月十五日

川崎市は土壌改良用に剪定枝を炭化したり、廃食用油を再生燃料化したりする廃棄物の資源化プラントを二〇一三年度までに稼働させる方針。水江町の用地予定。

十二月十八日

東扇島のKCT・FAZの事業拡張予定

地に、中古車オークション会場がオープン。KTF(神奈川県高度技術支援財団)は県内に立地する大学が保有する技術の実用化に向けた研究助成を開始。

十二月十九日

市は「市内10大ニュース」、「二〇世紀の二〇大ニュース」を発表。

十二月二十一日

川崎縦貫高速鉄道線のうち、小田急線百合丘駅と東急東横線元住吉駅間について、二〇一〇年度の政府予算案の復活折衝で採択。

十二月二十四日

子どもの権利条例が市議会本会議で全会一致で可決成立。

十二月二十四日

市公文書公開運営審議会は、行政の説明責任の明記や電磁記録を対象とすること、出資法人の情報化などを答申。

十二月二十六日

多摩区の小沢城址緑地保全地区で、「里山ボランティア育成講座」開催。

十二月二十七日

市立川崎、井田の両病院に医療ミス防止の危機管理にあたる、リスクマネジャーを配置。体制強化、危機管理意識の浸透を。川崎縦貫高速鉄道について、市民の声を反映させる「地下鉄・周辺整備懇談会」開催。

十二月二十八日

市環境保全審議会の「ディーゼル車対策特別部会」が発足。SPM、NO2ともに二〇一〇年までのできる限り早い段階で、環境基準の達成のための総合対策策定を。

十二月二十八日

市は臨海部を走る市バスに信号機を制御する光ビーコンを搭載。通勤バスの定時制を確保しバス利用者の利便性を図る。

十二月二十八日

市は臨海部を走る市バスに信号機を制御する光ビーコンを搭載。通勤バスの定時制を確保しバス利用者の利便性を図る。

言葉についての想い

総務局交流推進課

朴^{パク}海^ヘ淑^{スク}

1. 頭で考える「言葉」、 無性になつていく「言葉」

なぜ、毎日日本語でしゃべらなければいけないの？ 日本語の使用者として日本にいる人には、こんなこと思ったこともないだろうが、私が国を離れた時、一番役立たなく使いた物にならなかったのは、「韓国語」であった。毎日何気なく使っていた言葉である時点から、突然失う（？）ことには、相当プレッシャーを感じた。来日して四年になった今は、日本語での日常生活が困らないとは言いがたも、母国語では感じなかった、何だか物足りなさや切り切れない気持ちでいっぱいなのは何故だろう。人々は言葉を通じて言葉以上の何かを求めているのではないのか。

生まれた時から母から教わった言葉で、何の不自由もなく自然に自分が表現できることは、とても幸せであろう。どんな理由でも言葉から自由になれないのは、辛いことである。私、日本に来てとても大変で、どうしても損したような気がする。：ではなく、もう一つの言語が出来たことから新しい世界が広がり、今まで体験したことのない

方法で母国語への逆戻りを試している。

言葉は、その国の歴史や文化をはじめとし、日常の人々の悲しみも喜びも溶け込んでいる総合的な遺伝子のようなものだと思う。今、私が借りているこの日本語で、古来からの日本の方々は自然を賛美したり、愛を詠ったり、悲しみを訴えたりしたのである。時を越えて遙かな昔、朝鮮半島と日本列島の人々が使っていたかも知れないその当時の言葉を、今に、生で再生しているのかも知れない。

生まれた地では何のメッセージも感じさせなかった言葉が、遠く海を隔てているこの地で日本語をしゃべっている私に、何か韓国語がしきりに蘇ってくる。年老いた実母のような言葉、喋っているのに無性に懐かしくなる。いつからこの言葉は私の遺伝子に組み込まれて、頭で考える言葉と、いざという時とつさに口から出る言葉と、いざとつたりするのだろうか。二つの言語の境目を追いつづけ、その同質性と異質性を味わう時の楽しみや苦しみを「快樂」と表現したい。この不思議な体験、理由なき快樂を言語を勉強する仲間と共に感じたい。

きつと、日本語から韓国語へ、朝鮮半島から日本列島へ、自由に行き渡る掛け橋になることを思いつつ……。

2. 「言葉」のフイーリング、 「ハングル」文字のお話

日本語は誰が創っていつからこの地で使われているのか？ と聞かれると困ってしまう日本人が多いだろうが、実は日本語だけではなく、言葉の起源については誰にも分らない。とは言え、毎日言葉に恵まれているわりには、言葉の起源やルーツについて無関心な人が多い。無関心というより当たり前過ぎるからかも知れない。世間では夫婦の関係について「空気のような存在」とよく言われているが、ここにもう一つ追加するなら、「言葉」を挙げたい。空気が命に直結するならば、言葉は生活に直結すると言えるだろう。とすれば、これからは夫婦関係を「言葉のような存在」に変えた方がより正確かも知れない。

何気なく使っている空気のような言葉は、全ての生活の場で人々と運命を共にし続けている。世界では大雑把に六、五〇〇余種類の言語があるとされるが、この言語を同じルーツをもつ親戚関係でまとめる一二語族くらいで、幾つかの祖先の言葉から移動、派生して変化を重ねたことが推測できる。その中で日本語と韓国語は文法などに類似したところが多くて、日本人と韓国人が互いの言語を勉強する際一番覚えやすい言葉である。

日本で文字はいつごろから使われ始めたかははっきりしていないが、中国や朝鮮半島からの仏教の伝来と共に漢字が流入して以来と言うのが一般的な学説である。中国

に仏教が流入したのが紀元二世紀で、ほぼ同じ時期に朝鮮半島に仏教と共に漢字が入り、その後、紀元四世紀後半から五世紀には日本にも伝来した(注)と言われている。口だけで喋られて来た言葉が、文字で表記された瞬間から不思議な力で時間と空間を貫き、歴史に生きる存在となったのだ。そしてその当時の日本語が文字として表記されたからこそ、今、私の目の前に現れている。

朝鮮半島では古くから話し言葉はあったが、現在のハングルの文字が創られるまでは、それを表記する文字がなかったことは、長い歴史の中で変遷を繰り返して来た日本語の歴史とは違うところである。現在の韓国語の文字である「ハングル」は一五世紀朝鮮時代に人為的に創られた言語歴史史上珍しい文字である。だから、自分が使っている文字について、誰が創っていつから使われているのか？ と聞かれても朝鮮半島の人だけは、困らない唯一の民族かもしれない。朝鮮王朝第四代の「世宗大王」が「自国に文字がなく民が漢字で苦勞することをかわいそうに思つて」、みずから一四四三年から文字の創案をはじめ、一四四六年九月に「訓民正音」という名で一般に公布した文字が現在の「ハングル」である。賢明な王と共に専門学者たちの研究により、創られた文字であるからこそ、その合理性や優秀性は言語学の中でも高く評価されている次第である。

韓国語を勉強していたある人に、「ハングルは宇宙人の言葉みたい」と言われ、私も自身もすくなく納得してしまったことがある。学者たちが口をすっぱくしてハングル文字の独創性を言っていたが、素人のこの

【特集1】都市に「もり」をつくる

□「創造のもり」をつくる

- シンポジウム「地球経済の振興とベンチャー企業育成・産業創造」(開催にあたって：久保孝雄)基調講演：篠原一〇
- パネル討議「総合司会」原田誠司「ハネリスト」石川久雄・小川勇夫・妹尾堅一郎・塚本芳昭・山田真次郎
- なぜ川崎に進出したか？外資系企業からみた川崎市の優位性について(デルコンピューター専務 古田興司)
- 「新川崎・創造のもり」計画と緑の広場(萩原茂)

- 地域で受け入れられる空間に(佐々木智子)
- 「市民健康の森」をつくる
- なぜ「市民健康の森」なのか(萩原哲)
- 各区の進捗状況(中原区・宮前区・麻生区)

- 「若者の杜」をつくる
- 「インタビュー」チネチッタの試みをさぐる(川崎チネチッタ開発プロジェクト(カワサキ・ミス企画室長 渡我部一成)
- 「インタビュー」川崎デジタル族探訪(牧葉亨)

- 【特集2】「環境三条例」の改正をめぐって
- 手続きの手法と特徴(石田宣久)
- 「環境影響評価条例」のおもな改正事項について(福井俊夫)
- 「緑の保全及び緑化の推進に関する条例」におけるパートナーシップ(高田明)
- 「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」における規制と自主管理(横田寛)

- 「介護保険制度」をめぐる川崎市のとりくみ(福芝康祐)
- 「要介護認定」の実際(斎藤正男)
- 浮遊粒子状物質対策をめぐるバスケット方式について(武川満) ほか

一言で全てを表現したような気がした。地球上では見かけられないほど獨創性があるという意味だからだ。彼が宇宙に行ったことがあるかどうかは確認してないため本当のことは知らないが、今も無性に同感している。このように外国語を勉強する人には、その言葉についてそれなりのフィーリングをもつようだが、私が初めて日本語に出会った時のフィーリングとは、「雨に濡れたミミズのようなものが平仮名で、硬くなったミミズのようなものが片仮名で、それが識別できる日本人がすごい」と思った。これに比べるとハンゲル文字に対する彼の感性はすばらしいのではないか。そうでなければ、本当にハンゲルという文字がすばらしいのだろうか。

一五世紀の東洋では、中国の漢字をはじめとして、蒙古、西夏、女真、日本、インド、チベットなどで既に文字が使われていた。実は、朝鮮半島には現在のハンゲル文字ができるまでには、表記手段として文字が全くなかったわけではない。新羅(注2)官庁と民間では、漢字を利用した「吏説」(注3)という表記があつたが、不十分な言葉であつたため、現在まで発達しなかつた。長い間、漢字を借りて使つていたため、ハンゲル文字が創案されても、既存の漢字勢力の抵抗が根強くしてすぐ定着できなかったのは残念である。それに、皮肉なことに朝鮮王朝が終わるまで公用語として認められることはなかつた。漢字に対する二級文字(?)として文字創案から公用語になるまでには、五〇〇年近くの年月を彷徨い、一八九四年朝鮮半島に近代改革の風(注4)が吹くと共に公用文使用に認められ、「国文」として位置づけられる。しかし、間もなく

朝鮮半島が日本の植民地(注5)に置かれ、言葉生存の最大の危機を迎える。ようやく、日本の敗戦と共に、朝鮮半島は独立と言語の自由を得るが、今度は、朝鮮戦争が勃発(一九五〇～一九五三年)し、資料の焼失をはじめとするハンゲルの空白期となる。休戦後南北分断の状況の中、ハンゲル文字は南北それぞれの国語を表記する文字として採用され、世界の言語の文字と共に肩を並べている。

3. 時空を貫く「言葉的な存在」として

もはや、中国漢文の猛威も日本の植民地の危機も去つた今、「ハンゲル」の苦難は終わったのか？

言葉は有機物であり、生まれて成長を重ね、いつかは死を迎える。人間と同じく、長生きするものもあれば、生まれたばかりでこの世を去るものもいる。時空を超えて無形の言葉が生き残りつづけるための戦いは終わりが無い。前述で分かるように今立ち上がったハンゲル文字は、専門分野の用語整備から固有語の貧弱さの克服までまた、南北分断の長期化が言葉にもたらす影響など残された課題は山積している。その上、物流の速さは言葉にも影響し、圧倒する借用語や外来語の氾濫、英語をはじめとする国際語の猛威による公用語併用論など、ハンゲルの道のりはまだ先が見えない。

今日のグローバル時代は物と情報だけでなく言葉にも影響し、一国一言語だけでなく言葉にも近い将来には、多言語の選択肢や国際語の脅威に悩まされるのだろう。今使っているこの言葉が、空気のような存在として私の子へ孫へと生き続けるのかは誰にも分からない。二一世紀末には地

球上の民族言語の九〇%以上が消滅し、六五〇〇言語のなかで生き残るのはせいぜい三〇〇語程度と言語学者たちは警告している。国際化という名と共に生きる我らの言葉の道のりは平たんな道だけではないようだ。

愛国主義者でも、国粹主義者でもない個人が、今さら言葉に訴えるのは、時代逆行、世代逸れ、若者(?)外れ、流行遅れなのか。異国で感じるありふれたホームシックなのか。単なる感傷的な女のノスタルジアなのか。仕事中、韓国のお客さんを出迎え、「韓国語上手ですね」と誉められた時の戸惑い、日本人から「日本語上手ですね」というセリフがいつの間にか「こんな、知らない？」と変わり、怒られる時の悔しさ。こんな目に遭うと、日本語と韓国語の境目に、日本人と韓国人の間に置かれ、歯切れ悪い「周辺人」として、日本の第三の思春期を迎えているようだ。この思春期の発露として、「言葉」に託し自分の「アイデンティティ探し」をしているのかも知れない。いくら立派な文字でも人々に使われない言葉は化石に過ぎない。いま私は、微かな存在でありながらも、「言葉的な存在」として生き残る本能との戦いをしているのかも知れない。

注1 「日本語史」中森卓也編著、おうふう、一九八九年
 注2 新羅…三五六～三九五年、日本は弥生時代から平安時代前半
 注3 新羅時代から主に下級官吏の公用文、契約文の文体として使われた。漢字の用法と読みには伝統的な形があるため、ハンゲル文字以前の古代朝鮮語の重要な資料である。(日本の万葉仮名のようなもの?)
 注4 甲午更張…一八九四年から翌年に掛けて行われた政治改革として、朝鮮社会の近代化を進める画期的な出来事。
 注5 日本植民地時代…一九一〇～一九四五年、皇民化政策の元で一九三八年「第三次教育令」により、朝鮮語は「隨意科目」とされ実際に使用禁止となる。

◆本号の提言論文や新時代の課題では、目立ってコミュニティや市民参加、人権、福祉、ITの問題など、ソフト施策の必要性が説かれていきます。これからの二一世紀の都市像を描いていく場合には、これらを基本とし、お互いにどう生きていくかを考えていくべきなのでしょう。近い将来は人口の減少も予測されており、右肩上がりでの全体のバイを増やさなくとも、やり方によっては効率的な都市社会ができるような気がします。資源・環境問題を考えてもそう思えます。各論文を読んでつくづく感じました。

(総合企画局都市政策部長 河原茂)

◆今回の特集である提言論文、市民提案を読んで川崎市職員として考えさせられることが多かった。前回の編集後記にも書きましたが、愛着の持てる川崎市、住みやすい川崎市等、どうすれば実現するのか、色々なヒントが提言されていると感じました。何事においてもそうだと思いますが、それぞれの視点に立った物の見方が大切なのだと思います。川崎市職員として物を見るのではなく、一市民として普段感じる疑問が大切なのではないか。そういう感覚を養いたいものです。

(総務局情報管理部行政情報課 飯嶋謙介)

◆平成二二年度の政策形成まちづくり研修は、本編に掲載されているように、川崎市、相模原市及び町田市の三市合同で実施しました。今回の研修では、研修生が論議するツールとしての電子メールが非常に効果的であったと感じました。報告書もメールで送られ、時間の節約やペーパーレスなどの効果を実感しました。現実の制度とは別に、メールがかなり職員の間で浸透していることを痛感しました。

(総務局情報管理部システム企画課 棚山文夫)

◆本号では入選した提言論文・市民提案を紹介したが、市民からの投稿に比べて本市職員からの投稿が少なかつた。夢と希望をばぐくむかわさきの実現に向けて、提案をかたちにしていくことが、投稿すること以上に重要な取り組みである。九号、一〇号と本誌の編集に関わり、本市の政策課

題解決に向けて、積極的に取り組んでいる職員が多くなるのを感じている。今後提案された斬新な視点や自由な発想等を活かす実践的な取り組みを、本市の中で紹介できると思う。

(総合企画局企画調整課主査 高橋勝美)

◆編集会議に提案したITは、特集にはなりませんでした。結果的に一つの切り口となったようですが、ITは、今や国家レベルの課題となつていますが、それをどのように市民サービスにつなげていくのかは、地方自治体に関わるところです。行政の情報化が、単なる経費削減のOA化に終わるか、市民サービス向上を目指したIT化になるかは、行政のマインドにかかっています。優良といわれる企業は、サービスの目標を、顧客満足から個々のお客様への顧客満足へと押し進めているようです。翻って、私たちの提供するサービスはどうでしょうか。今後とも考えていきたいと思

(経済局産業振興部商業観光課主査 川村真一)

◆仕事を通して多くのボランティアの方とお話をさせていただいている。「ボランティアが楽しい」「ボランティアをしてみたい」というような声を聞くことが多い。一方で「やらされている」「行政の肩代わりをさせられている」という声を聞くこともある。「市民協働」とは市民にとって、行政にとつていったい何なのだろう。行政の提案することが市民協働ではないし、まして安価に済ますために行うことでもない。市民、行政双方が、一つのテーマで共通の理念や目的意識を持って、地域社会に貢献できることを共に喜びに感じられる時に初めて市民協働が成立するのではないだろうか。市民共働と思つて実施していることが、本当に市民の方が求めているのか押しつけになっていないか、今一度足元を振り返ってみる必要があるのではないだろうか。二一世紀の新年度を迎えるにあたって、市民自らが求める市民協働の事業を共に考え展開していきたいと思う。

(健康福祉局社会復帰医療センター主査 柴静枝)

◆市役所内のIT化が進みつつあるが、機器の物理的な台数不足は深刻だ。本号の中で、経済局の川村氏が指摘しているが、今の市役所は職員が私物のパソコンやワープロを持ち込むことで普段の

業務が成り立っている。もし、私物を排斥したら、業務が麻痺してしまうだろう。市役所では、「市民のため」に仕事をするようにと言われる。市内のIT化は直接的には市民の利益にならないように見えるが、実は全く逆なのだ。市内がIT化に機能せずして、効率的な市民サービスなど提供できるはずがない。IT化を中心とした「構造改革」が今求められている。

(消防局総務部管理課 竹山一久)

《事務局あとがき》

◆「二一世紀の川崎の都市像」について提言論文(企画)から、市民提案(川崎市民のみ)を公募するにあたって、事務局からは、都市像を組み立てるための「ものさし」として、つぎの三つの項目を提示しました。一つは、都市から地球規模を見つめる視点(グローバルイズム)に立つこと。二つは、市民がみずからの能力をもって、自己実現できる市民社会を築くこと。三つは、自己批判する能力を有した自治体政府を展望すること。考えてみれば、本誌の水準を問う際の「ものさし」として通用しそうですが、さて、本誌が読者の厳しい選考の目にどこまでたえられるか、不安はまぬがれませぬ。

(総合企画局都市政策部参事 大矢野 修)

◆新世紀の地方行政のキーワードを考えてみた。共生、NPO、IT、参加、協働、持続する(サステイナブル)、右肩上がり、e、今の行政課題から連想されるものが次々と浮かぶ。それらを貫くものは何だろうか。「シェアリング」前に読んだ「オランダモデル」にあったかな。最近、あまりよくない社会になつている。閉塞感から、強いリーダーシップが求められている。しかも、中身は問わない。それが、空虚であつても構わない。「白山からの逃走」か?歴史は繰り返すのか。しかし、二一世紀だ。市民社会は成熟しているぞ。デモクラシーは、しかり根付いているぞ。子どもの権利条約で、「相手の違いを認め、尊重することから自分の権利が始まる」といった子ども自身のことは、そうなんだ。人権もシェアリングだ。「分かち合い」か、この日本語訳は、受けるかな。

(同部副主幹 板橋洋一)

◆今回の「政策情報かわさき」は、「新世紀ボランティア事業」の一環として、多くの市民からい

ただいた提言や提案の一部を掲載しています。ここに寄せられた多くの市民は、川崎市の将来の都市像と、新たな時代にふさわしい地方政府を確立するためにどのような対応が求められるかを的確に指摘されています。一つひとつの提言等を読むにつけ、様々な課題や問題につきあたることの多い閉塞状況のなかでも、ここで掲げられた意見ときちんと向き合っていくことが必要であり、解決の糸口も見出されるものと考えます。

(総合企画局都市政策部 伊藤和良)

◆「男女平等かわさき条例」が川崎市議会に上程される。通常本市の条例名称は、「川崎市〇〇〇〇条例」というように頭に「川崎市」がつくものがほとんどである。それにもかかわらず敢えて順序を入れ替え、さらに「かわさき」と平仮名で表記した。市民へのわかりやすさ、親しみやすさに加え、男女平等のまちを市民も行政もみんなで共に作り上げていこうとする思いが込められているはずだ。二一世紀の地域社会づくりの根本にあるべき姿勢にちがいない。(同部主査 土方慎也)

◆先日、地方の県庁に勤める友人に会いました。彼の出張の目的は、企業誘致とこれまで造成してきた工業団地の売却でした。新しい世紀は幕を開けましたが、依然としてバブル経済の遺産を清算している段階にあり、行政改革や構造改革を叫んでいても、行政主導、さらには中央主導という意識は抜けず、古い組織体質自体はほとんど変わっていないとこぼしていました。一方で、新しい時代は自分たち皆手をつくっていくんだというあつい思いも語ってくれました。今回の特集の論文からも、二一世紀の川崎をどのようにすべきか、そうした熱い思いを感じました。地域社会に対して熱い思いを抱きつつ、みんなが地域をつくっていく、新しい時代をそうしたい社会にしたいなと思つています。(同部 鈴木洋昌)

—投稿をお待ちしています—

本誌は職員が自由に意見を発表し、討論するひろばです。日頃の自主研究の発表の場として、投稿をお待ちしています(執筆は個人・グループのいずれでも構いません)。応募される方は、事前に研究の概要をA4判紙二枚以内にまとめて同部政策課調査担当までお送りください。



9784905913801

ISBN4-905913-80-2

C3031 ¥600E



1923031006003

言叢社

定価——(本体 600円+税)

第 **10** 号
2001 March no.10

政策情報

Review of public policy, KAWASAKI CITY

かわさき

川崎市総合企画局都市政策部

政策情報かわさき 第10号

2001年 3月20日発行

【編集・発行】川崎市総合企画局都市政策部
〒210-0004

川崎市川崎区宮本町1番地
TEL.044-200-2168 FAX.044-211-8354

【発売元】有限会社 言叢社

〒101-0065

東京都千代田区西神田2-4-1 東方学会本館
TEL.03-3262-4827 FAX.03-3288-3640